

第八十四回国会 参議院農林水産委員会會議録第二号

昭和五十三年二月二十八日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十二月二十日

川村 清一君

補欠選任
阿具根 登君

十二月二十一日

阿具根 登君

補欠選任
川村 清一君

二月八日

下田 京子君

補欠選任
小笠原貞子君

二月九日

小笠原貞子君

補欠選任
下田 京子君

二月十四日

丸谷 金保君

補欠選任
吉田忠三郎君

二月十五日

原田 立君

補欠選任
宮崎 正義君

同日

吉田忠三郎君

補欠選任
丸谷 金保君

二月二十二日

宮崎 正義君

補欠選任
原田 立君

二月二十三日

岩上 二郎君

補欠選任
降矢 敬雄君

二月二十四日

降矢 敬雄君

補欠選任
浅野 敏君

同日

浅野 敏君

補欠選任
降矢 敬雄君

二月二十八日

降矢 敬雄君

補欠選任
松垣徳太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

北 修二君

久次米健太郎君

小林 国司君

坂元 親男君

田代由紀男君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

三治 重信君

喜屋武眞榮君

中川 一郎君

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房技

術審議官

農林省農林經濟

局長

農林省構造改善

局長

農林省農畜園芸

局長

農林省畜産局長

局長

農林省食品流通

局長

農林省技術會

議事局長

食糧庁長官

林野庁長官

水産庁長官

大場 敏彦君

野崎 博之君

杉山 克己君

大伏 孝治君

堀川 春彦君

澤邊 守君

藍原 義邦君

森 整治君

竹中 謙君

龜井 敬之君

大橋 實君

上杉 一雄君

鹿兒島重治君

柳 庸夫君

大蔵省主税局税

制第三課長

国税庁間税部酒

税課長

資源エネルギー

庁公益事業部業

務課長

自治省行政局行

政課長

自治省財政局交

付税課長

本日、の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農林水産政策に關する調査

(昭和五十三年度農林省關係の施策及び予算に關する件)

委員に選任されました。

また、去る二十二日、同君が委員を辞任され、その補欠として降矢敬雄君が選任されました。

○委員長(鈴木省吾君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行います。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に川村清一君を指名いたします。

○委員長(鈴木省吾君) 昭和五十三年度農林省關係の施策及び予算に關する件を議題といたします。

まず、農林大臣の所信を聴取いたします。中川農林大臣。

○國務大臣(中川一郎君) 農林水産委員會の開催に当たりまして、私の所信の一端を申し上げます。

最近のわが国經濟社會の動向を見ますと、わが國は過去數カ年にわたる經濟社會の混亂と停滯を乗り越えて、安定成長社會への道を全力を傾けて切り開いていくことが強く求められております。

資源問題、通商上の摩擦の増大等多くの制約を克服し、均衡のとれた安定社會へ大きく轉換していくかなければならぬのであります。

かかる状況のもとに、農林水産業は、國民生活の安全保障にかかわる食糧を安定的に供給するという使命のほか、健全な地域社會の維持形成と國土及び自然環境の保全という重要な役割りを担っております。こうした農林水産業の役割りは、わ

が国経済社会が、今後、健全にかつ調和のとれた姿で発展していく上で不可欠のものであり、まさに農林水産業の発展なくしてわが国の真の繁栄はないと申しても過言ではありません。

しかしながら、最近における農林水産業を取り巻く内外の諸情勢には、まことに厳しいものがあります。

国際的には、昨年来わが国の大幅な国際収支の黒字等をめぐって、農林水産物貿易問題がきわめて厳しい状況にあり、一方、わが国農業の現状を見ると、高度経済成長の過程を通じて労働力、土地が流出し、都府県においては、半数以上の農家が第二種兼業農家になるなど、その体質は脆弱化しております。

また、農業生産の動向も、米が再び過剰の状態を強める一方で増産の必要な飼料作物、麦、大豆等の生産が伸び悩むという事象が見られ憂慮されております。

林業につきましても、近年、木材需要が伸び悩む中で、木材輸入に主導されて需給は緩和基調にあり、木材価格の低迷等国内林業を取り巻く経済条件は一段と厳しさを増しております。

さらに、水産業につきましても、一昨年、昨年に米、ソ、加、EC等の二百海里水域の設定が相次ぎ、二百海里時代の幕あけとなり、総漁獲量一千万トンのうち外国の二百海里内において四百萬トン近くを漁獲しているわが国は、多大の影響を受けたところであります。今後は、さらに南太平洋諸国等における二百海里水域の設定、あるいは既設定国による漁獲割り当て量等の制限強化が予想されるところであります。

このような情勢を見るとき、将来にわたり国民食糧の安定的供給と農林水産業の振興を図るため、総合的な政策を強力に推進することが、いまや緊急の課題となつていと言わなければなりません。

まず、農林水産行政の展開に当たつての基本的態度について申し述べたいと思ひます。

私は、農林水産行政の基本は、農林漁業者が誇りと生きがいを持つて農林水産業にこそしめるようその体質の強化を進め、国内で生産可能なものについては極力国内で賄うよう総合的な自給力の向上を図ることにあると考えており、わが国の国土資源等の制約から今後とも海外に依存せざるを得ない農産物の安定的な供給と相まって、国民食糧の安定確保と国民生活の安定に資するよう努めてまいりたいと考えております。

農政の当面の課題は、米の過剰の問題であり、私は米の需給の均衡を回復するための対策に全力を傾ける決意であります。これは単に米の減産を目的とする後ろ向きな対策として実施するのではなく、総合食糧政策の基本的考え方に基づいて、国内資源に依存する食生活への誘導を図る観点から米の消費拡大を積極的に推進しつつ、自給力向上の主力となる作物を中心に農業生産を再編成し、日本農業の新たな展開を図るというところで対処してまいりたいと考えております。また、その確実な実施は食糧管理制度を堅持するゆえんでもあると考えております。

また、農産物貿易問題につきましても、最近の国際収支の大幅黒字等を背景に、米国等の諸外国からわが国に対し輸入の拡大の要請が一般と強くなつております。本問題につきましても、わが国経済の置かれた非常な事態にもかんがみ、農林水産業関係においてもできる範囲の協力は必要であると考えています。水田利用再編対策等の総合食糧政策や農家経営の安定に支障を与えないことを基本として対処していく方針であります。

さらに、以上のような見地に立つて農林水産行政を推進するに当たっては、私は、農林漁業者はもとより消費者対策に配慮する等幅広く国民の理解を得ながら進めることが大切であると考えております。

私は、以上申し述べたような基本的考え方に立つて、従来から進めていた総合食糧政策を一層強力に推進することを基本とし、需要に即応した生産の増大、農林水産業の生産基盤及び生活環境の整備、価格の安定と所得の確保、生産の担い手及び後継者の確保等各般の施策を推進してまいり所存であります。

次に、昭和五十三年度の主要な農林水産業施策について申し述べたいと思ひます。

第一に、需要の動向に即応した農業生産の再編成を進めることが必要であります。

まず、当面の農政の最大の課題となつております米につきましても、稲作志向がきわめて根強い一方で需要の減退が続いているため、再び生産調整開始時期の昭和四十五、六年当時のような事態を招きかねない状況にあり、今後米需給の均衡を図るためには、需要の拡大を積極的に図るとともに、従来の水準を大幅に上回る規模の生産調整を行う必要がある情勢となつております。

他方、飼料作物、麦、大豆等の増産の必要な農産物の国内生産は依然として伸び悩んでおり、生産拡大のためには一層の努力が要請されております。

このような情勢にかんがみ、昭和五十三年度より、長期的視点に立つて、米の消費拡大を積極的に推進しつつ、米の生産を計画的に調整し、飼料作物、麦、大豆等の生産拡大とその農業経営における定着化を図り、もつて需要の動向に安定的に対応し得る農業生産構造の確立を期するための米需給均衡化対策を推進することとしております。私としては、このため、構造、生産、価格等のあらゆる施策を活用し、関係各位の御協力を得てぜひとも本対策の確実な実行を期してまいりたいと考えております。

また、麦につきましても、麦作集団の育成、土地条件の整備、米麦一貫栽培の推進等を図るとともに、野菜、果樹、養蚕、大豆、甘味資源作物その他の畑作物につきましても振興対策を強力に推進することとしております。さらに、畜産につきましても、特に、畜産団地育成事業の拡充、飼料の自給力の強化を図つてまいりることとしております。

第二に、需要の動向に即応して農業生産の再編成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤について、水田利用の再編及び畑作振興に重点を置いてその整備強化を図つてまいりることとしております。

このため、灌漑排水事業、圃場整備事業により水田の汎用化を積極的に推進するとともに、畑作の振興に資するため、畑作振興に必要な基盤整備事業を重点的に実施することとするほか、新たに、畑地帯水源整備事業を実施することとしております。

また、農用地開発事業の積極的推進を図るため、農用地開発公団事業の拡充、国有林野等の活用による開発適地の確保、農林地の一体的な開発整備を進めてまいりる所存であります。

さらに、優良農用地を確保し、計画的な土地利用を進めるため、農振法、農地法等の適切な運用を図るとともに、農地保有合理化促進事業を強化することとしております。

第三に、農産物の価格安定対策について申し上げます。

需要の動向に即応した農業生産の再編成を進めるためには、生産対策、構造政策等各般の施策と相まって価格政策の役割が重要であり、このため、農産物相互間の相対収益性の改善に留意しつつ、各種農産物の価格安定制度の内容を改善するとともに、その適切な運用を図つてまいりる所存であります。

まず、米価につきましても、食糧管理制度の適正、円滑な運営に資することを旨とし、このためにも、諸般の経済事情に配慮しつつ、引き続き売買適正の段階的解消等適切な価格決定を行つてまいりたいと考えております。

また、米以外の麦、野菜、果実、生糸、大豆、甘味資源作物、畜産物等についてもそれぞれ価格安定制度の適正な運営に努め、米ばかりに偏ることなく農業生産が需要の動向に即応して再編成されるような条件づくりを進めてまいりたいと存じております。

第四に、私は、需要の動向に即応した農業生産の再編成を進めるためには、これを担う主体の側

面から、農業への意欲と能力を有する中核的担い手となる者の育成と後継者の確保を図ることが肝要であると考えております。

このため、地域の実情に即し、農業者の自主性と創意工夫を生かして、担い手を中心とした農業の組織化、土地利用管理の適正化、地域農業の複合化、生産条件及び生活環境の整備等を総合的に行う新たな農業構造改善事業を行うとともに、従来から進めている地域農政特別対策事業を拡大実施することとしております。また、集団的生産組織の育成、農地保有の合理化等を図ってまいります。

さらに、すぐれた後継者を確保するため、研修教育体制の整備、後継者育成に関する金融措置の充実等を図ってまいります。

第五に、農林水産業の生産体制を整備するため、農山漁村を活力に満ち豊かで安定感のある地域社会とするような諸条件の整備に努めてまいります。

このため、生産基盤とあわせて生活環境条件を整備する農村総合整備モデル事業について第二期事業に着手するとともに、新たに林業及び漁業集落の環境条件を総合的に整備する事業を実施することとしております。

また、山村等の振興対策、農業者年金制度の充実を図るとともに、生活改善普及事業、農業者の健康対策、高齢者、婦人対策の推進を図ってまいります。

第六に、農産物を適正な価格で供給し、国民の消費生活の安定を図るため、流通加工の近代化、消費者対策の拡充を図ってまいります。

このため、卸売市場の整備、小売業の近代化等を進めるほか、特に、国民的関心の深い食肉流通につきましても、総合食肉流通体系整備事業の拡充を図るとともに、新たに部分肉流通適正化施設設置事業及び食肉共同処理合理化事業を実施することとしております。

また、わが国の風土、資源に適合した食生活の

普及を図るため、米の見直しを基本とし、消費者への啓蒙普及、学校給食における米飯給食の計画的拡充等を通じ、米の消費拡大を進めるとともに、牛乳消費の安定の拡大、多獲性魚等の消費拡大等に努めることとしております。

第七に、農林水産業の生産力を高めるとともに、その生産性の向上を図るため、農林水産技術の開発と普及に努めてまいります。農林水産技術の開発と普及に努めてまいります。農林水産技術の開発と普及に努めてまいります。農林水産技術の開発と普及に努めてまいります。

また、農業生産の再編成に対応した農業改良普及事業の展開を図るため、水田利用の再編、農業生産の担い手の育成、地域農業の組織化等についての指導を充実することとしております。

第八に、わが国の国土資源の制約等から、海外に依存せざるを得ない農産物につきましても、輸入の安定的確保を図ることとしております。

このため、主要輸出国との緊密な情報交換、穀物等の安定供給に関する取り決めの円滑な履行、備蓄対策の推進を図ってまいります。

また、開発途上地域等の食糧増産等を積極的に支援するとともに、これにより輸出余力が生じた場合にはこれをわが国への安定供給にも結びつけていくため、これらの地域への農林業開発協力を図ることとしております。

以上のほか、制度金融につきましては、北海道及び南九州における畑作営農改善資金制度の改善等農林漁業金融公庫資金の充実を図るとともに、農業近代化資金、農業改良資金等の拡充を図ることとしております。また、畑作物共済及び園芸施設共済の本格的実施等農業災害補償制度の充実を図るほか、農林水産統計の整備充実等を図ることとしております。

次に、林業の振興について申し上げます。森林・林業につきましては、近年、森林の持つ木材生産機能のみならず、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成等の公益的機能の維持向上と農山村地域の振興の上からもその役割に對する国民の要請が高まっております。

林業を取り巻く情勢につきましては、木材価格の低迷等一段と厳しいものがありますが、このような国民の要請にこたえ、その役割を一層高めていくため、森林資源の整備と林業の振興を強力に推進してまいります。

このため、造林・林道等の林業生産基盤の整備及び治山事業を計画的に推進するほか、林業構造改善対策、マツクイムシ対策、間伐対策の推進を図ってまいります。

また、新たに林業労働者の就労の実態に即応した退職金共済制度の適用の促進を図るとともに、特用林産物の振興対策の強化、森林組合制度の強化を図ってまいります。

さらに、国有林につきましては、その経営がきわめて悪化しておりますので、その計画的改善に積極的に取り組み、事業規模に見合った組織機構の簡素化及び事業運営の改善合理化とあわせて、新たに国有林野事業の基盤の整備のため、一般会計資金の導入を行うこととしております。

次に、水産業の振興について申し上げます。冒頭でも申し上げましたように、近年水産業を取り巻く諸情勢にはまことに厳しいものがあり、これに對処するため、水産施策を強力に展開する必要があります。

このため、まず、わが国周辺水域における水産資源の維持増養とその高度利用を図るため、資源調査の拡充、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の拡充を積極的に図ってまいります。

ております。

以上のほか、多獲性魚等の利用加工技術の開発等水産物の高度利用を推進するための施策を講ずるとともに、漁港整備事業及び沿岸漁業構造改善事業の計画的推進並びに流通、価格、経営対策、漁業公害対策等各般の施策の充実を図ってまいります。

なお、特に水産行政機構の拡充強化を図るため、これら施策の拡充強化とあわせて省名を農林水産省に改めるほか、わが国周辺水域内の漁業の振興を図る振興部の新設並びに養殖研究所及び水産工学研究所の新設を行うこととしております。

五十三年度予算におきましては、これらの施策を推進するために、必要な経費について、その重点的な確保に努めたところであります。

また、施策の展開に伴い必要となる法制の整備につきましても鋭意法律案の作成を進めているところであり、本委員会においてよりよく御審議のほどをお願いいたします。

以上、所信の一端を申し述べましたが、私は今日の農林水産業をめぐる厳しい情勢の中で、農林水産業の体質を強化し、総合的な自給力の強化を図るため、全力を傾けてまいります。覚悟であります。本委員会及び委員各位におかれましては、農林水産行政推進のために、今後とも御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木省吾君） 次に、昭和五十三年農林省関係予算について説明を聴取いたします。初村農林政務次官。

○政府委員（初村滝一郎君） 昭和五十三年農林水産関係予算について、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十三年度一般会計における農林水産関係予算の総額は、総理府など他省庁所管の関係予算を含めて三兆五百六十七億円で、前年度の当初予算額と比較して一五・八%、四千六百六十六億円の増加となっております。

以下、予算の重点事項について御説明いたします。

す。

第一に、食糧需要動向の変化に対応した農業生産の再編成に関する予算について申し上げます。

最近、稲作志向がきわめて根強い一方、米に対する需要が引き続き停滞しているため、米過剰の基調は一層強まっております。他方麦、大豆、飼料作物等今後増産の必要な農産物の生産は伸び悩んでおります。

このような状況を踏まえ、米の生産を計画的に調整するとともに、農地利用の中核的農家への集積を図りつつ、水田の高い生産力を活用して今後増産の必要な農産物の生産を拡大し、またその定着を図ることが肝要であります。このため、新たに昭和五十三年以降おおむね十年間の対策として水田利用再編対策を実施することとし、昭和五十三年度から昭和五十五年までをその第一期として、各年百七十万トンに相当する水田を対象に転作等を推進することとしております。

また、本対策の円滑な推進に資するため、奨励補助金の水準を適正に定めるとともに、都道府県が地域の実情に応じて転作条件を整備するのに必要な諸対策を機動的に実施するための転作促進対策特別事業を創設するなど水田利用再編対策として総額二千二百十二億円を計上しております。

次に農業生産基盤の整備については、農業生産の再編成を図るとともに、あわせてわが国経済特に農山漁村の景気対策にも配慮し、近年にない大幅な予算額の増大を図ったところであります。特に、水田利用再編対策と畑作の振興を強力に推進するため、圃場整備事業、畑地帯総合土地改良事業、土地改良総合整備事業等を積極的に推進することとし、新たに水源工事を必要とする特殊土地地帯を対象として畑地帯水源整備事業を創設することとしております。また、農用地開発事業の積極的な推進を図るため、補助事業の採択要件の緩和を行うとともに、農用地開発公団事業として、干拓地において農畜産物の生産団地を形成するための事業を創設することとしております。これらを合わせた農業生産基盤整備費として、総額七千二

百八十二億円を計上しております。

次に、主要農産物の振興対策について申し上げます。

まず、麦については、農作業の受委託、営農排水等営農条件の整備等を総合的に行う高度麦作集団育成総合対策事業等を引き続き実施するとともに、新たに麦を取り入れた合理的輪作体系の確立と畑作麦の担い手の確保等を総合的に推進することとめ、畑作麦集団育成特別対策事業を実施することとしており、麦生産振興対策として総額百七十三億円を計上しております。

また、大豆、甘味資源作物、特産農産物については、それぞれ既存事業の拡充実施を図るほか、新たに、地域の実態に応じた大豆作の受委託を推進する事業、簡易な土地基盤整備、栽培の機械化等を推進するサトウキビ生産団地育成事業、営農的土地基盤整備、省力機械の導入等を行う特産畑作振興対策事業等を実施することとし、総額百十三億円を計上しております。

養蚕対策については、新たに桑苗生産地の育成及び罹病桑園の改善を推進する桑園生産改善緊急対策事業を実施する等施策の充実を図ることとし、総額三十九億円を計上しております。

また、野菜の生産対策については、野菜の生産、供給の安定を図るため、野菜指定産地を中心とする集約的な野菜産地の育成強化対策を進めるとともに、地方都市周辺の地場野菜産地について、水田における野菜への転作の推進にも配慮しつつ、その維持育成の図るため、新たに地場野菜産地生産流通対策事業を実施することとしております。なお、以上のほか、野菜の合理的輪作体系の導入定着の促進を図るための事業、園芸用廃プラスチックの適正処理を推進するための事業等についても、引き続き実施することとしております。

野菜の価格対策については、水田利用再編対策の推進に資する観点からも制度の拡充を図ることとしており、指定消費地域の拡大、補てん率及び保証基準額の引き上げ等価格補てん制度の改善、都道府県段階で行われている特定野菜の価格安定

事業の対象品目の拡大等を行うこととしております。

これら野菜対策として、総額三百二十三億円を計上しております。

果樹の振興対策については申し上げます。温州ミカンについては、その供給及び価格の安定を図るため、果実生産出荷安定基金を活用して、生産、価格、流通にわたる総合的な対策を講ずることとしておりますが、特に加工原料用果実の価格補てん事業につき保証基準価格及び補てん率の引き上げ等を行うこととしております。また、新たに温州ミカンを中心として栽培の省力化、品質の向上等を図る柑橘産地の再整備対策を実施するとともに、果汁仕向け量の増大に対応するため、果汁工場等の主要施設の整備を新たに実施することとしております。リンゴ、桃、ナシ等の落葉果樹については、引き続き生産振興対策を実施するほか、オウトウにつきましては、内外の諸情勢にかんがみ、生産、出荷の合理化対策を拡充強化することとしております。これらを合わせた果樹対策として、総額七十六億円を計上しております。

次に、畜産の振興対策について申し上げます。まず、飼料対策については、既存の畜産地帯を再編整備し、新たな畜産主産地の形成を図る公社畜産基地建設事業の創設等により草地開発事業を積極的に推進するとともに、新たに飼料基盤の脆弱な大家畜経営の健全な発展を図り、また水田利用再編対策の推進にも資するため、土地条件の整備、飼料作物の生産利用の合理化施設の設置等を行う自給飼料生産向上特別対策事業等を実施するほか、飼料穀物の備蓄対策及び配合飼料の価格対策を推進することとしております。

酪農、肉用牛、養豚の各部門についても、団地育成事業を拡充し、地域の実情に応じて他畜種を組み合わせた畜種複合型の団地の育成を図るとともに、牛肉生産体制を緊急に整備する必要があることにかんがみ、肉用牛団地育成事業につき計画の繰り上げ実施等を行うこととしております。また、家畜導入対策、家畜改良増殖対策の充実にも

努めることとしております。

畜産物の価格、流通加工対策については、肉用子牛の価格安定事業につき、保証基準価格及び補てん率の引き上げ等を行うとともに加工原料乳に対する不足払いの実施等価格対策及び牛乳の消費拡大対策を充実するほか、牛肉をめぐる内外の諸情勢にかんがみ、総合食肉流通体系の整備を繰り上げ実施するとともに、新たに部分肉の物流と取引の拠点としての部分肉センターの設置、食肉の小売店の協同組織による共同仕入れ、処理等を促進する食肉共同処理施設の設置等を行うこととしております。このほか、畜産振興事業団の指定助成対象事業においても牛肉の流通改善を図るための事業に要する経費を別途計上しております。

これらの畜産振興対策として、総額千四百九十七億円を計上しております。

以上のほか、農業機械の効率利用及び農作業の安全確保を総合的に推進する等の農業機械対策、畑地の重粘土等の不良土壌を改良する耕土改良対策等の地力対策を実施することとしております。

第二に、農業構造の改善と地域農業の振興に関する予算について申し上げます。

食糧需要動向の変化に対応した農業生産の体制を整備するためには、長期的視点に立って、農業への意欲と能力を有する担い手の育成と後継者の確保を図るとともに、これら担い手、後継者への土地利用の集積による農業生産構造の改善を推進する必要があります。

このため、地域の実情に即し、担い手を中心とした農業の組織化、土地利用の適正化、生産条件及び生活環境の整備等を総合的に推進する新農業構造改善事業を当面前期五カ年計画として総事業費一兆円の規模で発足させることとし、昭和五十三年度は、計画樹立を行うほか、水田利用再編対策の推進にも配慮し、一部即着工を図ることとしており、総額五十六億円を計上しております。なお、第二次農業構造改善事業については、これを計画的に推進することとし、総額六百五十三億円を計上しております。

また、意欲的に農業に取り組む者の自主性と創意工夫を生かして地域農業を推進し、担い手の育成、農用地の利用増進等を図るため、地域農政特別対策事業等を拡大実施することとし、百三十六億円を計上しているほか、農地保有合理化促進事業の推進を図ることとしております。

農業後継者対策については、県の農研研修教育施設の計画的な増設を図るとともに、農村青少年活動促進対策等の推進を図るほか、農業後継者育成資金及び総合施設資金の貸付枠の拡大を行うこととしております。

第三に、農山漁村の生活環境の整備と福祉の向上に関する予算について申し上げます。

農林漁業の生産体制を整備するためには、生産の担い手である農林漁業者が居住する農山漁村を、活気に満ち、豊かで安定感のある地域社会とすることが肝要であります。

このため、農村地域を対象に農村総合整備モデル事業の第二期事業に着手するとともに、農村基盤総合整備事業を積極的に推進するほか、新たに林業及び漁業集落の環境条件を総合的に整備する事業をモデル的に実施することとしております。

また、農山漁村における就業構造の改善に資するため、農業就業改善総合対策の推進に努めるとともに、新たに生活環境の整備、高齢者活動の推進等を行う山村地域農林漁業特別対策緊急補足整備事業を実施する等山村等の振興対策を促進することとし、所要の経費を計上しております。

農業者年金制度についても、農業者年金基金法を改正し、未納保険料の納付を特例的に認める救済措置を講ずる等制度改正を行うこととし、三百八十四億円を計上しております。

次に、農業者の健康の維持増進を図るため、農業者健康モデル地区育成事業等を推進するとともに、生活環境改善対策の一環として、新たに地域住民の共同作業により身近な生活環境の整備を行う手づくりのむら整備事業を実施するほか、農村婦人の福祉の向上に資するため農村婦人の家の増設等を行うこととしております。

第四に、食品流通加工の近代化と消費者対策の充実等に関する予算について申し上げます。

農産物を適正な価格で供給し、国民の食生活の安定に資するため、さきに申し上げましたように、野菜、果実、畜産物等について生産、価格、流通加工対策を拡充強化するほか、生鮮食品品の流通のななめである卸売市場の整備について百六十四億円を計上しております。また、新たに食糧事務所の職員を活用して、食品の製造、流通段階における品質管理、価格・需給動向の予察等を行う食品流通改善巡回点検指導事業を実施する等食品流通の改善効率化等のための諸施策を推進することとしております。

消費者保護対策、食品産業等農林関連企業対策、生鮮食品等小売業の近代化対策についても施策の充実を図っております。

第五に、農林漁業金融の拡充に関する予算について申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫資金については、新規貸付計画額を六千三百二十億円に拡大するとともに、貸付限度額の引き上げ等融資内容の充実を図ることとしております。また、さきに申し上げました新農業構造改善事業について補助事業のほか融資事業を実施するとともに、北海道及び南九州における畑作営農改善資金制度につき内容を改善して延長することとし、所要の法律改正を行うこととしております。

以上の貸付計画に関連し、同公庫に対する補助金として七百五十六億円を計上しております。次に、農業近代化資金について、貸付枠四千五百億円を確保するほか、農業改良資金、林業改善資金、漁業近代化資金について、それぞれ三百二十億円、四十三億円、千億円と貸付枠の拡大を図っております。

第六に、森林、林業施策に関する予算について申し上げます。

森林、林業施策については、林業をめぐる内外の諸情勢に対処して、国内林業生産の振興と森林の公益的機能の発揮とを調和させつつ、その強力な展開を図ることとしております。

まず、林業生産基盤の整備については、林道事業として六百三十二億円、造林事業として三百三十八億円をそれぞれ計上し、事業の積極的な推進を図ることとし、新たに林道網の整備と一体的に林業集落の環境整備をモデル的に進める林業集落基盤総合整備事業に着手することとしております。

国土保全対策の充実については、第五次治山事業五カ年計画の第二年度として、治山事業につき千九百九十五億円を計上するとともに、森林開発公社による水源林造成事業のための出資金百四十八億円を計上しております。

次に、林業構造改善事業については、二百十億円を計上し、事業の進捗を図るとともに、新たに構造改善事業終了地域等において、間伐促進等のための生産基盤、生産技術高度化施設等の整備に重点を置いた特別事業を実施することとしております。

また、林業の担い手たる林業従事者及び後継者の確保を図るため、新たに、林業労働者の就労の実態に即した退職金共済制度の適用促進対策を実施するとともに、林業普及指導事業の一環として総合的な後継者対策を講ずることとし、所要の経費を計上しております。

さらに、特用林産振興対策については、シイタケ、ナメコ等の特用林産物の安定的供給と農山村地域における住民所得の安定に資するため、樹林造成、生産・流通改善施設の設置に加えて、新たに生産基盤整備、広域流通基幹施設の設置等を含めた総合的な対策として拡充実施することとしております。

また、森林計画制度、保安林制度等の適正な運用を図るほか、マツクイムシの防除を計画的に推進することとし、森林病害虫等防除対策として五十二億円を計上しております。

以上のほか、木材の流通消費改善対策等についても、施策の充実に向けております。

第七に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。

二百海里時代の到来に対処して、水産物の安定的供給の確保とわが国水産業の振興を図るため、水産関係施策の大幅な拡充を図るとともに、水産行政機構の拡充強化を図ることとしております。

まず、わが国周辺水域内の水産資源の維持増殖とその高度利用を促進するため、大陸的な斜面の未利用資源の調査を含め、資源調査を大幅に拡充するほか、沿岸漁業の生産基盤である沿岸漁場の整備開発を積極的に促進することとしております。また、栽培漁業の推進を図るため、栽培漁業センターの施設整備等を促進するほか、沖合い養殖及び浮き魚礁等新方式による増殖技術の開発を推進するとともに、サケ・マスふ化放流事業等を拡充することとしております。以上これらの事業に要する経費として、総額二百十八億円を計上しております。

次に、遠洋海域の水産資源開発と遠洋漁業の新たな展開の場を見出すため、海洋水産資源開発センターによる新資源、新漁場の開発調査を拡大実施するほか、漁業外交の推進、海外漁業協力の拡充等を図ることとし、これらの事業に要する経費として、総額百五十一億円を計上しております。

また、水産資源の有効利用を図るため、イワシ、サバ等の多獲性魚、オキアミに重点を置いた利用加工技術の開発を推進するとともに、多獲性魚等の消費の促進を図ることとし、所要の経費を計上しております。

漁港施設の整備については、第六次漁港整備長期計画に基づき、沿岸、沖合い漁業の基地の整備を重点としてその整備の促進を図るほか、漁港の整備とあわせて漁業集落の環境整備を行う漁業集落環境整備事業に着手することとし、漁港関連道の整備を含めて、総額千三百四十四億円を計上しております。また、沿岸漁業構造改善事業についても、五十三億円を計上し、その計画的推進を図っております。

さらに、水産物の価格、流通加工対策については、水産加工原材料の供給事情の著しい変化に対

応し、新たに水産加工業の原材料の転換等を促進するため設備の導入を推進する等施策の推進を図っております。

また、最近の漁業を取り巻く国際環境の変化等の情勢に対処して、水産業経営の維持安定を図るために必要な長期低利の資金を融通するとともに、漁業近代化資金等制度金融を拡充することとしております。

以上のほか、農林水産業施策の推進のために重要な予算としては、試験研究費として八百三十六億円を計上するほか、農業、林業、水産業の普及指導事業及び生活改善普及事業について、総額三百七十八億円を計上しております。

また、農業災害補償制度の実施について二千二百五十億円、農林漁業統計情報の整備充実に百七億円を計上しております。

次に昭和五十三年度の農林水産関係特別会計予算について御説明いたします。

まず、食糧管理特別会計については、国内米、国内麦及び輸入食糧につき食糧管理制度の適正な運用を図るとともに、国内産イモでん粉の価格の安定並びに飼料の需給及び価格の安定を図るため、所要の予算を計上しております。特に、米の消費拡大を一層積極的に推進するため、米穀需要拡大宣伝事業の充実を図るとともに、学校給食用米穀の特別売却の継続実施に加え、学校給食米穀導入促進事業の大幅拡充等を行うこととしております。食糧管理特別会計への一般会計からの繰入額は、調整勘定へ六千二百億円、国内米管理勘定へ二百八十八億円、農産物等安定勘定へ十九億円及び輸入飼料勘定へ五十四億円を計上しております。

また、農業共済再保険特別会計については一般会計から七百七十六億円を繰り入れることとしたほか、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、自作農創設特別措置及び特定土地改良工事の各特別会計についてもそれぞれ所要の予算を計上しております。また国有林野事業特別会計については、国有林野における林道及び造林事業につき一般会

計からの繰り入れを行う等の措置を講ずることとしております。

最後に、昭和五十三年度の農林水産関係財政投融資計画については、農林漁業金融公庫等が必要とするもの等総額六千八百九十九億円の資金運用部資金等の借り入れ計画を予定しております。

これをもちまして、昭和五十三年度農林水産関係予算の概要の御説明を終わります。

○委員長(鈴木省吾君) これより本件に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 中川農林大臣の所信表明の演説を伺いました。私は率直に言って、いままで説明のあったこの施策で、大臣の言われておりますような農林漁業者が誇りと生きがいを持ったような農林業を営むような感じがしないわけでありました。というところは、残念ながら今日の農政について農民は多くの不信感を持っておりまして、大臣の演説を聞いておりましたも、いままでの農政について何らかの反省もないことを、私は指摘をしなければならぬというふうに思っています。

たとえば、米が余ったといっても、農家は政府の施策を忠実に受けて、減反目標をほぼ一〇〇%達成してきたわけでありまして、しかし、それにもかかわらず、農政の根幹に揺れるようなこの新生産調整を押しつけられておる。これは、明らかに政府の今日まで米に対する需給の計画と見通しを誤った結果であって、農民には責任はないというふうに思ふんです。

さらにまた、食糧自給率を口にはするけれども、現実には年々自給率が低下をいたしまして、すでに四〇%を割っている現状であります。また、農民の強い反対にもかかわらず、農産物の輸入は増加をしております。このようにして日本の農業はだんだん破壊をされてきたんでありますけれども、こうした過去を反省をし、これからはどうするんだという決意と政策がない限り、中川農林大臣の施策は本当に農民が期待を待てない。したがって、今日までの施策の反省と、これからどうし

ていくんだという基本的な姿勢について、改めてお伺いをしたいと思います。

次に、政府は七〇%の経済成長を目標に、異例の措置と言われる、あるいは非常時予算と言われる五十三年度予算を編成したわけでありまして、農林水産業がこの経済成長の中に占める役割りはどういふものであるか。いま農民が不安に思っていることは、不況下で生産調整を強いられる、またそれに加えて、農産物の輸入の枠の拡大あるいはまた二百海里問題、こういう中で一体ことしの農林漁業の生産はどうなるか、あるいは農民所得はどうなんだという心配を持っているわけでありまして、いまお示しになりました政府の施策で、どのように期待をしていいのかわかることではないかと、もう一点お伺いいたしますけれども、中川農林大臣の農産物輸入に対する基本的な考え方についてであります。新聞の報道するところによれば、あなたは大臣就任後の記者会見で、たとえば牛肉の輸入量がふえれば黒字減らしになる、価格も下がる、こういう発言や、また農産物残存輸入制限二十二品目の見直しについても、それはやってみたい、外国に説明ができるくらいに努力しをする必要がある。とにかくドル減らしに努力したという姿勢を示さないといえないことだ、というような発言が報道されておるんであります。私は、こうした記事を見ると、大臣はアメリカの方だけ向いておって農民の方を向いてない。大臣がいま述べられたような農産物貿易の方針が、額面どおりに受けとめることができないんであります。大臣の言う食糧の安定的供給というのは、国内の自給を高めて安定的にするのか、外国農産物に頼って安定供給するのか、また農業再編対策によって特定作物に重点を置いて、その生産が高まってくれば輸入は減らしていくのか。

以上、三点について、大臣の所信を明らかにしてもらいたいというふうに思っています。

○国務大臣(中川一郎君) 当面する農政についていろいろ御指摘がございました。

御承知のように、日本農業は、世界各国に比べて、特に豪州やあるいはアメリカ等に比べて違います。それは、土地が非常に少ないということでございます。したがって、農家が非常に少ないと。したがって農家所得が大きくならないう。のみならず、国内の他産業に比べてその所得が専業農家に比べては低い。なおかつ農業は総合食糧といいますが、食糧の自給率といふものは国の安全保障にもかかわるということでございますから、何とかも生産を上げていかなければなりませんし、また農家経済もよくしていかなければならぬという非常に厳しい二面を持っていることも、御理解いただけたらと存じます。

ところが、最近米が余ってまいったと、日本農業の根幹をなします食糧が過剰生産になってきたと、これがまず政府の責任ではないかという御指摘でございますが、確かに政府の見通しがあるいは甘かったのかもしれないが、この傾向は昭和四十四、五五年ころから出てまいりました。米の生産意欲が強いと、一方消費は減退をするというところで、七百万トンに及ぶ生産調整を昭和四十五、六年からいたしました。なおかつそれでもというところで、単年二百三十万トンからの生産調整をやらなかならぬというこの状況になりましたのはその当時からでございます。かくて五年間を目標にして生産調整をやつてまいりまして、ほぼ過剰米の処理、需給のバランスがとれたのでございまして、その後さらに生産は伸びる、一方消費は減退をするということになりまして、昨年、一昨年から昭和四十四、五五年ごろの厳しい情勢が再びやってきたということでございますので、何とかこの過剰米について利用の方法はないかと工夫はいたしたのでございまして、輸出にしても、あるいは家畜への払い下げにいたしましても、経済的にもあるいは品質的にもこれはどうも処理の方法がないと。やはりこの際は、国民経済的に見ても生産調整をやるのが一番望ましいこととであり、しかも、麦や大豆や飼料作物等、自給

さわてきた私は、これを解決する道はひとつしかないと確信している。つまり、米価の暴落防止等の歯止め策を講じ、さらに買い占めなどのない適正な市場管理策を設けたうえで、政府が管理する現在の食糧制度を思いきって廃止し、生産者と消費者が、自由に取引できる自由流通の基本に返すことしか、解決の道はないと考えるのである。そうすれば、農民も、消費者も、長期的には納得いく取引や流通が行われるであろうし、約一兆円ものばく大な一般会計の食糧赤字関係の財政資金を、農業基盤や流通機構の整備などに年々有効に活用することによって、わが国農政の多年の懸案である適地適作主義や、地域分担の政策も実効があるであろう。また、自給率の低い農産物の生産も確保されるなど、一石二鳥、一石三鳥の効果をあげうるはずである。

このように大臣は述べております。これは個人的な見解はいまでも変わりありません。

また、資本主義国の日本の流通過程の中で、大臣の言っているような適正な市場管理策ができるというように思っているのか。また、水田再編成対策は食糧制度を堅持するために必要な措置であるというふうに農林省は今日まで強調しております。

また、食糧制度を維持するためには生産調整も不本意ながらやむを得ないと言ふ人もあるんですが、ところがこの食糧管理法は、今日まで法のちの行政措置によって、つまり行政の自由裁量によってなし崩しに空洞化されておるんであります。一々例を挙げて申しません。なるほど、食糧法制定の当時と今日とは食糧を取り巻く情勢も違つてきておるであらうけれども、現在農林省・大臣は食糧法をどのように位置づけていこうとするのか、御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 食糧法は、御承知のように、戦前米の足りないときに、必要な食糧を生産者から買ひ上げて安定的に消費者に配給をするという事でできた法律でございます。ところが、最近ではむしろ逆にしまして、過剰米がたくさん出てきて、そして食糧の安定的確保よりは過剰米をどうするかという、当時とは情勢が変わつてまいつたことも事実でございます。

そこで、私が昨年の二月、朝日新聞「論壇」に書きましたのはいまお説みになつたとおりでございますが、まあ前後があるわけでございます。その前後というのは、いまのように生産者米価は年々上げる、消費者米価は据え置く、逆ざやが大きくなつてくる、政府買入れ価格の方が消費者配給価格よりも高くなる、逆流というやうな事になつてくる、莫大な赤字が出てくる、さらに米が七百万トンも余ると、こういうやうな異常な事態になつたら食糧制度はもたなくなるだろう、そうしなければ先ほど御指摘あつたやうなことになるを得ない。しかし、いまの実態から言つて農家や農業団体は食糧をそういうふうにするにはできないだろう。とするならば、そういう事態に至ら

ないやうに食糧の仕組みというものを堅持するならば、赤字が莫大に出ないやうに、あるいは生産調整というものを需給に見合ったやうにしていかなければならぬであらう。見出しは確かに「食糧制度を廃止せよ」と書いてございまして、中身としては私は警告を申し上げた、政治家としての信念として申し上げたわけでございまして。

いまもお、農林大臣となりましてはむしろちやなことにしなければという気持ちにはありますが、大臣といましては、そういうことに至らないやうに生産調整には理解と協力、農家の人も食糧を堅持するためにも今度の生産調整、必要なのを生産する、消費のないところに生産を續けておつたのでは、これはもう消費者の、あるいは国民的な理解を得られないやうなことで非常な非難を食ひながらも、またそして莫大な金を出しながらも、あるいはまた、それに必要な土地改良なり生産設備に対する助成をする等、異常な決意で食糧を堅持するためにもいまの水田再編成策を十分やつてまいりたいし、食糧その他についても改善するところは改善をしてこの仕組みは守つていきたいと、こういう気持ちでやつておるところでございます。

○村沢牧君 法律関係について二、三お尋ねいたします。

農業基本法第二条第一項には、需要が増加または減少する農産物の転換、外国との競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ることとなつております。これを受けて第四条一項では、選択的拡大をするためには法制上、財政上の措置を講じなければならぬと明記しておるわけでありまして、新生産調整については何らの法的措置もとつておられないわけでありまして、水田再編成策は、この農業法の規定に照らしてどのように考へておられるのか。

○国務大臣(中川一郎君) この点も、実は衆議院予算委員会でもずいぶん議論のあつたところでございまして。

確かに農業基本法第二条第一項に「需要が増加

する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換」というやうな前向きなもの、あるいは後ろ向きなものについて「合理化等農業生産の選択的拡大を図る」と、こうなつてございまして。そこで、第四条がこれを受けて、その一項において「政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」と、この規定してございまして。そこで、法制局でも答弁がございましたが、必要な場合においては法制上あるいは財政上の措置を講じなければならぬやうなことであつて、増産をするなり転換をするものはすべて法律によらなければならぬやうな意味ではないかと。

そこで、今回の生産調整が法制上の必要があるかどうかという判断になるわけでございまして。これだけの大きな仕事でございまして、法制上措置を講じてやつたがよいという議論ももちろんあるやうかと存じますが、私もどなたもいましては、こういうことを法律で強制的に規制的にやるよりは、むしろこういう事態に對して理解と協力によつて政府がこれを導導しつづけることの方がまさに民主的であり、この問題を円滑にやる上において妥協ではないかという判断のもとに、法制上の措置によらず財政上の措置によつて、援助によつてこれを推進していく方がよからうと、こういう判断のもとに、法制上ではなくして行政上といひますか、農家の理解と協力、あくまでも理解と協力によつてこれをなし遂げていくことがよからうという判断のもとに、今度の措置を講じたところでございまして。

○村沢牧君 いま答弁になつた農業法第四条第一項の解釈ですけれども、必要があれば法制上の措置をとるといふやうな答弁であつたんですけれども、第四条一項には「第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」とつまり、第二条の施策をするために必要な措置をとらなければならぬのであつて、必要があれば法律をつくらなければならぬやうなやうな拡大解釈にならないやうな

に思ふんですけれども、これは大臣の見解ですか、法制局の見解ですか。

○国務大臣(中川一郎君) 私も、そのまま読んでみますと「政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」と、こうなつておりますから、必要があれば法制上あるいは財政上の措置を講じなければならぬものと読んでしかるべきだと。これは法制局でもそのやうな見解であつて、農作物の増産あるいは必要でないものの、需要が減退したものの転換というものをやるに当たつては、すべてこれは法律によらなければならぬのだという解釈はとらないとするのが法制局の考え方であり、私としてもその判断しておるところでございます。

○村沢牧君 必要があればということに拡大解釈することについては私は大変に疑問に思つておりますが、しかしこのことをここで論議しても発展をしないやうに思ひますから、次に進みます。

大蔵省にお尋ねしますが、租税特別措置法の七十条の六によれば、相続人が農地を相続し農業を継続した場合に限つて、農業投資価格を超える部分に對して相続税の納入を猶予し、二十年を経過すれば猶予税額の納入を免除される、こうなつております。しかし、納税猶予の打ち切りの規定があつて、特別農地の二〇%を超え任意に農地を譲渡し、または特別農地に係る農業経営を廃止した場合においては、納税猶予分の相続税の全部と利子を納付しなければならぬというふうになされておるわけでありまして。農家が農地に水田管理を委託する場合に、二〇%を超えるやうな場合には、この特別措置法の優遇措置は受けられなくなるというふうな思ふんですけれども、その見解はどうでしょうか。

○説明員(亀井敬之君) ただいま先生が御指摘になられましたとおり、現在の七十条の六によりまして仰せのとおりでございまして、第三者に使用収益をさせる、あるいは譲渡をするといったやう

な場合には相続税の納税猶予が受けられなくなる、こういうふうになっておるわけでござい

す。

○村沢牧君 大蔵省の租税特別措置法に対する説明があったわけでありすけれども、これに對して農林省はどのように指導していきま

すか。

○政府委員(大場敏彦君) 贈与税の納税猶予の問題でありすけれども、結局この納税猶予をしておりす趣旨というのは、元來、贈与を受けた土地についてはその贈与を受けた者が一括的に農業を継続するということを前提として猶予している、こういう制度であるわけでありす。そういう意味で、農地を細分化を防止すると、一括して受贈者が耕すのだということを前提にしているわけでありすから、これを他に貸したり、つまり使用収益権を設定して分割するということは制度本来の趣旨からや違つてくると。やっぱ一括して細分化を防止するのだと、そういうこと

からこういう課税の特例が設けられてい

うふうに理解しているわけでありす。

そこで、お尋ねの趣旨は、それはそれといたしましても、転作との関係でそういう猶予特例が外れるのじゃないか、それに対してどういう指導をするのかと、こういうお尋ねであらうかと思

うわけでありす。私もそういうものにつま

しては、やはりみずから転作するということ

が本

旨でありま

し、また、どうして人手が足

らない、転作がなかなかむずかしいという場合は作業を部分的に委託すると。全面的にこれを他人に貸す、あるいは一部を貸すという形ではなしに、みずから転作し、足りない場合にはそれを補充をする意味で作業の委託をする、そういう形で対応していただくということが必要な対応ではないかと思つてゐるわけでありす。

(委員長退席、理事青井政美君着席)

○村沢牧君 いまの答弁ですけれども、そういうように、部分的であらうとあるいは一括であらうと、一定の率以上に委託をした場合においては相続税の優遇措置がとれなくなるということはお聞

きのとおりであります。それにどういふふうに対応していくんですか。どういふふう

に指導していただくんですか。重ねてお尋ねしたい。

○政府委員(大場敏彦君) ですから、いまお答えをいたしました、みずから耕作しない他人に使用収益権を設定して耕作させるということになりますと課税の特例から外れるということになりますから、あくまでみずから耕作、転作をするというところでやっていたらいい。ただ、その場合に人手が足りないというケースが起り得ますから、その場合には全面的に経営委託するのではなくて作業を委託する、土地を貸すという形じやなしに作業を委託すると、そういう形で対応すればみずから耕作するという要件は満たし得るわけでありすから、そういう対応が必要じやないかと、そのような指導をしたいと、こう申し上げておるわけでありす。

○村沢牧君 次に、いわゆるペナルティーの問題ですけれども、これも衆議院の予算委員会でも議論を重ねたところでありますけれども、しかし、こういう制裁措置について農家や市町村ではかなり厳しい受けとめておるわけなんです。したがって、私は重ねて質問するわけでありすけれども、大臣にこのような措置は撤回すべきであるかと、要請をするのと、その意思はないかどうか、お尋ねをしたいんです。

また、衆議院の予算委員会、わが党の川俣議員の質問に対して大臣は、末端においては誤解があるようにあるので早速通達を發して誤解をなくするようにするという答弁をされておりますけれども、どのような通達を出されたのか、出したとすればその通達を示してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) この問題も重要な問題でございまして、末端に参りますと、町村によつてはいわゆる翌年度への負担ということ、ペナルティーであり罰則である、だからやらなきゃならぬのだといううような文書が流れたことから、特に農家の間で罰則、ペナルティーはひどいじやないかという議論が出たようでございますが、私も

としては、この転作を円満なものにして実施するためには、やはりその年できなければ翌年やってもらうという仕組み、もしこの仕組みがございませんと、できなかった分をまじめにやつた人に翌年は転嫁しなきゃならぬ。そうなりますと、正直者がばかみをするという仕組みになって、この仕組みは成り立たないという観点から、公平確保の最小限度の措置としてこれを講じたということでございます。

しかし、末端において誤解がございすので、衆議院において打ち合わせの結果、次のような文書を近々出すことにいたしました。お尋ねの趣旨は、全文は省略いたしまして、さて同大綱第七の目標未達成の場合の措置についてであります。この措置を罰則として受け取る向きも一部にあるようでありす。しかしながら、本対策は罰則をもつて強制するようなものではなく、あくまでも農家を初め関係者の理解と協力を得ながら実施するものであります。この目標未達成の場合の措置は、従来から御説明申し上げておるのとおり、転作等の目標を達成した地域や農家その他の地域や農家の未達成部分が増加するに比例するといふ公正な結果となることを避けるために導入することとした必要最小限度の公平確保の措置であり、目標未達成に対する罰則という性格のものではありません。つきましては、この点について誤解のないよう、農業者を初め関係各方面にその趣旨を徹底されたいと、今後本対策の円滑な実施につき一層の御配慮をお願いしたい、ということを出したいというので、いま予算委員会等、予算総括の最終で御理解をいただいで出したいということになつておるわけでございます。予算総括の方の質問点がまだ残つておりますから最終案にはなつておりませんが、このような文書を出す予定で農林省としては考へてゐるわけでございます。

○村沢牧君 いま大臣が出そうとしてゐる文書です、中身はいままで何にも変わりがないわけですね。だから、そういう問題が議論をされ問題にされておる中におきまして、そういう措置を改

めにかい、こういう要求も強くなり、私も指摘したところでありす。罰則でないとするならば、転作目標の面積を加算をする、あるいは事前売り渡し申し込み限度数量を控除する、こういうのは、やっぱ罰則でなければならぬ。公平の原則で、目標を達成した分について公平の原則を適用するならば、より優遇措置を講ずることによつて公平を確保すればいいんであつて、やらなかつた者に対してそういう罰則的な措置を講ずべきではないというふうな思ひでございます。いま読んでいただいた中身は全然いままでと変わつてないんじゃないですか。

○国務大臣(中川一郎君) そういう議論もありす。が、実はこの問題は農林省が勝手にやつたわけじやなくて、去年の春先から県知事さんや特に団体の皆さんとも十分協議をして、これを実施せしめるためには、やはり公正確保といふことで、翌年まじめにやつた人に転嫁されるような仕組みについてはそれは困る。御指摘のように、もつといふ手当をといひます。補助金を出してといふようなことも一つの案ではあるかと思ひます。これは私も、北海道などでも作物に比べますと余りにも恵まれた措置なんです。というのは、反四万を七万も、一町持つておられますと四十万から七十万、五町持つておれば二百万から三百万といふものが全く手つかずでいたただける仕組み、しかも税制上も一時所得という措置を講ずると、それにしては余りにもひどいではないかという意見もございす。

あるいはまた、過剰生産による農家被害といふものは、ミカン等に見られますように、みずから生産調整、摘果をやつて、大変な苦しみの中に過剰生産に對処しておる。それに比較して水田の場合には、いま言つた土地改良の問題や、あるいは技術指導や、特に奨励金といふものを相当差し上げておるのであつて、農政全体から見ればまあこの程度ならばこれは理解されしめてくれるならばできるものであつて、これができないとする

ころにはちよつとやはり問題があるのではないかと
いうところから、農業団体等におきまして、も
やはりやった人へは翌年は転嫁をされたいとい
う仕組みでひつやつて実効をあらしめたいとい
うのが、大方の議論であつたところでありまし
て、撤回せよと言われましても、私ども責任を持
て生産調整をしなければならぬとする者にとり
ましては、何とかひとつ、苦しいところではござ
いませうけれども、米が余りました場合にはどう
しよない現状、さらにはこれをなすに達せなけれ
ばならない、そして翌年やった人にさらに加重を
するという仕組みだけは避けてひつやつていた
きたいということでもまいりたいと思ひますので
、ぜひとも御理解をいただきたいと思ひ次第で
ございます。

○村沢牧君 たいだいま大臣は、この措置は農林省
だけの見解ではないんだ、全国知事会や農業団体
等の要請にも基づいてやつたのだというお話があ
つたんですが、これは取り方によつてはなかなか
重要な発言だというふうに思ふんですけれども、
農業団体なり全国知事会から、このように罰則に
紛らわしいような措置を講じてくれというよう
いう要望があつたのですか、重ねてお伺ひいた
います。

○国務大臣(中川一郎君) 県や農業団体から積極
的にあつたというわけではもちろんありません
が、話し合いの中で、そういう方法はいたし方な
かろうと、正直者がばかを見るような仕組みは
困るなというのが大方の一致した意見であつた、
こういう判断のもとにこの措置をとつたという
こととでございます。農家からこれをやってくれ
というやうなことがあつたということになればこ
れはまたうそになりますので、その点ははっきり
と議論の中においていたし方ないな、そうせざる
を得ないかなという意見であつた、こういうこと
でございます。

○村沢牧君 逆を返してお伺ひすれば、今後、全
国農業団体なり知事会から、こういうことは困
る、そういう要請があれば撤回するんですか。

○国務大臣(中川一郎君) 要請があり、しかも実
効あらしめる代案がございませうれば、こういう方
法でやれば百七十万トンは円満にできるという仕
組みがございませうれば、もちろん耳を傾けないわ
けではございません。

○村沢牧君 農林省は、米の生産調整をするとき
には、いままで議論をしたような罰則にふさわし
いような厳しい公平の原則をとるけれども、逆に
生産調整をしてなおかつできてきた米の買い上げ
については、公平の原則をとつておらないと思
ふんです。農家が皆さん方の施策に協力をして減反
目標は達成をした、しかしなお天候のぐあい等によ
つて予約限度超過米、いわゆる余り米が出た場
合においては、公平の原則を主張するならば全量
政府がこれを買ひ上げるべきだというふうに思
うんですけれども、その点はどうか。

○国務大臣(中川一郎君) 食糧法は、御承知のよ
うに、必要な米を国民に配給するということにな
つております。また、必要な米ということにな
つておらず、また、必要な米といたしまして、
限度数量というものがあつたわけでございませ
う。また、米は全部買ひ上げる仕組みには食糧制
度になっておらないのでございませう。したがつて限度
数量というものがあつた。しかし、生産調整は
つたけれども過剰米が生じた、天候等によつて
きたという場合には、自主流通ルートを通じて配
給に流れるように政府としてもこれを優先的に助
成をして、農家ができた米が持つていきどころが
ないというやうなことはいたさないというわけで
農家対策を講じてまいりたい、こう思つており
ます。従来もそういう方式——なおこの際申し
上げますが、生産調整は今回が初めてでありませ
んで、昭和四十五年から法律によらずに納付と理
解のもとにやつてきた仕組みでございませう。限
度数量の扱いも同じ方法でやつてまいりましたの
で、今後ともそういう方法でやつてまいりたい、
こう思ふわけでございませう。

なお、生産調整に依らないでできた米はそれ
やどうするのか、その年はやはりこれも自主流通
ルートに乗せて消費者に流れるようにする。しか

し、その場合、生産調整に応じた方と応じないで
できた自主流通に乗る米に対する政府の助成に差
が出てくることは当然のこととございませう。

○村沢牧君 自主流通ルートで販売されるという
ことでありますけれども、米の買ひ入れ、管理
は、申すまでもなく政府買ひ入れと自主流通の二
つしかないわけですね。それ以外で売れば、やみ
米として食糧法で処罰されるわけでしょう。と
ころが、自主流通米と政府買ひ入れとは価格も異
なるわけですね。政府の方針に従つて減反したもの
については、食糧法の三條によつて政府の買ひ入
れる数量に入れるべきだと思ふんです。皆さんが
おっしゃるやうに、百七十万トンの生産調整をす
れば余り米は出ないであらう、そういう自信があ
るとすれば、なおさらそうした場合においては政
府が買ひますという、やっぱり農家、農民にとつ
て期待が持てるやうな、安心ができるやうな方針
を、答弁をやつぱり出してまいりたいと思ふん
です、どうですか。

○国務大臣(中川一郎君) 私も政治家としてす
らつと考える場合には、国民に必要な米はこのぐ
らゐで、これだけ減反をすればこれだけ生産され
る、だからその分は全部買ひますから生産調整に
協力してくださいと言へば一番いいかなあという
感じもいたしますが、やっぱり食糧法の仕組みその
もののからいいますと、予約限度数量というものは
無制限である、生産調整さえあればあとは幾ら
でも買ひますという仕組みが食糧法になじむの
かな、やはり食糧法は必要な米を国民に配給す
るということからいけば、限度数量という仕組み
を持つておきませんとこれはちよつと適正を欠く
ではないか。したがつて、先ほど申し上げました
やうに、生産調整をしていただいてなおかつ天候
その他で大豊作でたくさんとれたという方に対し
ては、自主流通ルートによつて従来より以上、私
は従来も措置してまいりましたが、従来より以上
気持の上で手当てをして自主流通ルートを通じ
て消費者に流れる仕組み、これは堅持してまい
たいと思ふわけでございませう。

○村沢牧君 食糧庁長官、いま、申すまでもあり
ませうけれども、お米は自主流通米と政府が直接
買ひもの二つですね。そのほかにいわゆる一般
にやみ米というやうなものが市場に流れておるわ
けですけれども、政府が買ひ上げをしないとい
ふば、こういうやみ米もさらに拡大をしていくや
うなおそれがあるというふうに思ふんですけれど
も、やみ米については食糧庁長官、どのように把
握して考へておりますか。

○政府委員(澤邊守君) いわゆるやみ米、不正規
流通米につきましては、もちろん法律違反である
ことは当然でございますが、これが大量に出来る
ということになりますれば、現在の食糧制度自体
の基礎を崩すということになりますので、私
どももいたしましては厳重に規制をしていくとい
う考へで進めておるわけでございませう。

したがいまして、たいだいま御質問に関連します
いわゆる予約限度超過米につきましても、大臣か
らお答えしておりますやうに自主流通米に準ずる
流通をさせるということで、自主流通ルートを通
じまして、政府を通すことなく、生産者、指定法
人から卸売業者に販売をさせるということとを計
画的にやらせる。その場合、適正流通のための助
成措置も講じていく。その場合、これも大臣がお
答えしましたやうな、達成した農家と達成しない
農家とは取り扱ひを異にしていく。達成した農家
に手厚く助成をしていくというやうな方向で今後
も進めていきたいと思ひますが、それらを通じて
して不正規流通米が流通することのないやうに、
取り締まりの面とあわせて指導してまいりたい
と思ひますが、そのためには、もう一つは集荷団
体でございます。農協自体が積極的な集荷努力を
していただくということが必要になるわけでござ
いますので、農協活動といたしましてその点を特
に努力をしていただくやうにお願いをしておるこ
とでございます。

○村沢牧君 大臣、政治家としての大臣に所信を
聞きたいんですが、私はつい最近中国農学会の招
待を受けて、数人の国会議員と一緒に中国へ行つ

○国務大臣(中川一郎君) 中国では米がまだ足りないというところから奨励金を出して一定以上つくった人を優遇する、これは当然のことだろうと思います。かつて日本でも、早出し奨励金とかいふような奨励金を出して足りない時代には措置を講じております。

それから備蓄でございますが、私どもも備蓄できるものなら一年でも二年でも、三百万トン、五百万トンあつても結構だと思つてございますが、一方消費者の方からは強い要請があつて、古米の配給は困る、余つた時代には新米だけ食わしてくれと、こういうことになります。ことの関係をどうするかという、備蓄をすれば必ずその古

くなった米をやっぱり回して食っていかなきやい
 けない。スイスでは、御承知のように三年分パン
 を備蓄している。一朝有事に備えている。しか
 し、消費者も理解をして新しいのを蓄えて古いの
 から食っていく、三年前のを食っていくというよ
 うなことで、消費者が、いや結構です、古い米で
 もがまんをしますから、古米でも古々米でも結構
 です、新米は備蓄しておいてください、こういうこ
 とでございますならば結構でございますが、これ
 だけ過剰きみにあるときに、消費者からはむしろ
 消費拡大のためにも政府は一体何をやっているの
 だ、備蓄米なんということで、初めは五十万トン
 か六十万トン繰り越し米があればいいだろうと言
 っておったのを、百五十万トンにし、現在二百万
 トンぐらいは備蓄しなきゃならぬ。これは、石油

そうすると、たちまち消費者から古い米があつてうまくない、こんなことをやっているのだから米が伸びないという批判が出てくる。この辺との国民的な合意をどう得るか、政治家としても非難に悩んでおるところでございます、消費者の皆さんがよろしいと、合意が得られるならばもう精

構なことですし、私はむしろそこで、国民の皆さんに古米を食ってくれないという無理は言わないけれども、まあ一日に一杯ぐらいいよけい食べてくれれば、古米も出ないし無理な生産調整もない。古来の日本の主食である米を守っていくという、スイスに見習えという声を国民にお願いすること

の方がむしろ今日適正なやり方ではないかということ、各方面を通じて学校給食の強化、あるいは新製品、うどん等の開発、こういったことで最善の努力をすると同時に、一日一杯運動といううなことで図ることの方が適切な措置ではないか、こう思つて国民にお願いしておるところでございます。

〔理事青井政美君退席、委員長着席〕
○村沢牧君 大臣の方から消費拡大に触れての答弁があったわけでありますから、これに関連をして聞いてまいります。

米が余つたので生産調整をするというふうに言っているわけでありませうけれども、米が余つたということは、今日まで政府が消費拡大に積極的に取り組まなかつたことにも大きな原因があるというふうに思ふんです。わが党は、この日本人の主食である米を見直して国民全体の合意を得て消費拡大を図る。そのためには、米をつくらせないために二千億という金をかけるよりも、消費拡大や価格保障に二千億という金を使う、その方が食糧自給のためにより有効であるという立場から、具体的な拡大政策を明らかにして政府にも提言して

○政府委員(澤澤守君) 社会党からいま御発言がございましたような案が出ておるということは、私も拝見いたしましたして検討もいたしました。三五％学校給食食用と同様に値引きすることによりまして消費拡大運動によつて百万トンをふやす、あるいはただいまおっしゃいませんでしたけれども、加工用で百万トンというのもしかあつたと

それらは、方向としては考えられないわけでは
ございませんけれども、やはり消費拡大と言いま
すのは受け入れ体制、それから特に消費者の嗜好

の問題、選択の問題にもかかわる問題でございますので、無理やり強制してやるべきものではないので、やはり米に対する知識等がかなり誤解もございますので、それらを解きほぐしながら、また、食糧需給事情等については、長期的な観点から国内の米を消費をするということが食生活のあり方として大事であるというようにすることにつきましてよく普及をし、また、学校給食とか加工用等につきましても、受け入れ体制を整備をしながらか、漸進的、段階的に進めていくべきものではないかというふうに考えておるわけでございます。

それから、学校給食につきましても、全面的に完全給食校につきまして米飯給食に切りかえますと、約二十五万トンぐらゐの消費になるかと思ひます。現在は、本年度の実績推定は二万四千トンぐらゐやっております。来年はそれを約倍増するくらいのこと、段階的にふやしていきたい。私どもも現在文部省と相談をして持っております計画では、五十六年に玄米ペースで十一万トンぐらゐのは、ところまで持っていきたい。これは週二日米飯給食というところでございますが、そういうふうに持

つていきたい。

加工関係につきましては、新しい新製品を開発することに對しまして、國の試験研究機關でも研究を來年から拡充することにしておりますけれども、それぞれの關係業界におきまして最近新製品が、かなり試作的な段階でございましてけれども開発されております。ライスパンだとか、ライスめんだとか、ライスクラッカー等いろいろあるわけでございますが、それらに對しまして、そういう開発の際に政府の持つております米を無償交付するということもやりながら促進をしてまいりたいということ。

それからもう一つは、どうしてもやはり米の消費拡大を行いますためには、品質のいい良質米が生産をされ普及をされるということが必要でござい

いますので、生産面におきましても良質米を奨励するよう指導助成を今後とも引き続きやり、強めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、申し落としましたが、加工関係では、御指摘にございました酒米につきましても、アルコール添加を漸進的に減らしていくという方向で、五十二年度におきましても一部政府米の安売りも実施しておるわけでございますが、そういうような対策を講じまして、これも一気というわけにはまいりませんけれども、段階的にやっていきたい。

したがしまして、御提案のございました線の方向としては私もそのとおりだと思いますから、漸進的、段階的に、理解とまさにこれは協力を得ながら進めていきたいというのが政府の考えでございます。

○村沢牧君 国民が米を食べなくなってきたから米も余るようになったと言っておりますけれども、米が余るように仕組んだのは一体だれかということなんです。米が余るようになった政治責任、政策について政府としての責任は全く回避しているというふうに思うのです。国民は、与えられた条件のもとで消費を選択するのです。食糧の需要供給は、本来操作によって決まるものだというふうに思うのです。そうすれば、外国の麦の輸入を減らしたり、あるいは麦価を上げて米価と均衡を持たせるような措置をすれば、米食はかなり復元するというふうに思うのです。そのもとを正さずして消費拡大のキャンペーンを張ることは、自己矛盾であり欺瞞と言わざるを得ないと思うのですけれども、大臣の見解をお聞きしたい。

○国務大臣(中川一郎君) 確かに国民の間に麦に米がやられたのだと、麦に対する政策はなっておらぬという声があります。したがって、まず輸入制限をやったかどうか、あるいは値段、対米比価を是正したかどうかという声が確かにございます。

そこで、まず輸入制限でございますが、麦を輸

入制限した場合にどうなるかという点、今度は割り当て制度ということになってまいります。いまの国民に向かって麦を配給制度、割り当て制度というようなことがなじむかどうかという議論がある、なかなか輸入制限には消費者の反発等ももちろんありますからできないという問題が一つございます。

それから、それじゃ値段を上げたらどうかという点で、私もまさに理解が得られるならばこれはもうかなり相当の値段を上げて、米に比べて麦、パン、うどんの方が高いのだというものにすれば、私は相当米が伸びるだろうと思うのです。ところが、これまた麦価の時期になりますと、消費者から円高のメリットで麦が安く食わしてくれ、パンが安く食わしてくれと言っているので、政治の場でも麦価を引き上げるというのは物価高に影響して消費者大衆を苦しめているという点で、これも、昨年の暮れでございましたが、麦価を決めたわけでございますが、われわれとしては何とかこれを相当上げたいと思うのでございますけれども、いよいよの段階になりますと、特に消費者を中心に円高のメリットがらいで今度は下げてほしいという運動の方がむしろ強くなってくるというので、政治はなかなかむずかしいものだということでも悩んでおるところでございますが、せっかく社会党の先生からも麦価を少し米に比べて配慮をせよということでございますから、いずれ近いうちに麦価はひとつ上げたいと思っております、その節は御理解と御協力をぜひともお願い申し上げる次第でございます。

○村沢牧君 答弁を要するに茶化しちやいけなでございます。

○国務大臣(中川一郎君) いや、全くそのとおりです。

○村沢牧君 麦価は上げてやれということを言っているのじゃないですよ。生産者麦価も上げろと、消費者麦価を上げるなんていうことを言っているのじゃないですよ。

ですから、みずからの政府の取り組むべき姿勢

を、また、なるほどことしのこの消費拡大の方針にも幾つか閣議決定を出しておりますけれども、この姿勢がきわめて弱いと思うのです。もっと積極的に取り組まなかったら拡大なんかできないと思うのです。政府みずからがもっと積極的な姿勢を出すべきだということを強く要求するとともに、この際、海外援助についてもちよつと聞いておきたいのです。

国内で米が余っている。古米もある。そうだったら、食糧の不足している国へ、何も工業製品ばかりでなくって、金物ばかりじゃなくて、米をやったり援助してもいいではないかというふうにも思うのです。かつてこういう措置をとっておったわけですから、これに対してはどういうふうに考えているか。また、現状どうか。

○国務大臣(中川一郎君) これもまた国民の皆さんから、これだけ食糧過剰ならばインドネシアやパングラデシュやその他食糧がなくて困っているところへ輸出なり、輸出できないなら援助したらいいではないかと、これは素朴な議論として受けとめるところでございます。

ところが、御承知のように、援助できるとすれば東南アジア方面が多いわけでございます。ところが、価格がまず援助するに足らない非常に高いものにつく。大体国際価格といいますが、あの付近と比べても六倍から七倍のものである。それだけの金額のものを差し上げて六分の一の価値しかされない物資が、単年度とか緊急とかなら結構ですが、経常的にやっていくことが、国民経済上これが妥当な援助物資と言えらるかどうかということが一つでございます。

それからもう一つは、品質が東南アジアの人に喜ばれる米ではない。御承知のように、東南アジア—ビルマ米に代表されるように、われわれには想像のつかない、あのかたい米が好まれるところも多い。ましてや、赤道を越えまると品質が変わってしまう、カビが生える等の問題も出てくる。しかも、炊き方が軟質米についてはわからない。こういうようなところから、せっかく高い国

民の税金で相当の物をお贈り申し上げても、返ってくるものは何か悪い物を送ってよしたというふうな非難も出かねないということで、これを恒常的に援助物資として毎年やるということにはなじみかねたという疑問を持ってわれわれも苦勞しているところでございます。もちろん緊急的なことでございますれば、これはもう臨時的に援助することは当然であり、過去においてもやっておりますし、最近インドネシアが食糧不足であるというところから、緊急輸入等の要請があればこれに対応する、こういう措置はとりましても、割り高の物を、しかも余り喜ばれない物を毎年贈るということについて踏み切るには、まだちよつと踏み切れない段階でございます。

○村沢牧君 まだちよつと踏み切れないという御答弁だったんですが、最近海外輸出をしていないですか。

○政府委員(澤邊守君) 昨年の十一月の末だったと思いますが、インドネシアから十万吨についての政府借款による援助の申し出がございました。十万吨の輸出を二月の初めまでに行いました。それが最近におきます輸出といいますが、援助といいますが、海外へ国内米を出した実績でございます。

○村沢牧君 食糧庁長官、いまインドネシア向けの輸出ですね、これは昨年と言ったんですけれども、私の聞いておるところでは、昨年の十二月からことしの一月二十四日まで輸送指令によって輸出をしたということをお聞きしているんですが、違いますか。

○政府委員(澤邊守君) 昨年の十一月だったと思えますので、それ以降、年末からことしの二月初めにかけて積み出しを完了して完了しております。その意味では、今年度という意味では今年度でございます。暦年で昨年と申し上げたわけでございます。

○村沢牧君 次に、転作の作物についてお尋ねしたいんですが、飼料作物だとか、あるいは大豆、麦、ソバなどについては特定作物として奨励金を

他の作物よりも配慮されておるわけでありまして、しかしその内容を見ると、米の生産を減らすということのみに重点を置いて、農産物の総合的な自給率を向上する気があるのかということが疑わしくなるわけなんです。たとえば麦にしてもそう。麦の奨励金を特定作物として出すことは結構なんです。しかし、冬作の麦をつくって夏作の米を減らすというのは、これは奨励金を出すというところ、いかにもこれは米を減反すればいいんだということのあらわれなんです。麦の自給率は四％しかないわけなんです。この自給率を高めるとするならば、米を調整するかわりに麦をつくるという発想だけでなくて、もっと麦をつくる方面に力を入れてしかるべきだと思ふんです。わが国の耕地の利用率は、現在わずかに一〇三％しかないというふうな聞いておるわけです。これは明らかに、水田裏作を放棄した結果こういうことになったんです。

したがって、私も社会党も提案しておるわけですが、たとえば直ちに水田裏作の可能地と言われるような関東以西の百三十万ヘクタールのうち三十五万ヘクタールぐらゐに裏作小麦、あるいは十五万ヘクタールに飼料作物を生産できるような誘導すれば、麦もふえてくるし、あるいは飼料作物もふえてくる。もちろん、これには財政的な裏づけ、強力な財政措置が必要であるというふうな思いをすけれども、こういうことについて本当に取り組み姿勢があるのかどうか。

さらには、夏作に重点を置くとするならば、やはりその筆頭は飼料穀物ではないかというふうに私は思ふんです。政府が五十年五月に閣議決定をした「農産物の需要と生産の長期見通し」これを見て、昭和四十七年度の穀物自給率は四二％であるけれども、六十年には三七％に低下するというふうに見通しを立てておる。その穀物の主たるものは飼料穀物なんです。まさにこうしたものにもっと力を入れて自給率を向上を図っていく、このことがやばい必要だというふうに思ひますけれども、どうもそれに余り力を入れておるよう

に見受けられることができないわけなんです。したがって、こういう米にかわる転作物に本気になって取り組んでおるか。もし皆さんが本気になって取り組んでおるといふふうにおっしゃるならば、この農産物の需給の見通しからいって、どのような特定作物の自給が向上していくのか、「農産物の需要と生産の長期見通し」という閣議決定に基づいてどのように向上していくか、そのことをやっぱり明らかにしてもらいたいと思ふんです。

現在、農民の受け取り方は、麦や大豆の自給率はスズメの涙ほどであるから高額補助金までつけて奨励ができる。本当に自給率が高まってきたら、奨励金を財政の破綻は必至である。第一また、あんまりこうしたものの自給率が高まればアメリカにも顔向けできないのではないかと。こういうことは、農民は本気にはとらないですよ。これだけ他のものを生産するといつたって、どれだけ自給率を高めていくのか、その見通しについて明らかにしてもらいたいと思ひます。

○農務大臣(中川一郎君) この点も政治的に非常に批判の強いところでございますので、私から基本的なことだけ御説明を申し上げておきたいと思ひます。

まず、麦についてでございますが、麦はアメリカで生産されますのは一億千円をそこそこでございます。日本ではいま奨励金も入れてまして、約一千万円ぐらゐお支払いする仕組みにしているわけでございます。そこで、輸入してまいりますと、たしかアメリカの麦は三千五、六百円前後じゃないかと思ふのです。したがって、消費者か、あるいは政府が手持ちする分が一億について七千円も出てくると。これは大豆についても、五千円ぐらゐで入ってくるのを一万五千円ぐらゐで買つて差し上げると。したがって、一億一万円ぐらゐの負担になっておると、こういうことになりまして。しかも、これを水田において反七万四も、集約的にやりますと加算金が二つ三つ重なりまして差し上げると。そうすれば、一億について麦ならば一万五千円とか二万円がよい加算される。そうなり

ますと、根っこに比べると三万円から四万円の麦になってくると。大豆についても一億三万円前後のものになってくると。

これは、北海道でビートをつくつておりますが、国際価格に比較すると、ビートは五千円から六千円ぐらゐのものでしかない、まあ計算によりますけれどもね。畑でつくと二万円ぐらゐの差し上げる、一万数千円は国民なり国の負担になる。それをまた水田でつくりますと、さらにビートが一ト三万円とか四万円になると。それでもなおかつ自給率が低うございますから、相当高い負担を消費者なり国が持ちまして、いま申し上げたように、四万、五万の転作奨励金のほかに加算をして七万円から差し上げて、麦なり大豆なり飼料作物なりビートなりと、自給率の低いものについては相当手厚いことをしてふやすようにしておると、こういうことでございます。

したがって、その結果今後どういうことになるかという点については、見通しについては局長から申し上げますが、そういう厳しい中に自給率の悪いものについて政府が最善の努力をしているということだけは、御理解をいただきたいと思ひ次第でございます。

○政府委員(野崎博之君) 先ほど御質問の麦、大豆等について申し上げますが、一つには、いま大臣おっしゃいましたように、非常に高い転作奨励金を出して奨励をする。それから水田裏の奨励金、これは反六千円でございますが、そういう奨励金をつけて生産を奨励すると。それから、あるいは高度麦作集団育成ということで、主として水田裏でございますが、それらに対する地代あるいは施設の補助……

○村沢牧君 時間がありませんから、自給率がどの程度か……
○政府委員(野崎博之君) 現在約六％でございますが、将来は、六十年見通しでは自給率一七％に持つていく予定でございます。いま申し上げましたようないろいろな施策によりまして、四十八年度まで年々三〇％以上に及ぶ減産をしておつたわけ

でございますが、五十二年産麦について見ますと十六万四千ヘクタールと、四十八年産に比べて約六％増加をいたしておるという現状でございます。

それから、大豆について申し上げますと、大豆は現在一八％の自給率、搾油を入れますと三％でございますが、これを昭和六十年に六〇％、搾油を含めると九％と、そういう目標に持つていく予定で、省力機械の補助あるいは共同防除あるいは簡易土地基盤整備、そういうようなものを生産対策としてやっていくと同時に、価格政策につきましても、従来生産振興奨励補助金が一億三千五百円出たおつたわけですが、それを基準価格の中にほうり込んで一万四千八百四十六円にしておると、そういうようなことで、生産、価格両面から振興対策をやりますして自給率を高めてまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(杉山克己君) 飼料穀物についてお答え申し上げます。

畜産経営の安定を図る上で、飼料の国内自給度を高めるということはきわめて重要だと考えております。「農産物の需要と生産の長期見通し」におきましては、目標年次六十年におきますところの飼料作物の作付面積を百四十六万九千ヘクタールというふうに予定いたしております。四十七年が七十六万八千ヘクタールでございますから、ほぼ倍近い水準まで引き上げることを考えておるわけでございます。特にその中で粗飼料の給与率、これを引き上げる。大家畜に対する粗飼料給与率を、その中でも重点的に引き上げるといふことを考えておるわけでございます。

率で申し上げますと、四十七年が二三・四％でございますが、これを六十年には三一・〇％にまで引き上げるといふことになっております。このため、従来から各般の施策をとつてまいっているところでございますが、今回水田からの転換というところによつてこの面積達成、あるいは粗飼料の供給率を高めるということの促進に資するものというふうに考えております。

○村沢牧君 次に、価格についてお尋ねします
が、いま政府の示している奨励金は、米との需給の均衡を保とうとあのような額を決めているように思いますが、本当に農業の再生産をやるうとするならば補助金というよりな形でなく、価格政策体系の本格的な立て直しが行われるべきだということに思ふわけでありまして、奨励金でなく将来価格に組み入れていく、こういう考え方を持っておられるかどうかということが一つです。

それから、政府の示した奨励金の種類及び交付期間については矛盾のあるものもあります。絶対的なものではないと思ふのです。したがって示された補助基準を下げるということはもちろん絶対に許されないわけでありまして、生産を拡大する必要がある作物あるいは現在の補助の方法は現実的でないものがある、矛盾のあるものがある。特に要望が強いもの等について将来内容を充実する必要があるというふうに思ふが、そのような考え方を持っていないかどうか、大臣にお伺いします。

○国務大臣(中川一郎君) 米の転作に当たりましては、やはり他の転作物との価格のバランスをとる必要があるということに着目をして、大豆について言うならば、一俵三千円差し上げておりました奨励金を価格に取り込む、これはビートにつきましても、麦につきましても、奨励金のありましたものはすべて価格に取り込んで米とのバランスをとるようにした。今後価格政策に当たりましては、米とのバランスにおいて転作物の方が追いついていくように今後とも努力をしていきたい、こう思っております。

なお、奨励金の扱いでございますが、今後そういった価格政策によって誘導されるようになっていくのか、三年ほど見ましてまだ誘導されないというのであれば、価格でがんばると同時に、奨励金についても見直しをしていくということに對処し、いずれにしても転換が容易になるように、奨励金と価格の額の操作によって誘導してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○村沢牧君 具体的な作物二点についてお尋ねいたしますが、特定作物の中にソバがあります。ソバを特定作物にしたということはアイデアとしてはいいということでもかなり好評を得ている面もあるのですが、しかし価格保障がありませんから、ソバをつくるという適地はあってもなかなかつくれないんですね。したがって、これを価格制度をつくらなければならぬというように思ふますし、また当面できないとしても、補てん制度でも設けて生産奨励価格を保障すべきではないかというふうに思ふのですが、このことが一点。

それから桑ですね、桑はいま奨励金の交付期間が三年になっている。ところが、桑を永年作物とするならば、他の永年作物と同じようにこれは十年ぐらいたすべしだというふうに思ふますし、最近桑園改良とか進んでまいりまして、密植桑園等が行われ、あるいは四、五年でこれが収穫し、植えかえるということ、そうすれば桑は申すまでもなく蚕の飼料なんですから飼料作物として、特定作物として認めていくべきではないか、こういう要望も非常に強いのです。これについて、特別な作物として二点お尋ねをしておきます。

○政府委員(野崎博之君) 最初のソバの点でございますが、ソバの生産振興を図りますために、従来は種子の確保あるいは契約栽培集団の育成ということを図ってきたわけでございます。五十三年度予算でも総額一億ぐらいてそういう事業をやっておるわけでございますが、価格の安定が必要であるということはおっしゃるのとおりでございます。そういう意味で契約栽培の増進ということに非常に力を入れておるわけでございますが、また契約栽培というのは結構にいたばかりでございます。その機能も十分にまだ発揮をしていない。まだ結果的にもどういうふうになっていくのかはつきりしない。そういう意味で、まずは契約栽培の推進、そういう点に重点的に指導をして

まいりたいというふうに考えております。それから、第二点の桑の点でございますが、これは永年作物全体に通ずることでございますけれども、桑は育成期間が比較的長い。それから育成する場合の最初の投資がよいからと。そういう意味で、奨励金も特定作物並みのを出してあげるわけでございますが、やはり果樹、桑、それぞれ育成期間というものを考慮しながら期間を決めておるわけでございます。

たとえば、果樹について見ますと非常にばらつきがございまして、三年でできるものもあれば八年で、あるいは十年と、そういうものがございます。また育成期間の途中で着果を開始する時期というのがございまして、これも果樹について見れば大体三年ないし五年で着果が開始できるわけでございます。そういう意味で、ある程度その中に収入が入ってくる。そういう意味で、最初申し上げましたように、最初に投資がかかるという意味では特定作物並みに非常に高い奨励金を出す。ただし、途中で着果開始の時期になつてくればある程度収入が入るということで、期間を大体五年というところで制限しておるわけでございます。

それから桑については、これは育成期間が三年、これは従来もそういう取り扱いはなつたわけでございますが、大体三年で成園になつて、十五年ぐらいて更新をする。いま最後におっしゃいました密植栽培でございますが、これは全く新しい技術でございます。非常によい植えて、ただし当年度からもうある程度刈り取りができてそこで収入が入ってくる。ただ、一般の作物並みでは収入が全部刈り取るわけじゃなくて、根は残しておいて、そこからまた条といいますが枝が出てくると、そういう意味では一般の野菜等とはちやうど違う扱いになるかと思ふ。そういう意味で、密植栽培につきましてはこれは初めての技術でございます。これからの推移を見ながら検討したいと思ふますが、いま申し上げましたように、ほかの作物、他の果樹あるいはアスパラ

とか、そういうものの関連もあつてなかなかむずかしい問題だと思つておりますが、将来の問題として検討はしたいと思ひます。

○村沢牧君 そろそろ時間が参りますから、あと二点ほど具体的な問題について指摘をし、答弁を求めたいというふうに思ひます。

土地改良に関連をしないですけれども、政府が減反政策を打ち出したことによつて、当初計画の開田が不可能になつて開発形態の変更、あるいはまた事業の進捗がおくられて、さらに加えて、県の指導、これの不手際によりまして大きな負担を強いられている地域や問題があるんです。

長野県の中信平国営土地改良事業は、昭和四十六年に工事が完了する予定であつたんですが、六年以上経過した今日まで事業も續いており、この事業費百二十七億ぐらいつけておるわけですが、この中の特に特殊事業として、開田を前提として約六億一千万ほどかけて余水を流す承水路の工事を行つたわけですが、ところが国の施策によつて開田ができなくなつた現在におきましては、この承水路は、無用のものとも言えぬけれども、必要がなくなつてきたわけですが、国や県の補助金を除いてこの工事の受益者負担金は約一億三千万ぐらいておるわけですが、けれども、地元ではどういふ計画変更によつてできた負担金であるから負担がし切れないという問題が発生して、地元の新聞紙上等にもぎわしまして大きな問題となつておるわけでありまして、したがって、この工事は国営の仕事であるんです。国の施策で重大な計画変更を余儀なくされた。しかもまた、この承水路というのは一級河川へつくれた承水路であるから、本来ならば建設省がやつて、これは全部国、県費でもつてやるべきものを、農林省がやつたという経過もある。こういう問題等があつて、開発形態の変更の同意書を地区内でとらなければならぬ段階になつておりますけれども、とれない状況になつておるのです。これらについて農林省はどのような責任を感じ、あるいは何らかの救済措置をとるべきかとい

と、か、そういうものの関連もあつてなかなかむずかしい問題だと思つておりますが、将来の問題として検討はしたいと思ひます。

うふうに思ふんですけれども、これについての見解をひとつ伺いたい。

もう一点は、農事用電力というのがあるんです。畑作振興ということをよく言っておるわけですが、畑作振興の施策を取り入れて機械化による畑地灌漑とか消毒などを行う地域が多くなつてきております。ところが、灌漑排水のためのスプリンクラーを使つておるわけでありまして、このスプリンクラーの灌漑排水のための電気料金は農事用電気として特別価格の扱いを受けておるわけですが、このスプリンクラーに消毒液を入れて散布した場合にはこれは農事用電気料金の適用を受けない、こういう事例が発生しておるわけなんです。同じスプリンクラーに真水を入れてまけば農事用電気を使えるけれども、これにちよつと消毒液を加えればだめだという、こういうことになつておるわけなんです。これは電力供給規程によつてそういうことになつておるということですが、そのことを承知しておつたとするならば、農林省は農事用電力を使ふぬようなこんな消毒施設をなぜ認可をしたと、そういう問題も出てくるわけなんです。また、農林省としてこのくらしいものをひとつ電力会社に要請をして、農事用電力を使ひなさいという指導ができないのか、要請ができないのかどうか。

通産省いますか。——通産省にも要請したいのですけれども、消毒といつても毎日やつておるわけじゃないんです。年に二回か三回しか使われないんだ。しかも、いま申し上げたように、同じスプリンクラーで消毒しているのです。これはやっぱり農事用電力じゃないかということでも認めてもらつておらないんです。全国の九つの電力会社は大体理解をしておるようですけれども、特に中部電力に関してはなかなか厳しいようなんですけれどもね。しかもまた、私がけしからぬと思うことは、この農民のつくつた施設に対して、中部電力がその消毒施設の機械に対しては使用禁止という封印をしてあるのです。一体こんな

ことの封印をするなんていうことは全くけしからぬというように思ひますけれども、通産省は中電に対してそういう指導をするような意思はないのかどうか。

以上、二点について伺ひします。

○政府委員(大場敏彦君) 御指摘になりました国営灌漑排水事業の中信平地区の問題であります。いま問題の承水路は、梓川左岸の上流部の地域を新開すると、そういったことに伴ひまして下流部に対して悪影響が出てくるおそれがある。そういう意味でその悪影響を防ぐために設置するものであります。いわば上流部地域の開発のためには必要な施設だと、こういうふうにも私も思つておるわけでございます。そういう意味で、いわば上流部の開発に伴う補償工事的な性格が強いという意味で、土地改良事業の中へ取り込んで本来的に行ふ仕事だと、こういうふうにも考えておりますので、いわゆる建設省等において行ふ河川工事とはやや性格を異にする、かように思つておるわけでありまして。

それから、いろいろ事業費の増高等に伴ひまして計画変更ということが必要であるわけでありまして、その中でもこの承水路の着手につきましては、着手時に先立ちまして地元の土地改良区等十分な説明は申し上げておるわけでありまして。それから着工中につきましても、具体的な工事内容につきましてはいろいろ御説明を申し上げ、御了解はもう取りつておる、こういうふうにも事実上私どもは聞いております。ただ、いろいろ法定手続として事業量変更に伴う計画変更手続はいま地元の御協力を仰いでいる、こういったところでありまして。

それから、負担の軽減の問題につきましては、これは国営土地改良事業、この地区だけじゃございませんで一般の問題として考えなきゃならぬんですが、かなり現在におきまして負担金の償還期限というものは低利長期という状況を満たしておりますので、それに対応できるのではないかと、うように考えておるわけでありまして。

それから、二番目の御指摘の農事用電力の問題につきましては、いま先生御指摘になりましたとおりであらうと私も思つております。これは電力会社によつてやや事情が異なつておるわけで、結局電力会社の電力供給規程によつて定められておるわけでありまして、細かな点につきましては各社の運用に任せられておるということ、電力会社によつてやや取り扱いが異なつておるというふうにも聞いております。

中電の問題につきましては、いま畑作の農事用電力につきまして防除用水も含めるように私も要望いたしておりますし、そういう意味で通産省等につきましても、単に畑作一般だけの話ではなくて、御指摘になりました防除用水につきましても割引電力が使用できるような形で措置してほしいという要請を申し上げておるわけでありまして、今後とも御指示に沿つてそういう努力はしていきたいと思つております。

○説明員(上杉一雄君) 先生御指摘の農事につきましては、残念ながら私も詳しく承知しておりませんが、御承知のように農事用電力の中には灌漑用電力というのがあるわけでございます。で、これに薬品をまぜて、農薬をまぜてやるという場合、やはり主たる目的が灌漑用であれば常識的に認めていいのではないかと考えますが、なお事実を調査してみたいと思つております。

○委員長(鈴木省吾君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大島友治君 水田利用再編対策の問題を中心に伺ひたいと思つておりますが、米の

生産調整ということ、米の過剰基調ということ、はすでもう十年前のころから大体そういう様相は出てきて、最初に昭和四十五年から手をつけ始めて、第一回の四十六年から五十年計画というふうなことでこの稲作転換対策というふうなことにスタートしておるわけですが、今回、米が過剰になつたということについて、米が過剰になつたという豊かになつてきたところ、国民の生活の様式というふうなもの、いわゆる食生活が著しく変化を生じてきたというふうなところ、これは大きな一つの原因はあると思ひますが、さらに一方、生産の面から見まして、非常に農業経営上、米作というふうな経営形態の有利性というのから、加えて農業技術の向上というふうなことで単位当たりの収量も高まつたというふうなことに拍車がかかつて、需要は一方においては減退し、生産は上がつておるというふうなことから、ついに今日のような再度過剰基調というふうなことになると思つておる、これはわかれわれも承知しておるし、みんなも十分に承知しておる。そこで、この十年足らずの間に稲作転換対策とか、あるいは水田総合利用対策とか、今度また水田利用再編対策というように名称が変わつてまいりますが、やはり農家の受けとめ方としては、基本的な農政は一体どこにあるんだろうというふうな考え方が持たれるので、やはり農民に安心して農業に従事し得るという精神的な根拠を持たせる意味においても、まず今回の水田利用再編対策に先立つて、ひとつ大臣の考え方として、いままでの稲作転換対策というのと水田総合利用対策、それから今回の水田利用再編対策というこの理解の仕方を、やっぱり農民に正しく伝えることがもう第一の問題じゃなからうかというふうにも考えますので、この三つの問題についてひとつ考えをお聞かせいただきたい。

と同時に、今回の場合はやはり水田の再編成であつて、当然これは日本の将来の総合的な食糧需給の面からも、土地の利用形態と作物というもののいわゆる構造の改善をするんだというふうな面

もうたわれておるので、したがって、そこには長期的な十年というものがここに目標を持っておるようですから、そうしますと、その総合的な食糧需給という面から食糧の需給、いわゆる需と生産の計画というものをこの前立てたのがございまして、今回の再編対策に伴っていかうな十年を見通したところの計画というものがあつたのかどうか。ひとつその点、とりあえず二点について御意見を承りたいと思います。

○國務大臣(中川一朗君) 大島委員御指摘のように、昭和四十五年にとりあえずの五カ年計画の稲作転換政策というのをやっていたわけでございまして。當時は五年やればまあ需給のバランスがとれるだろうと、そこで緊急避難として休耕という措置もかなり取り入れてやっていたわけでございまして。やりまして生産調整が行われ、過剰米は何とか処分でき、需給のバランスもまあまあとれたわけでございまして。ところが、まだ過剰傾向にはありますし、当時国民の皆さんから、水田を休むとはどういうことかと、休耕というのはいささか許せない行為だと、これだけ土地のない日本でも何にもつくないで草ぼうぼうにしているのはいけないというところから、水田総合利用という名前になってまいりました。総合的に利用して休耕は漸減をしていく――まあ私の記憶は若干違うかもしれませんが、けれども、大きな流れとしては水田を総合的に利用する、こういうふうなやつて五年が終わって、また三年計画に入りました。

で、やつてみたところが、まあまあかなり成果をおさめたのでございますが、昭和五十一、二年ごろからまた先ほどお話があったように消費の減退、生産の向上ということが重なりまして、そしてまた過剰米が出てくる。これはもう臨時、短期的なものではない、やつぱり水田というものの利用を再編成する、いままでのように短期的なものじゃなくてかなり長期的な、少なくとも十年ぐらひは米の生産というものを抑えて、約単年百七十万トン程度は抑えて需給のバランスをとつていかなければならない、こういう長期的なもの

に変えなければいかぬというところからこの水田利用再編対策、もう再編成をしてやり直すのだと、こういう考え方に立つて政策が行われる。しかし、十年間を固定的なものにしておいたのではこれまた硬直化しますから、三年ごとに見直しをしていく、しかし、基本的にはこの考え方は柱は変わらない。しかし、その後の推移等もありますから、三年後に見直しして、その当時の情勢に合ったものに合理化していくといひますか、見直ししていくというふうなことでやっていますか、見直し

が、今度の水田利用再編対策でございまして。まあ言ってみるならば、過去のもの短期的な臨時なものであつたのに対し、今度のものはいまの消費の動向、生産の状況からいって、臨時、短期的なものではこれは済まないというところから、名前も変えて姿勢を変えてやり出したと、こういうことだろうと存じます。

そこで、十年後またどうなりますかわかりませんが、まあまあ大きな変更、これから米が足りないという時代でもないであろう、しかし消費の拡大というのを一方では相当、午前中も議論がありましたように、あらゆることをやつて、これが米が余らない、消費が大いに拡大をされたというふうなことであつたらこれはまさに結構なことであつて、衆議院の議論でも、米の消費の拡大だけを考へてこういうふうなことはやめておいた方がよいということではございすけれども、消費拡大の方が実効ある成果を生むかどうか、最善の努力はいたしますが、やはり長期的にはこの程度のことと稲作のあり方というものを考へていかなければいかぬ、そういうことでやつておるわけでございます。

そこで、それに見合った需給の動向というものの長期計画を立てたらどうかということでございますが、これは昭和六十年を一つの目標として、農産物の需給と消費の動向という一つの指針を盛つてございす。これに向かつてとりあえずは農政の展開をしてまいりますが、この長期六十年度の見通しを達成するためにも、十年間の水田

利用再編成というのは実効を上げていかなきゃならぬ、こういう長期の見通しと十年間の水田利用再編を二本の柱として、これからの農政に取り組んでいきたいということでございます。まあ、農民の間にネコの目のように変わるといふことではありますけれども、四十五、六十年ごろは臨時、短期的なことで済むであろうと思つておつたのが、定着してきたということで十年の計画でもつてこれから進んでいくと、こういうわけでございす。

○大島友治君 最初は、いわゆる緊急避難的な減産というふうなところに考えを踏まえて農政の柱を立てたと思うんですが、今度はある程度の恒久性を持つための基本的な農政の柱を立てるんだと、こういうわけですが、やはり私は、いまの長期計画の問題については、この前、五十年に立てたいわゆる六十年を目途とした計画がございすから、いま米の場合だけをとりましても、大体消費の、いわゆる需給の動向とすると、昭和三十七年と比較的多く消費されて一人当たりが百十八・三キロだと、それから四十七年には九十一・七キロだし、また、最近の五十七年には八十六・二キログラムだと、しかもこの前の長期計画でいうと、多分六十年は八十一・五キロという目標を持っておつた。そうしますと、仮にあれを準用するといふような考え方をとりますと、まだまだ消費は減退するんだという見込みが受けとめられると思うんですね、そういうふうには。

しかし、今回の場合は、単なる減産だけでなく消費も拡大をしながらいくんだということになりますと、大臣も先ほど、茶碗一杯食えば大体過不足なしぐらいにいくんじゃないかというふうなことになる、これは一杯よけに一億一千万の国民が食ふてくれれば相当この問題は緩和されると、こう言う。そうすると、積極的に消費を拡大した場合には、仮にその半分であつても近い将来に需要が拡大されるということになると、この六十年の見通しとは逆な面も出てくるような考えがある、やはり今回の場合は十年を目途とした

ら、この前のやつを基調として、国民に、なるほど数字的にもこういうふうな目標を持つて国は農政の基本的なものを、いわゆる生産調整の名において日本の農業を確立していくんだというふうなものをやつぱり与える必要があるんじゃないかと。

その基本を掲げて、そしてこれからの具体的なものに対する農民の積極的な協力ということではないと、いまも大臣言われたように、ネコの目のようなぐるぐるだなんだという前提条件を与えるということは、やはり今回の百七十万トンという大きな生産調整は簡単に軌道に乗せられないんじゃないかというふうな考えがあらますので、私はやつを基調として長期計画を樹立すべきじゃないかと思ひますが、その考えがあるならばひとつそのようにお答えもいたしたいし、ないならば、私はぜひそいつを樹立して今後の指導の指針としてもらいたいということを要望いたしますのであります。ちよつとお伺ひします。

○國務大臣(中川一朗君) 御承知のように、まだ米の消費量というのはいささかだんだん減つてまいりました。御指摘があったとおりでございます。五十一一年が八十六まで下がつて、一時百二十キロまで食べた、二俵以上食べたのが、もう一俵そこそこになつてくると。しかも、六十年の見通しでは八十一・五に見込んでありますから、農林省としてはまだ低くなることを想定しているのだ、消費拡大の方は一体どうなつていっているのだ、こういう御議論も当然成り立つわけでございす。しかし、これをいい方に考へておいて、いまぐらひは最低限食つてもらうのだとか、もう一杯食つてもらつて九十キロぐらひまで食うのだという計画のもとに、作付転換をやつていく手法もあるだろうと思ひます。これは鶏と卵じゃないのかというふうな考へるわけで、どつちから攻めていくかと。そうしたら私は、いまのところは徹しつていくことを前提にして取り組むと。そして生産調整を実効あらしめて、そこでまた米が消費拡大と

いうことになって、これが回転できるようになればこんないいことはないと思つて、消費拡大について全面的にやつていこうと思ひます。

むしろ、これを甘く考えておいて、理解と協力を国民に求めたが、実は実効が上らないでまた米が大変に余つたという事態ができたときの方が大変ではないかと。ですから事態は厳しくとらえておいて、そしていい方向に最善の努力をして、これが生産調整はだんだん緩めていけると、こういう方向に持つていくことが安全弁としていいのではないかと。七%成長でもいや強過ぎる、弱過ぎる——大体弱過ぎるよりは強過ぎる強過ぎるとおかれておけると同じように、これを甘く見ておいて後でおしかりを受けてはならぬということとでございします。これぐらいのところで、先ほど午前中にも消費拡大、特に農家の皆さんの消費拡大というのを一生懸命やつてもらいたいと思つたのです。農協でラーメンを売つたり、うどんをすすりながら生産調整は反対だ、消費拡大だ、こう言つてみても困るので、一応厳しいところからスタートをして上がりはいいものだというふうにして持つていく方がいいと思ひまして、いま、にわかにかつてを緩めて生産調整を緩和するという方法とはちがふかなあという感じがございします。

○大島友治君 生産調整を緩めるということですが、やっぱり構造を、作物なり水田なり、いわゆる土地の利用を高度化していくと。しかも、それは総合的な国民の食糧自給を確保するというところについてだから、生産調整を緩めるとか何とかがそういうことでなくて、まことに事情は厳しいと思ひますから、やっぱり計数的な一つの目標を立ててやつていただくことを特に要望しておきます。

そこで、時間もなくなりますので具体的に伺ひたいと思ひますが、まず百七十万トンという数字ですね、この転作については、これは非常に変な仕事であるし、かつまた、将来これを達成することによつていまの問題とも関連して農家に明るい農業経営の見通しを立てるということ

は非常に大変なことだろうと思ふんですが、しかばこの転作がいわゆるできやすいというようなことをこれは積極的に進める。その転作しやすい条件としては奨励金の問題は具体的な一つでもありましようが、特に重点的にどういうような考えを持つておられますか、ひとつそのお考えを伺ひたいします。転作しやすい条件整備ということか、そういう点、ひとつ伺ひたいします。

○政府委員(大場敏彦君) 転作しやすいことになりますれば、結局その耕地で水稲だけじゃなしにどの作物でもできると。そういう意味で、耕地の汎用化ということが、一番理想的な形だろうと思ふんです。そういう意味で、私も基盤整備事業を来年度特に重点を入れてふやしておりましたけれども、その基盤整備の中でもそういうこととつながるような圃場整備事業とか、あるいは末端の用排水事業とか、あるいは農道とか、そういう一たつまり耕地の汎用化につながるようなところに特に重点を置いて、予算編成をしたというふうに考えております。

それからまた、運用の面におきましても、そういった新規採択等につきましても、一つは稲作転換を進めるようなところを重点的に採択したり、あるいは予算の配分もそういうところに傾斜して配分すると、そういう形で稲作転換ができるような条件づくりに重点を置いて、進めていきたいというふうに思つておるわけでございします。

○大島友治君 そこで、水田の転作条件のいいようにするためにはいまのようなものも、一つの方法でしうが、そこで、水田の中には相当湿地でもってなかなか転作できないというふうなものもございしますが、そういう湿地の多い地域とか地区というものの対する今回の配分についてはどういうふうにか、また、そういう水田の今後農作可能なようにするためには特にどういうふうな考え方をもちになつておられるか。ちよつとその二点お伺ひいたします。

○政府委員(野崎博之君) 転作等の目標配分に当

たりましては、たびたびお話し上げておるわけでございしますが、いろいろの観点から七つの要素を使つてやつておるわけでございします。特に湿地等に對しましてはなるべく負担が軽くなりますように、排水条件等、まあ乾田率と言つておるわけですが、そういうものを百分の十のウェイトで考へて配分をいたしておるわけでございします。また、県内あるいは市町村でも、国のこういつた考へ方を基礎にして県内の事情、市町村内の事情いろいろ違ひますので、いろいろ違つたやり方でやつておられましようが、一応そういうような考え方を県内でも市町村内でも取り入れて配慮していらつておるかと。

それからまた、湿地の解消対策といたしましては、先ほどお話しが出ましたように、いろいろな排水改良の公共事業、土地改良事業、そういうことをやりますと同時に、今回転作特別対策事業といたしまして百二十億予算を組んでいまして、県でございします。この金もこれは従来と違ひまして県の自主的な考え方といひますか、県の考え方を十分發揮されて余り国でいふような条件をつけない、余り国から文句を言わないというふうな配慮をいたしまして、小規模の土地改良、非常に面積の小さい排水改良等もやれるようにいたしておるところでございします。あるいは栽培技術の面で改良普及員等も通じまして、いろいろ転作の指導をいたしておるところでございします。

○大島友治君 そうすると、今回のそういう湿地のようなものに対しては、特別に灌漑排水事業等も対応し得る措置もとられるということですが、ただ具体的な問題として、現在土地改良、圃場整備もやつておる、あるいはまた数年前にやつたところで若干排水がまずい、その条件としてはいいわゆる水路を土水路で施工してしまつたというふうなこと、これをひとつ改修すればこの秋の転作にも対応できるというところがあるかならう出てくるわけなんです、そういうものに対しては今回の予算的な措置、それから施策の面から本年

度中に対応し得るようなことはあり得ることです

か、その点ちよつとお伺ひいたします。それは土地改良の補修的な事業として取り入れて今年度の仕事に間に合わせる、この秋の作付に。そういうような対応もできることになつておるわけですか、これは、それをちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(大場敏彦君) 比較的規模の大きい圃場整備事業あるいは灌漑排水事業その他いろいろ土地改良事業あるわけでありまだけれども、そういうところにつきましては優先的に対策し、重点的にやつていきたい。それから、応急的にやつたりやする必要があるというところは転作の緊急性があるわけでありましますから、先ほど農畜園芸局長から御説明いたしましたように、特別に来年度は百二十億の要するに小回りのきくような末端の圃場整備あるいは排水事業、そういうものができると。そういう措置もあわせてやつておられますので、両者をおかみ合わせながら転作ができるように、緊急的な手当てはしてあるつもりであります。

○大島友治君 そこで、今度は転作の作物の点で、午前中も問題が出たようでございしますが、農家としては転作の作物についても、水田にこれから作付をしていくということになると、栽培技術の問題についても非常な不安も持つておるし、同時にできた品物は果たして確実に売れるものであるかどうかというふうな問題。午前中もソバの問題で出ましたが、私の聞いてゐる範囲内ですと、ソバをつくつてゐるんだが従来は業者との扱いが直接なんで農協としても一元集荷、一元販売というところになつてしまつたので、私も農協関係をしておりましても、私の地域なんかはソバの適地でもあるんだが、つくられたが果たして農協として引き受けられるかどうかというふうな問題がある。そこで、契約栽培というふうなこともやつてゐるんだが、これもまだまだ今年期待し得るかどうかという問題もあるんだが、そういう点でいわれる農家としては転作する作物に対する栽培技術的な不安というものと、それから経済的な面から見れば販路がどういうふうな今後確保できるか

というような面の不安も持つておるので、そういう点についての指導の面はどのようになつておるか、ひとつお伺いいたします。

○政府委員(野崎博之君) ただいま先生のおっしゃいました点、技術的な面、そういう問題につきましては、今度の水田利用再編対策に對してしまし、各県でもそれぞれ各県の実情に合つた方針をつくらせて推進をいたしておるところでございます。

それから、特にこういう技術面の指導につきましては、改良普及員の指導というものが非常に重要でございます。普及事業の重要項目といたしましては、従来からも需要の動向に即した農業生産についての指導助言、あるいは水田の総合利用を図るための転作等についての指導助言、こういうものを重点にして改良普及員は指導に回つておつたわけでございますが、特に本年度から新しくこういう施策を展開するに当たりまして、水田利用再編等促進特別指導事業、こういう名前前の予算をつくらして、現地で実証圖をつくつていろいろそこで農家の方を指導する、あるいは土地改良の行われておる地区の中で、特に土地改良区の営農改善、その中の営農改善に對する指導事業、あるいは専門技術員が現地へ行つて直接農家を指導する事業、そういうような普及事業の面で、特に水田利用再編を頭に置いた重点的な指導の仕方をやつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○大島友治君 現実の問題として、農家の取り組み方としては、その辺が具体的な問題としては非常に重要な問題だから、これはひとつ地方の実態を十分把握しながらきめ細かな指導を私どもとしてはお願いしたいと思ひます。

それから、今回は第一次として三カ年の一応再編成のための仕事を進めるわけですが、将来に向かつて、十年ということになると第二次、第三次は一体どういふふうになるかというふうな問題がございますので、この問題については、いわゆる

転作物の所得とそれから稲作所得との格差が一体出てくるのか出てこないのか。転作物の方がプアルファになつてくればこれは推進の仕方もいいんだらうと思うが、そういう点で奨励措置については、今回、今年度は相当、午前中も大臣の自信のある説明があつたようですが、さてこの問題について奨励措置というものは、将来十年の目途を考へていつた場合に、来年、再来年、さらに第二次というふうなにおいて、これは転作物とそれから稲作との所得の問題については、将来ともどのように取り扱つていくかということ、大臣の御意見を承りたいと思ひますが、

○國務大臣(中川一郎君) 米が余りまして水田にほかの作物をつくつてもいい、ところが現段階では米が有利であるところから、何も奨励金を出さぬのでは転作はできない。そこで、ほかの作物と米をつつた場合とで四万円から七万円ぐらいの奨励金を差し上げることによつて、ほかの作物をつくつてもそう変わらぬわいというふうなところではいいのが今度の奨励金でございます。

そこで、今後はどうなるかという、さらにそういった転作物の価格は米との間においてだんだん近づいていくという努力はしていかなきゃいけない。そして、三年たつたときに、それでもなおかつ米の方が有利であるという場合には、奨励金をさらに増額をしてほかの作物にいくようにしなければならぬ。三年たつて転作物の方ばかりがいいわい、こういうことであるならば、三年以降第二次の分については見直さないで、少々なら、これは価格がかなり近づいてきたという傾向であればあるいは若干減らす——ということとはまずないと思ひますが、そこまではいいので第二次、第三次へ入っていくものだろう。でき得べくんば、ほかの作物が有利であるというふうにならんだん努力をしていきたいものだと思つております。

結論を申し上げると、そう十年間は大きく変わる、米以外の作物が米に比較して不利益の分を近づけていく努力をしていく、そしてこの生産調整を効果あらしめたい、こう思つておるわけでございます。

○降矢敬雄君 中川農林大臣が昨年御就任をされました。東京ラウンドの前ふれといひます。外貨減らしをバックにいたしました大変な御苦惱を持たれたと思ひます。それは、大臣が生産サイド、農家サイドに立つて政治を貫いてこれたように私は拝察をいたしておりますから、大変な苦惱であつたと思ひます。私も、大変強いこれに對する要求を申し上げたい。結果的に農家が満足をしたか不満が残つたかは別として、それはまた今後取り上げていただきますが、それはさまたけまして、大臣が大変な苦惱と御苦勞をされましたことに、私は質問の冒頭まず敬意を表したいと存じます。

私の質問の一つは、きょうの大臣の所信表明を、最後に、自給力の強化についてもう全力を傾けていくということと結ばれております。私は、これは大変重く実は伺つておるわけであります。去る一月二十一日の總理大臣の所信表明におきまして、大体あれは八千字ぐらいでございますが、私が数えてみますとちやうど七十文字、約〇・九割ぐらいでありますけれども、国民生活の安全保障にかかわる食糧を安定的に供給をし、これまた、総合的な自給力の向上を図つていくというふうに端的に言われておるのであります。私は、この「自給力の向上」という言葉を大変重く見ております。大臣もこのことで大変苦勞をされてこられた。今後とも苦勞されることであらう。けれども、私も日本民族が長く限り、これはどんな国際情勢になつても、どんな日本の経済事情の変転があつても、もう絶対に変わらない日本農政の基本方針である、これは国是として守つて自給力を向上するということがもろもろの農政につながっていく。

ちよつとこれは蛇足になるかもしれませんが、高度成長時代には農業不変論に通ずるような経済理念の骨格を日本は立ててまいりました。ですが、有限時代になりまして、見直し論などというものが出てまいりました。先ほど大臣もネコの目農政というような発言がちよつとございましたけれども、もうこんなものは吹飛ばさなければなりません。それはもう、ちよつと大きく言へば、民族不変の農業の基本方針がないから、これはどうしても立てなければいけないと私は考へております。農業サイドに立たれる中川大臣のときにこれを国是として立ててほしいという期待を持っておりますけれども、まず大臣の御所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 降矢委員御承知のように、石油ショック以前は、どちらかというと選択的拡大、有利な作物は外国から買つてきた方が国民的にいいのではないかとというような風潮がございましたが、あの石油ショックにおいて、資源のない日本がどんなに厳しいものであるかと。もう一つは、アメリカが大豆の輸出制限をやつた。その結果、豆腐が、みそがということで大騒ぎをいたしました。それ以来、やはり食糧の確保ということとは国民の安全保障上絶対欠くべからざるものであるというところは国民に定着をいたしました。また理解もいただけるようになったものと思つております。ところが、昨年来のまた外圧が参りまして、牛肉は安いのが食べたい、輸入を入れてほしい、あるいはオレンジもたくさん入れた方がいい、中川農林大臣なら必ず消費者サイドに立つてやつてくれるだろうと期待したが、期待外れの大変であるという批判を受けながらも、私はやっぱり食糧の自給度の向上というのはいかなることもあつても国家存立不変の政策である、こう思ひまして、若干の調整は行いましたが、水田再編対策あるいは農業経済に影響を与えないと、あるいは自給度の向上に支障を与えないという基本的考え方に基づいて調整を行ったところであり、今後もうこういった考え方は不変のものとして続けてまいり

たいし、私は農村、特に農家というものは民族の宝である、農民は何といつても国民の中で堅実質素、しっかりした思想の持ち主である、こういうところから、農村というものを食糧自給度の向上と同時に国家の存立の基本をなすものだ、こういう考え方に立つて、農村を守り農産物の自給度の向上に對処してまいりたい。

ただし、消費者のことを全く考えないで自給度向上だけでもまいりませんから、やはり農家みずからも消費者対策なり、あるいは国自身も消費者対策としてのいいものとか、あるいはいい時期にという努力はいたさなければなりませんし、また足りないものについては安定的に外国から入れる仕組みも工夫して、全体として食糧が国民に安心して確保できる措置を講じていく、こういうふうにしてまいりたいと思つておるところでございます。

○降矢敬雄君 力強い御所見をちょうだいをいたしまして、ありがとうございます。

実は大臣も、自給力の強化を不変のものとして今後してまいりたいこととてございしますが、できればひとつ国是としてこの際決めていただければ大変力強いと思うわけであります。この自給力の向上に水を差すものは、先ほど大臣もちよつと言われましたけれども、これは農産物のまず輸入にございします。これはどう考えまして、これは先ほどの質問にも大臣、答えられておりましたけれども、日本の農業というものはこれはもう規模的に国際競争には対抗できない宿命を抱いております。ですから、農産物の輸入というものは大変な問題を抱えております。私は、まずこの輸入につきましても、そのときそのときの場当たりで基本方針をつくるのではなくて、やはり一定の基準と基本方針というものがあつてしかるべきではないかと思ひます。

きょうの大臣の所信表明の中から拾つてみました——これは大臣言つておりませんけれども、その第一に自給力を徹底して、いわゆる可能な限り日本国内において自給力を強化をしていくとい

うことに徹するならば、生産者サイドに徹するならば、自給力を上げるために輸入を絶対にいたさない、これも一つの方針となり得る。これは徹底して生産者サイドに立てばそのことが最も自給力の向上にはつながると、こう思ひます。

第二は、これは大臣も所信表明にも言つておられますように、そう言つても食糧のことだから国民のカロリーを落とすわけにまいらない、だから不足なものについてはこれは制限輸入をいたしていく、これは第二の一つの方針になり得ると思ひます。

第三は、今度の東京ラウンドで明確に出てまいりましたように、GNP自由世界における第二位の日本が、これは総理も言つておられますが、アメリカと日本が国際経済、国際貿易に責任を持つて安定をさしていかなきゃならない。そうなりまして、平たく言えば、これはおつき合い輸入ということに相なります。そういう面で責任を負つておつき合い輸入をするということも、これもまた一つの方向にはなります。この三つの方向がとりあえず考えられるわけでありましてけれども、ひとつこの三つの方向につきまして、改めて大臣の御所信を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 食糧の自給度向上ということを絶対の國是にせよと、全くそのとおりでございます。先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、不足なものは輸入するのは仕方ないだろう。今回も午前中御説明申し上げたように、オレンジ等については夏場オレンジがないというのはまさに消費者にとつては不足なものである。それで、競合品目でありますミカンに影響を与えない範囲内で、しかも消費者にたえるということとで買いたつてもあり、肉につきましても絶対量をふやしたわけではなくして、輸入しなればならぬ牛肉の中でアメリカの関心品目である高級牛肉について調整を図つた。しかも、畜産物価格安定法によつて、放出等の操作によつて国内産牛肉の生産者価格を下げないという仕組みで対

処した。ジュースについてはブレンド用で、むしろ消費拡大ということとてございしますので、国内の自給率向上に支障を与えるようなことはやっておらないつもりでございます。

今後前に出てまいります東京ラウンドMTN等におきましても、国際的にはいろんな注文が来ております。関税の問題から、自由化の問題から、関税障壁の問題から来ておりますが、今度アメリカとの調整を図つたこの基本方針、すなわち、日本の農政に支障を与えない、農家経済に影響を与えない、あるいは自給率向上に影響を与えないという範囲内の調整はありまして、日本の農政に大きく影響するような、悪影響を与えるような調整は断固として守り抜いてまいりたい。これは、日本が世界で二番目で見分だから少し血を出すのじゃないか、こういう御心配もあるようでございしますが、私もアメリカと折衝してみ、農業というものは保護貿易をしなければできない、保護政策をやつていかなきゃいかぬということについては、アメリカ自身もよく承知いたしておりまして、季節自由化などというようにのことについて無理無理はやつてこなかったというようにことを見ても、諸外国に理を尽くして説明すれば、わが国の置かれた農業事情は理解してくれるものと、こう思つておるところでございます。

○降矢敬雄君 実は、この問題につきまして、全国四百九十五万戸と言われます農家はどうもアメリカに振り回されてきたのではないかとこの心配と不安、どうか大臣が言われますように、誇りを持って、ひとつ生きがいを持つて農家が生産にいらしめましますように、この輸入につきましても場当たり的な基本方針ではなくて、やっぱり一定の基本方針をどうか御検討をされて、振り回されておるのではないという頼れる一つの農政というもののひとつ御努力をちょうだいをいたしたいと思ひます。

先ほどございしましたような輸入枠の拡大がございします。これにつきましては、大臣も言われておりますように、農家に影響を与えない。万端の

施策は講ずる、影響があつた場合には、こういうふうに表示をされておりますが、具体的にひとつこの輸入の問題につきまして対応策をお伺ひをいたしたいと思ひます。

私は、試みに実は四十七年有限時代を迎えたころ、さらにはドルショック、石油ショック時代の四十七年を一〇〇といたしまして、特にアメリカから輸入をいたしております農産物のこの数値を出してみましたところが、最も高いのが牛肉で、四十七年を一〇〇としますと、二七〇〇に五十一年度なつてゐる。これは金額でございます。数量の方がいいのかもしれませんが、数量はいろいろ単位が違ひますので金額であります。二七〇〇。第二はオレンジで四七〇〇、小麦が三三〇〇、果汁が二三〇〇、丸太素材二〇〇〇、このような大きな数値を持つておりまして、この数値は、やはり今回の経過から見ましてもさらに大きくなる数値ではないかという実は懸念を持ちます。

そこで、そういうことがないことを望むわけでありまして、そういう心配が先に立つわけでありまして、この牛肉につきまして何の影響はないというふうには農林省は言われておりますけれども、輸入枠が拡大をされただけで、枠の拡大と言つてそうではないということになるかもしれないが、現に子牛が下がつておる事実がございします。私も、せめて農林省が決めております安定基準価格程度は市価を保持をいたしてまいりたいと思ひますし、これらに対する一つの対応、誘導政策等をお伺ひをいたしたい。

同時に、この生産者の価格につきましては、消費者もある程度理解をいたして、また理解もしてくれまして、ところが、どうも消費者価格が大変高い。どう考えてみましても、これは流通機構、流通体系に、これは大臣もすでに御苦勞されておるようでありまして、問題がある。大変不明朗な問題がございします。したがつて、この流通機構に対する指導、対応をどのようになされますか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 牛肉の輸入量は全体の

国内需要約四十万トンのうち十万吨程度、四分の一くらいが外国からの輸入に依存しているわけですが、若干ずつ年々数量の増加が見込まれており、これは先ほど来大臣も申し上げておられますとおり、国内で不足する分を輸入するという考え方に立っておりますし、また、輸入したことによって国内の価格が下落する、それによって生産農家に肉なりあるいは牛の価格にダメージを与えるような水準で推移するというようなことがありますが、これは事業団が価格調整機能を持っておりまして、その売買を通じて価格の維持を安定帯の幅の中で図るということにいたしております。そういった面で価格面での対応はできると思っておりますが、なおそのほか、生産面でも子牛の価格安定制度を充実するか、あるいは飼料価格の引き下げを図るとか、全体としての経営安定化対策を種々講じているところでございます。

特にいま御質問で、そのほかに流通面の問題があるのではないか、その改善についてどう考えるかというお話でございますが、一般的に最近の国内価格の、まあこれは消費者の要望にこたえて引き下げを図るという観点から、種々現在の流通機構に対して改善の努力を要求しておりますところでございます。そのための肉の売り方についても国産肉、輸入肉を通じて政府としても努力いたしておるところでございますが、場当たりといえますが、一時的なことではなく、将来の問題といたしまして流通機構の改善の問題といたしましては、私も部分肉の取引の拠点となる部分肉センターを新設していく必要がある。あるいは産地における食肉流通の基幹となる食肉センターの大幅な促進整備を図っていく必要がある。これらの措置を来年度予算におきましても手当てをすることによりまして、今後一層の充実を図るようにはいたしてまいりたいと思っております。

以上のようなことを種々考えておるわけでございます。

○降矢敏雄君 実は、流通問題につきましては農

林省もおやりになったようでございますし、また各県におきましても、生産者、農協を通じて小売業者に直接持ってまいりまして、いま大受評判を得ております。どうかこれらの実態の調査もされまして、さらに助長をされますような御指導を期待いたします。

次に、オレンジと果汁につきまして、これは三点に分けて対応をお伺いをいたしたいと思っております。

特に果汁につきましては、これは在庫が相当まだある。ある面におきましては、アメリカの果汁を入れてプレンドすることによって消費がふえる、こういうふうな御意見もございすけれども、現に在庫があるものにつきましてどのようなひとつ売りさばき誘導、指導をされますか。これ

第二は、もう新聞でちらほらしておりますように、今度の輸入枠の拡大によりましてオレンジ、果汁等につきましては、輸入業者が大変はしがって運動をされているやに報道されております。一方、生産者団体も、これは生産者団体の流通機構に乗せるべきであるという要望をいたしておるやうに聞いております。この枠拡大のオレンジ、果汁につきましてはどのような割り当ての措置をとられますか、お伺いをいたします。

同時に、季節輸入でございましてから柑橘類には影響がない、こういうふうな明言をされておられますけれども、全然影響がないと言えるかどうか疑問を持します。同時にまた、六、七、八になりまして、落葉果樹の最盛期にこれが入ってくるわけでありまして、そういったと、この落葉果樹にも影響がないとはいえない。大落葉果樹農家も心配をいたしております。これらにつきましては十分その影響を調査をされて、それぞれ対応を期待をいたすわけでございまして、場合によっては柑橘類その他価格保障の必要も生まれてくるのではないかとこのように考えるわけでありまして、以上三点につきましてその対応、お考えをお伺いいたします。

○政府委員(野崎博之君) 最初のオレンジ、果汁でございますが、確かに昨年より一五%程度生産量が上回っております。果汁の仕向け量は七十万トンと、去年の五十六万トンに対して相当大幅にふえているわけでございます。果汁の円滑な販売のために、もう御承知かと思いますが、本年度の予算で果汁の調整保管事業ということで予算を組んでおります。本年三億でございますが、すでに積み立てた金が三億ございまして、その六億で金倉助成一万五千トンということをもうすのでございしております。

それから、二番目の輸入割り当てにつきましては、これは御承知のように、果汁につきましてはこれは実需者割り当てでございますし、これは製造販売の実績等を考慮して実需者割り当てをやっております。それから、オレンジにつきましては、これは商社割り当てで、過去の実績に基づきまして商社割り当てをやることになっております。われわれといたしましては、従来の実績その他を考慮して、慎重にひとつ通産省とも協議をして割り当ての方法を決めたいと思っております。いまおっしゃいましたように、農産団体からのそういう要望のあるということもよく承知をいたしておりますが、なかなか農産団体そのものについての輸入という点についてはいろいろむづかしい問題点もございまして、そういう点もひっくるめまして、今後慎重にひとつ検討をいたしてまいりたいと思っております。

それから、落葉果樹、ブドウ、桃、そういうものに対しての影響のお話が出ましたが、確かにその時分相当出るわけでございますが、こういう夏果実につきましては種類が非常に多いというところで、消費者の選択の幅も非常に多いということ、余りそう大きな影響があるというふうには考えておりません。ただ、落葉果樹につきましては、出荷の合理化ということ、これは当然考えなければいかぬこととございまして、生産面ではいろいろな省力機械あるいは防除施設等の補助、あるいは流通段階では選果場、貯

蔵庫、そういうものの助成をやってまいりたいというふうには思っております。

最後に触れられました価格保障制度でございますが、果実全体の、温州ミカンに限らず果実の生果、これの価格保障と一つは永年作物であるという点でございまして、一つは永年作物であるという点で、これは過剰のままほうっておきますと、ある程度の段階で価格を保障しますと、その過剰のまま続くという点がございまして、また同一の種類のものでも、その時期とか、それから生産される場所によって非常に価格が違ってくる。一つの物が二百円するところもあれば六十円するところもある、一体どの程度の価格が本当に妥当なのかという、なかなかそのところがいろいろの差異があつてつかみにくい。それから、やはりこれは生果実でございまして、すぐ腐つてしまふ、保管に耐えない、そういうような面が非常に多いとございまして、やはりこれは需要に合ったように生産を誘導するということがまず第一義ではないかと、そういうふうな考えをおるわけでございます。

したがって、まず過剰基調にある温州ミカンについては、極力新規の抑制、改植の奨励というところで、改植等の予算も組んでおりますし、あるいは農家が金を借りて改植する場合の利子補給もやっております。そういう意味で、そういう生産の調整といたしまして、そういう誘導策、それからまた加工原料用の、先ほど申し上げましたけれども価格安定対策、あるいは果汁の調整保管、そういう事業とあわせてひとつ価格問題の安定といたしまして、そういう問題に寄り添ってまいりたいというふうに考えております。

○降矢敏雄君 野崎局長、落葉果樹に影響がないと思ひますと、こういうふうな言い切っておられますけれども、ないというふうな思い切らずに、ある可能性は多分にあるわけでありまして、どうか私の期待して要望いたしております点は、その影響を十分調査をして万遺憾なきを期してほしいということでありまして、希望をいたしてお

て、減反政策といふのはいろいろな問題があるから、消費の拡大の方に全力を挙げて、減反政策というふうなものは申しにたくしていただかなければならないという立場で御質問申し上げますので、その点、ひとつ御理解をいただいております。

と思ひます。

自治省の方にお伺ひいたしますが、いままでの国会の議論を通じて、大体大臣以下農林省としては、これはあくまで理解と協力のもとに減反政策を遂行していくんだというふうな再三の答弁がございまして、そして、その限りにおいては法的措置をとっておられないわけですが、実際の仕事をやっておられるのは末端の市町村でございまして、そして、この市町村で国の仕事をやる場合には、地方自治法の百四十六条以下、機関委任事務というふうなものによって仕事をし、それに対しては財源を、ある程度経費を見ていくというふうなことが地財法においても規定されて行われておるわけでございます。この現在行われておる減反政策にかかわる市町村の現在の事務は、国の委任事務に入りますか、どうですか。自治省。

○説明員(鹿兒島重治君) お答えいたします。現在行われております水田利用再編対策事業につきましては、私どもは、これは国、地方公共団体、農林省等が相互に協力いたしまして実施をする事務だというぐあいに理解をいたしておるわけでございます。その限りにおきましてはこれは団体の事務でございまして、おっしゃる機関委任事務ではないというぐあいに理解いたしております。

○丸谷金保君 そういたしますと、昭和二十三年に自治省通達で、法の百五十条の指揮監督の問題について、知事が市町村長を指揮監督できる場合はその事務が市町村長に機関委任されたものに限ると解すべきであると、こういう通達が出ておりますが、その趣旨は現在も変わらませんか。

○説明員(鹿兒島重治君) 現在も変わっておりません。

○丸谷金保君 そうしますと、この減反の問題は委任事務でございせんから、知事が市町村長に対して指揮監督することはできないわけでございますね。

考へております。

○丸谷金保君 そうしますと、これには相当の経費がかかっているわけなんです。たとえば職員の時周外手当、いろんなものがかかっております。これについて、自治省としては財政措置はいたしておりませんか、何も。

○説明員(柳廣夫君) 財政措置の問題にしましては、交付税の農業行政の単位費用の中で、一般的な形で措置をいたしております。

なお、特に金額のかかります稲作転換等の事業につきましては、投資的経費の中でも、事業は市町村あるいは農協がやるということになっておるわけでございますが、市町村がやる場合を想定いたしまして、相当額を単位費用の中に繰り込むことに措置をいたしております。

○丸谷金保君 そうしますと、一般の交付税の中で措置をしておると。これはあれですか、交付税の算定基準の中でどういう基準でそれでは措置をいたしておりますか。基準があるんでしょう、措置しているからにはね。

○説明員(柳廣夫君) 経費にしましては、いろいろの諸情勢を含めまして一般的な形としていたしておりますので、この減反のものだけについて特にどうという基準でということではございせん。

○丸谷金保君 まあ結局は、減反政策の分の経費として措置を直接にしているのはいくということですね。

○説明員(柳廣夫君) 交付税でどういう措置をするかということにつきましては、農林省の御意見も伺いながらやっているわけでございますが、特に五十三年度の場合には、新たに国の予算で認められました稲作転換に対する事業費が大きいということと、この関係につきましては、特に五十三年度の措置をいたしたわけでございます。

○丸谷金保君 五十三年度の措置はしておると言うんですが、これはまた予算の中身を調べてみたいと思ひますが、現在はまた会計年度としては五十二年なんです。五十二年度分としてはどうい

ふうにしておりますか。

○説明員(柳廣夫君) 五十二年度分といたしましては、投資的経費の方で特別のものはございせん、一般の包括的な事業費として見ておりますが、経費にしましては、特に減反関係だけを取り出しての措置というものはございせん、で、一般的な行政費の中で見ておる次第でございます。

○丸谷金保君 減反については、町村によって五〇%のところもあるし、三〇%のところもあるし、あるいは五〇%のところも全国的にはあるわけですが、それらを具体的に配分はしていないというふうな理解してよろしいでしょうか。かかる経費がうんと違うんですから。そういうふうな配分はしていないということではございせん。五十二年度。

○説明員(柳廣夫君) 交付税の措置といたしましては、標準的な団体を想定いたしまして積算をしておりますので、個別に特別の需要がありませう、それは特別交付税の方で個々の団体の財政需要を見ながら措置をするというたてまえになっておるわけでございます。

○丸谷金保君 結局、減反をやるところもやらなところも同じに、そういう一般的な経費として出ているということでしょう。やらなかったからその分戻せということにならぬということでしょう。やつてもやらなくても、五十二年の分については関係ありませんということですね。そうですね。

○説明員(柳廣夫君) 普通交付税におきましては、あくまで標準的な団体を想定いたしまして標準的な行政費を見ようということでございます。で、個々にどれだけの仕事をやるかということとは算定基礎に入っていないわけでございます。そういうこともございまして、交付税で見ますのは、交付税で計算をします場合に、標準税収入の百分の七十五というものを考えまして、あとの百分の二十五は自由に使える財源として残しておきますので、そういうところで各団体いろいろ御工夫を

されておるものというふうに考へておるわけでございます。

○丸谷金保君 減反政策というのは、いまも伺いましたとおり、地方自治法の中で言う交付税の算定基準には五十二年度は特に柱を立てて含まれてはいないということなんでございまして。しかし、実際には五十二年度中に相当経費がかかっているんです、各市町村。自治省は、よく都道府県や市町村が義務的な経費以外にいろいろ超過負担をしている、超過負担の解消をしていかなきゃならぬということを言っているんですが、この問題に關する限りきわめて積極的でないし、農林省の側も、こうした自治法の機関委任事務でないものを、いわゆる理解と協力ということで町村に押しつけてやらしているわけではございせん。

それで行政局の方にお聞きいたしますが、地方自治法に關する限り、市町村長がこの事務を私のところではやらないといった場合の罰則はございせんか。

○説明員(鹿兒島重治君) 別段の罰則はございせん。

○丸谷金保君 本論に入ります。きょう大臣の所信表明及び予算案の説明をお聞きしておりますと、食糧の自給率を高めていかなきゃならないし、総合的な食糧政策を進めなきゃならないということを申しております。それから、いまの答弁におきまして、いわゆる石油ショックということによって情勢が変わってきたんだ、こういうことを大臣は再三御答弁をしておるわけでございますが、いままでの答弁を確認する意味で、あくまで現在の減反政策というのはペナルティーではないということではございせん。

それと同時に、ただいま同僚議員の質問に對しまして、その年やつてならなければ次の年にやつてもらう、その減反政策に協力しないものは正直者でないというふうな、何かいかにも悪いことをやっている、法的に何の規制もない、理解と協力のもとに協力してもらうんだと言っていない

がら、一方でそれをやらないで、その分を今度しようことは正直者がばかを見る、政府の政策に協力をしないものは不正直者ということになりますか。

○国務大臣(中川一郎君) 私は、協力しないものは不正直な者だとは申し立ておりません。理解と協力をしてくれた人は正直にやってくれた人だと、そっちの面だけをとりえておりまして、協力しない人が不正直者だとは言っておりません。

○丸谷金保君 理解と協力をしない者も不正直者じゃないと。ありがたうございます、どうも。

それで、実は石油ショックでもって大きく変わったというんですが、実はその前一生懸命水田をつくることに協力した者はこれは正直者になりますか、不正直者になりますか。国が開田、開田ということができるだけ水田をふやせという時代に、理解と協力をした国が言うように増田計画を進めた者はこれはどうなんですか、正直者ですか、不正直者ですか。

○国務大臣(中川一郎君) 御承知のように、戦後は食糧が非常に足りなく、特にお米は不足をいたしておりました、国民的な食糧増産ということが要請であったと思います。これに御協力いただいた人は正直者というのですか、国としてはありがたい生産農家である、こういうことだと思っております。

○丸谷金保君 それで、実はこれは一つの実例なんです、江別市に美原地区というのがございすね。ここで昭和四十六年以前に、全部水田にしていくという案が持ち上がった。ところが、そのときこの地区では水田にするのは反対だということ、これに三好行雄さんという人の言葉でございす。

わたしは畑作でなんとかやっていた。だから開田反対だった。わたしだけではない。この小地区では一七戸のうち一三戸が開田に反対で、美原地区としても反対が圧倒的に多く、東京までいって農林省に開田を止めてくれと陳情したほどです。けれども国の方針というわけで、開田

を無理やりはじめたんですよ。

こういうことはよくあると思います。開田計画の場合には一部反対しても、水路とかそういう関係で全部水田にしなければならぬというようなことがよくあるんです。こういう人たちに對してそれをやらした農林省が、オイルショックで生産転換、変わったのだというので、まことに済まないというふうな言葉がいままで一遍も出たことはないんですが、大臣いかがですか、こういう人たち。

○国務大臣(中川一郎君) それは何年の話でございすか、ちよつと年度によつて……

○丸谷金保君 昭和四十六年当時です。

○国務大臣(中川一郎君) 昭和四十六年程度でございす、そろそろ過剰傾向にありまして……

○丸谷金保君 最後のころです、これ。最後のころです。

○国務大臣(中川一郎君) 三十六年ですか——四十六年です。過剰米処理をやっておりますときでございまして、私の記憶するところでは、その当時から新規開田は国の政策としてはやめよう、こういうことであつたと思ひまして、個人が開田をしたいのに国がせひせひといったような情勢がその当時あつたであらうか、今後実態を調べてみたいと存じます。

○丸谷金保君 それは、本人が話したのがそのころなんです。昭和四十六年ごろにそういう話をしていたということ。だから事業は前に、そういうことでございすから、当時農林省に對して恐らく陳情もあつたし、開田に反対した地区だと思ひます。そういうことなんです。ひとつ御調査願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 四十六年のころにそういう話があつた、過去の話があつたということなら理解がでると思ひます。昭和三十四年とか五年とか、その当時は本場に足りないときで、特にあの付近は湿地地帯で泥炭地でございすから、畑にするよりはむしろ水田が一番いいという石狩川流域総合開発計画というものは強力に進められた過去がありますから、四十六年ごろにそう

いう話があつたということであつたであらうと存じます。

○丸谷金保君 それで、そういう正直者が時に変わるわけですね。反対してもやれといつて協力させて、今度また反対しているんですよ。減反に反対している者はやっぱり政府に反対しているけれども、仕方ない、やらなければならぬのでやる。これはいままことに正直者だといふけれども、また変わるとそれは逆になりませんか、反対している者の方がやっぱりよかつたんだということに。どうですか。ネコの目農政というのはこういうことを言うのじゃないかと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 私は、農家に生きがいと誇りと言つたのはまさにそのことなんです。生きがいとは何かという、社会に役立つたという生きててよかったな、社会に役立ったという米をつくるのが生きがいでありまして、余つてきてしまうのがなくなつたら、これに生産調整に協力するのがまさに社会的な使命を果たしたということ、で生きがいである。でありますから、農家が、足りないときにはつくることに国民の要望にこたえる、職業意識に燃えて増産をする、余つてきたときにはやはり消費者の動向に對してこれを抑制していく、こういうことをやつてこそまさに國家は成り立つのであつて、國が一度つくれと言つたらいつまでもつくるのだというやうなことを言うやうな農家の人は、ごく例外の人ではなからうかと、こう思ふ次第でございす。

○丸谷金保君 実は、米が自由な商品でないんです。ですから、つくれ、やめろ、これはほかの自由販売のできるものでないだけに、もう少しやばり米の政策については、長期の展望を持たなかつた政府・自民黨の方にも落ち度があつたといふやうなことをお認めできませんか。

○国務大臣(中川一郎君) まさに日本がこのやうな繁榮をして、世界から二番目だと言われるやうな繁榮をするといふやうな見通しを持った人は當時まづまづなかつたのと同じやうに、あの當時、

米が余つて困るなどと想像するやうな社会情勢にはなかつた。それを見通し得なかつた責任は大きいと言われれば責任を感じますけれども、當時、将来米が余るからいまのうちにやめた方がいいぞ、というアドバイスをしてくれた人もなかつたことも事実でございす。

○丸谷金保君 自民黨は責任政でございす。これは、責任政が責任を感じるといふのと、世間アドバイスしてくれた人がいないからそういう責任は平等なんだ、ということには私はならぬと思ひますが、大臣いかがですか。責任政の責任を言っているんです。

○国務大臣(中川一郎君) 責任政としては感じますけれども……

○丸谷金保君 感じますか。

○国務大臣(中川一郎君) 感じますけれども……

○丸谷金保君 感じればいいんです。當時、先見の明がないよというやうな空気が周りになかつたといふことだけを申し上げて、だから私が正しいので、政府・自民黨が全部よかつたとは申し立ておりません。世の中というものは、時代の変転とともにこのやうに世の中、社會がかわるものかと、消費の態様というものがこのやうに変わるものかと、いまさらながら反省をいたしておるところでございす。

○丸谷金保君 いままでの論議の中で、どうも農林大臣の反省しておるといふ言葉が、ずっと記録を読んでみたんですが、ないのですから、それは十分ひとつ政府において反省していただきた

い。そして、そういう政府において反省をしていただく立場で農林大臣にお願いしたいんですが、実は、農林大臣が、衆議院の米の集中審議の中で、これは稲富委員の質問に對して、「少々高くてもアルコールの入らぬ方がい」といふのが実態であればこれも直ちに、大蔵省が何と言おうと、私の責任においてやらしたい」と、久々ぶりでばくは中川節を聞いたやうな気がして快哉を叫んだん

容器の見やすいところに所定の表示をするという
ようなことになっておりますことのほかには、食
品衛生法の規定によつても表示義務が課されてお
りますが、これにつきましては、現在製造年月日
については省略できることになっておりまして、
あとは自主規制ということで、それぞれの酒類業
組合がそれぞれの形で公正取引委員会の御指導を
いただきながらそうした表示を実施しているわけ
でございます。

○丸谷金保君　それで大臣にお願したいんです
が、これは酒屋さんにだけだたててみても牛
一本というのだけなんです、アルコール。あと
は百二十ミリリットル以下のアルコールを添加し
たやつは、本醸造だとか吟醸だとかいろんな名前
がつけられるんです、いかにも本物みたいな名前
が。ここいら辺を何とかひとつ変えられる、そう
いう点について努力いただけば、これは必ず
アルコールを添加した酒はうまいなと言っけ

ど、うそなんです、あれ。アルコールを添加するから、ブドウ糖その他も添加してコクを出すようなかっこうにしなければならぬから、変な味になつてきているんですからね。ですから、それを法的にアルコールを入れるということが急にできないければ、表示だけでも、外国では皆やっていますから、もつとわかるように、これはアルコールを入れた清酒ですよ、これは米だけでつくった清酒ですよということがわかるようにしただけでも米の消費はうんとふえますから、それだけひとつ、大蔵省が何と言おうと、農林大臣が言ばつていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一朗君) 日本酒で米を使つておりますのは約六十万トンでございます。アルコール添加分がたしか四十万トン相当分でございます。これが米になつてしまつてアルコール添加をやめるといふことになれば四十万トンの消費拡大になりますから、いままでもアルコール添加から米へと指導はしてきておりますが、御指摘のような点で前向きになることがあるならば、これまた検討してみたいと思ひ次第でございます。

○丸谷金保君 実は、これで終わるんですけれども、一つ聞き捨てならない話が出たので、ワインの關係で山梨県の生産農民と相談した。山梨県の生産農民と相談したということは、日本のブドウをつくつて生産農民と相談したことにならないんです。ちよつとその点、國務局長……

○政府委員(野崎博之君) 昨年の経過がございまして、いまの段階はそういう先ほど申し上げましたメンバーで構成をいたしておりますが、その中の身の内閣その他の点につきましていろいろほかの県の実態等もありますれば、またそれも検討をいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 検討したいということですが、山梨県でワイン原料に使つてブドウの量とその他の全国で使つての量の把握をおたくの方でしていただく。していただければいいないでいいですか。この次に譲ります、時間がございませぬので。

○政府委員(野崎博之君) ただいま山梨県あるいは山形県等の意見も聞くことにいたしてあります。したがうして、またその他主要産果の御意見があれば伺うようにいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 北海道でも一割やっていますのだから、覚えておいてください。

○相沢武彦君 最初に農林大臣にお尋ねします。五十三年度の農林予算案は、米の生産調整のための条件整備、それから農業基盤の整備強化、それから新しい農業構造改善の展開、さらには麦とか大豆、それから生果、畜産物などの生産増強、また、二百海里時代の対応などを柱にして組まれているわけなんです。国の予算に占める農林予算は九・九七%、前年度の一〇・〇九%に比べますと、わずかですが一割を下回つてしまつたわけでありませぬ。

中川農林大臣は就任時に、総予算の一割は確保するといふことを言明なさつておられたんですが、それが守られなかつた点、どのようにお考えになつておられるのですか。私は、民族生存基盤の基幹産業とも言うべき農林水産業の予算といふものは、一〇%といふものが、民族を守りまた國家經濟の基盤として一つの歯どめである、こういうふうにも思ふんですけれども、中川農林大臣就任を境に、今後農林予算といふものが年々減つていく傾向をたどるんじゃないか、このように思ふのでして、この点、國家予算に占める農林水産業の位置づけに対する確たる御見解を、この際伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一朗君) 私は農林大臣になる前、党で農業の方に關係しておりましたときから、農業予算は國家予算の一割は確保すべきである、そうしてしっかりと農村をつくつていく歯どめにいたしたい、こういうことを言つております。

御指摘のように、今年度予算においては全体では八・九%になっておりますが、御承知のように、これは公債費が非常に大きくなりまして、

公債費は全体共通の経費でございますから、これをやはり差し引いてどうしようかという姿をなめなければ、わが方だけが公債費は関与しないというわけにはまいりませんので、予算編成の際もその点を十分にらみまして、公債費を除きますとたしか九・九、約一〇に近いところを確保できた。今後ともこの辺のところは十分にらんで一〇の台は割らないように、まず一〇%と言ひ切れるだけの予算は農林省關係に確保していきたい、こゝう思つておる次第でございます。

○相沢武彦君 福田内閣は、五十三年度の經濟成長率の目標を七%程度に置いて不況の克服、それから雇用の安定確保を図りたいとしておられるわけですが、農林水産の部門を受け持つ中川大臣としては、國の成長率が決まつたからといって、農林省における具体的な成長率の内容ははっきり試算していないんだと。農政を取り巻く厳しい状況の中で、いろいろと總合対策を講じながら農家經濟をよくして、國全体の經濟成長率七%に應分の努力をしていくんだと、こういうことをおっしゃつておられるんですが、先ほど言ひましたように、五十三年度農林予算の最大の特徴というのは、脱米偏重に力点を置いた米の生産調整百七十万トンに対する転作対策にあると思ふんです。この分だけでもかなり落ち込むわけでして、私は農林關係の經濟成長率を何%に置くかといふこの数字は別としましても、少なくとも農林部門において總生産額、農家収入といふものは減らせない、この決心で總合施策といふものを講じる必要が絶対必要であると思ひますが、その点について大臣の御見解をお伺ひします。

○国務大臣(中川一朗君) 御承知のように、七%成長の場合に、産業別にどの業種がどういふブレイクダウンしたものでございませんで、他聞に漏れず、農業についても詳細検討はいたしておりますが、ただ、御指摘のように、これは生産調整を百七十万トンもいたしますから、米作農家を中心にして所得が減るのではないかという御

指摘もございませぬが、この点につきましては、ほかのものをよくすることによって減収するであろうと想像される約二千億圓について補てんをして、米作農家から愛わつても所得が下がらないという大枠の、マクロ的な考え方のもとに措置をいたしております。そういうことではございませぬが、全体として農業生産がどうなるかということでございますが、そのほかに農業基盤とかいろいろな生産対策も相當講じております。ただ、昨年は大豊作であつたと、御承知のようなことでございませぬので、来年にそれほど大きな期待が持てるかという点になりますと、全体としてそう大きなものが見込めないかなという感じがございませぬ。

○相沢武彦君 大幅な農業部門における經濟成長は見込めないにしても、これまでの農業總生産額を大して下回らぬという決意で大臣取り組んでいただかないと、これは本当に日本農業は破滅状態になつてしまふ。その辺をしっかりと心得ていただきたいといふことなんです。

それから、午前中から水田利用再編対策をめぐつていろいろ論議がございました。大臣は、關係者の理解と協力に基づいてこれを実行するんだと、こゝろおっしゃつておられます。全國の知事さん、それから市町村長、それから農業關係の団体の幹部の人たちは、いろいろな諸般の情勢を考え政府からの提案をいろいろ協議しながら、まあやむを得なかつた、こういうあきらめの心境とか、波々というか、引き受けて、實際今度は各それだけの地域へおろして今度農民同士の間で問題になつてきているわけですね。ですから、私は、關係者の理解と協力に基づいてと言つておられる農政に対する不信と恨みがつのり、さらにまた、農民同士の相互間でのいがみ合ひというものが深まつていく、こういうのが実態ではないだろうか、こゝろ思ふんです。

私たちは、これだけ十年間を目途としてやる大事業なんだから、政府の方策はこうですよと、それを現場におろして、皆さん方が本当に理解と協

力してもらえらるかというのを提案して、しばらく猶予期間を置いて、そのためにはわれわれ現場で働く生産農家のこういう希望なり意見なり提案というものを受けてほしいという、生産農民の下からのいろんな意見というものが吸い上がってきた、それを再度政府当局において検討した上で、三年後にはこうなりますよと、十年後の日本の農業の実態はこうなるんですよと、ぜひ協力してほしい、こうすべきではないのかということとをさんざん申し上げましたけれども、しかし、そういうゆとりはないんだということでは、実際に踏み切られております。しかし、現場からは、実際に割り当てが自分のところに来て初めてこれに協力するためには、少なくとも前提条件としていろいろなことをやってほしいというたくさんさんの要望、意見が上がっております。

たとえば、北海道の留萌管内、留萌市におきましては、これは農業関係の議員たちが個々に農家と対話をし、そうして上がってきたものをまとめたものですけれども、「稲作農家に協力を求め水田利用再編対策を推進するには、その前提として畑作物、畜産物の価格安定対策をはじめ、各般に亘る条件の整備が極めて肝要」だと、こういうわけで、食糧制度をあくまで堅持すべきだと、また優良米の生産を促進するための援助措置を講ずるとともに、転作目標達成後の超過米については政府は全量買い入れ措置を講じてほしい、

〔委員長退席、理事青井政美君着席〕

あるいはまた、転作物物の収益性を高めるために、畑作物、畜産物の所得の向上が期せられるように価格安定対策の樹立を図れとか、あるいは融資の確保と融資条件の改善、あるいは金融対策の強化、また、稲作転換に係る補助事業実施に当たっては受益者負担分についてはその融資措置の万全を期してほしい、あるいは先ほどから論議のありました米の消費の拡大のための啓蒙の強化、あるいは学校給食の積極的な推進、こういうようなことをたくさん申し上げております。これは、私、一々ここで答弁いたしたくとは思いませんけれども、

も、いろいろそういう意見が上がっているわけですね。

それで、具体的には一つだけここで答えたいのですが、昭和四十五年度以降政府の生産調整に協力した農家の中で、植林した者については昭和五十年年度をもって奨励金が打ち切られる、廃止されるということになっております。しかし、その当時、政府の方針に協力をして植林をした農家の経済というものは非常に危機に直面をしていてということで、当該地域としてはそういう当該の農家に対する救済措置を講じてほしいということが強く要望として出されておりますが、いま農林当局の方にはそういう要望が上がってきており、また、救済対策について検討されているのかどうか。まずそれをお伺いしたい。

○政府委員(野崎博之君) いまお話しになった点は、私どもは直接は聞いておりません。まだこちらには上がってきてない話でございますが、一般的に言えば、この植林につきましては、何と申しますか、本来農地を転用してやるべき性格のものでございまして、一般の転作物物のような米をという性格のものではないかと思っております。また、さういいます。ただ、その生産調整の対策のときに、四十五年から五十年まで、これは米減らし対策という非常に緊急避難的な要素を持っていた関係がございまして、特例的に期限を切つて植林に奨励金を認めたという経緯があるわけでございまして、その後の水田の総合利用対策では、これは食糧作物の総合的な自給度の向上ということで、その植林に対する補助を打ち切つていくわけでござい

ます。今度の水田利用再編対策については、国土の総合的な利用といえますが、そういう見地から非常に特定な地域に限りまして、非常に山間の谷地田とか、非常に特殊な地域に限つてだけ三年間奨励の対象にしようじゃないかというふうに考えているわけでございますが、相当前にやつたそれ

でもう一遍補助金を、奨励金をまた出し直すということは、これはなかなかむずかしい問題でございまして、その植林の場合、林業経営の問題として何かいろいろ問題があるとすれば、やはりその林業経営上の問題として、また別の角度からいろいろな救済措置等を考えるということが適当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

ます。

○相沢武彦君 ちょっとよく聞き取れなくてあれなんです、大臣、昭和四十五年以降政府の生産調整に協力して植林に転用した人たちがいるわけですね。いま現在この土地を売りたいと、売ろうと思つた場合ですね、一反当たり七万から十萬の値段しかつかないというんですね。これはかなり奥地の方の人たちだと思つてます。不便な地域の水田だと思つておるんですが、やはり同じこの場所においても今年度から採草放牧地にしようとする、五、十三年から七万五千円の補償がつくと、そうしてもしこの土地を売ろうとすると、いま反五十萬は値段がつくと、非常にこの差が激しくついでやつていくわけですね。そういうことで、確かに五年たつたら打ち切られるということを十分承知の上で転用したんだから、いまさらどうしようもないというののも一つの理屈なんです、ぜひこれは現地を一通調査をしていただいで、何らかの救済措置ができないものかどうか、新たに検討をしていただきたいということが一つ。

それから、先ほどから言つていますように、現場ではいろいろとやはり不満なりそれから不信なりあります、特に二十戸とか三十戸の小さな部落へ行きますと、その中でお互いにあそこはうまくやつたとか、おれのところは困るとか言つておる。これまでも冠婚葬祭等で本場にしょっちゅう顔をつき合はせて、家族ぐるみ、あるいは親戚ぐるみというふうなつき合ひをした中で、その転作をめぐるいがみ合はなかなかならぬというふうな、こういう状態というものについて、大臣も、いやもうそれは市町村に任せてあとはもう理解と

協力でやってもらふんです、ということだけじゃ済まない現場の情勢なんだということを、よく認識していただきたいと思ふんですよ。ですから、一応方針は方針なんですけれども、これから下から吸い上がつてくる意見について、本場に積極的にその意見をよく検討して、農家がまた農業に対して意欲を持って取り組んでいくようなそういう方策をとっていくんだという、その辺の御決心というものを承りたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 第一番目の植林の問題でございまして、先ほど園芸局長から答弁申し上げましたように、昭和四十五年ごろやりましたのは全く緊急避難で、休耕でも結構です。木を植えたならなお永年でございますから結構です。あれは、たしか木を植えた場合は四万二千円の一歩高いつ分を出したのじゃなかったかと思つておるのですが、あるいは池をつくつて魚を飼つてくれたら結構ですというので、もう緊急避難、米をやめてくれればという政策でやつたわけでございまして、今回の場合はこれは緊急避難では済まない、と、長期的にもう十年ぐらひは固定化してやらない政策をやらないかぬというところが一つ、もう一つは、食糧自給度の向上という国家的要請もありまして、木を植えるとか、あるいは魚を飼うというふうなこともやなくて、やはり不足をした作物はつくつてもらうというので、大豆とか飼料作物とか、あるいは麦といったような品目に対しては、相当多くの金を出してそういう自給度の向上を図ると、こういう仕組みでお願いをいたしておるわけでござい

ます。そこで、一見、過去木材にしてしまつたためにいまは非常に土地価格が下がつた、あのときやからなやよかつたかなあという感じを持つものもわからぬわけじゃございませぬし、そういう人々がそういう希望を持っておられるのかなあ、実は私もそういうことがあるのじゃないかなあ、さう思つておつたのですが、私のところへはまださういう意見は来ておりません。いま相沢委員から

聞いたところではございますが、その辺研究はしてみますけれども、いまも言ったように、あの当時の生産調整とは全然立場を変えたやり方です。おとるということではございますので、局長が申し上げたように、林業対策として何かしるべき国の対策はないか等について検討してみたいと存じております。

それから、生産調整についていろいろの御意見があると、これはまさにそのとおりだと思ふのでございます。北海道は特に面積が大きいと、三六〇〇という生産調整であり、また場所によつては六〇〇というところでもありますが、非常に議論の多いところではございますが、そこでもうちょっと時間を置いてという意見もあるのです。しかし、本来ならばおとしあたりからやりたいところだつたのですが、おとしは間に合いませんで、昨年の春ごろから、これはもう早期に通達を出したと言つて怒られてはおるのでございますが、そのころから時間をかけて生産者団体やあるいは都道府県知事等に協力要請をしなから、最終、昨年末成案を得て協力要請を行ったと、そして県から町村、町村から個人に配分の段階でございまして、町村までは、大体全国見ましてまあまあ理解してくれたかなあと。いま残つておりますのは、これからまきつけまでの間の町村と個人との間でございまして、ここでもいろいろ議論がありますが、全国的に見て農家の方々もこの過剰対策というのは厳しいことだということであつて、いろいろ問題はあつたけれども、ひとつ協力しようかなあということをやつていただいているように私は見ておるわけでございまして、しかし、またいろいろの御意見もありますから、普及員やあるいは町村等あらゆる機関、農業団体を利用して、やはり農家の人に理解をしていただくように努力をしてことはやらしていただきたいと。

もう一年ぐらい待たうかというのです。が、現に四百六十万トンも余りまして、仮に備蓄といひますか、政府繰り越し米二百万トンと見ましても、約三百万トン程度は過剰米処理をしなきゃならぬという段階でございまして、これが一年延ばしますと、もうすでに六百万トン、七百万トンになつていくということでもありますので、どうかひとつ、大変だとは思いますが、われわれも意見は十分聞きますけれども、こういった厳しい情勢下であり、特に北海道で今後私は心配するのは、むしろ生産調整農家にはずいぶんいいではないかと。同じ地域で畑作をやつてゐるのと、水田で大豆をつくりビートをつくつてゐるのでは余りにも差があり過ぎるのではないかと、周りの農家の方の心配の方がむしろあるのではないかとさえ思ふぐらい、生産調整対策にはかなり国力を入れておると。

端的に言うなら、北海道でありますれば、大豆、ビート、飼料作物、麦、しかも、大規模に経営いたしておりますから、大概四町歩から五町歩持つております。もし仮にこれが七万円という生産奨励金が当たる仕組みに転換をいたしますならば、五町歩持つておれば三百五十万円というものが手つかずに生産農家に入ると。しかも、これは議員立法ではございすけれども、一時所得という税制の措置を講ずると。その上に、さらに麦なり大豆なりビートなりの生産が上るとするならば、まあまあ北海道の農家にもその点をよく説明をして、これから先々十年間は毎年七万円ぐらゐのものは上がるのですよと。そしてまた排水がなければ、先ほど負担率の問題もありましたが、知事が水田転作特別事業ですか、いままでとは違つた基盤整備、排水等をやつて生産調整ができやすい土地条件を整備する、こういうような指導を行つてまいりますれば、北海道でも全体的にはまあまあ御理解がいただけるかなあ。しかし、御意見のあるところは今後十分吸収いたしまして、農家の納得のいくようにしてまいりたいと、こう思う次第でございまして。

○相沢武彦君　いま大臣のおっしゃつたように、特に北海道の場合は三五〇〇ぐらゐの転作になるわけですね。そうした場合のこの北海道農業の確立といひますか、特に大臣の方の、一番酪農畜産地帯なんです、この酪農畜産の位置づけについてどのようにお考えか。三五〇〇水田を畑作へ、あるいは酪農、畜産へと、どれぐらゐの比率ずつ移行するということに見通しをされておるのか。その場合、これまで酪農、畜産を営んでゐる方たちとの競合問題が出てくると思ふんですね。そういう点についてどこまで考えられて、いわゆる酪農、畜産の位置づけというものはどのようにお考えなのか。

○国務大臣(中川一郎君)　今度の生産調整は、生産調整をされる米生産農家も大変でございまして、実は周りも非常に大変なわけなんです。大豆でないのは麦、大豆等のように、あるいはビートのように価格対策がしつかり決まつておつて、いかに水田で麦ができようと、大豆ができようと、ビートができようと畑作の価格は下がらない。しかも、国内の自給率も非常に低いから、もうつくつてもええつくつてもええだけ国もありがたいし、また周りの農家も迷惑をこうむらないという作物もございまして。ところが、水田で米以外、たとえば野菜をどんどんつくられたとするならば、価格政策のない野菜等はもう転作洪水によつて価格が暴落して困るという作物もあるわけでございます。そこで、転作しても困らうたら困るという作物、それから転作はどんどんやつていただきたいという作物、それから転作するに当たつては需給その他を十分見通して過剰にならないでやつてほしいという作物、こういうふうに分かれてございまして。

その中にあつて、酪農は北海道の戦略作物といひますか、農業でございまして。実は、北海道を初めとしてこの限度数量より余ると。酪農第三次近代化事業よりはむしろ現在ですら伸びておると。計画をオーバーしておると。さらに今回、生産調整によつてこれが大きくなることによつて酪農製品がだぶつく。その結果、現在の酪農家に影響を与えるということになつては大変だ

と、こう思ひまして、今後、道あたりでどのように調整するか、その辺の判断はまた道自体でも指導していただいておりますが、私も私どもとしては、できるだけ北海道では少ない大豆、ビート、飼料作物ないしは麦というようなものをつくつていただくことに重点を置いていきたい。そして、酪農の方については、今後また国際競争力に勝てるまでいけるかどうかは別として、体質の強い、北海事は特に適地でございますので、これまた安全な北海道の戦略的農作物として、農業として育てていくように全体的な見直し、政策を講じてまいりたい、こう考えております。

○政府委員(杉山克己君)　水田からどれだけほかの作物に転換するかということについては、それぞれ関係方面の意見等も聞いてはおりますが、まだ酪農関係に具体的な面積でどれだけ転換をするかということについては集計ができておりません。ただ、先ほど大臣からお話し申し上げましたように、これは牛乳の生産が非常に大きく伸びております。それらのことから、先々の需給関係がどうなるかということを見通しながら、それからまたえさの給与の体系、濃厚飼料にどれだけ依存するか、できるだけ自給飼料、粗飼料の依存度を高めるように持つていく必要があるというように、なことも考えながら、将来の酪農のあり方、今回の水田転作等を関連させて検討してまいる必要があつておると思ひます。

○相沢武彦君　現在ですら北海道の場合、酪農家二万三千六百戸、乳牛が七万六千頭で百七十七万五千トン、前年度比一三・六%増加して余りなみである。それでですから、米の減産を明示するならば、当然第三次酪農近代化計画に沿つた年次別計画を明示しながら、少なくとも加工原料乳の限度数量を引き上げ、それに対する財政措置といふものをきちつとつて、心配ないよと、こういうよ

うにやるべきだと思ふんです。それで、五十一年度実績に五十二年の伸びを掛け、さらに五十三年度の伸びを掛けると、百九十四万二千トンぐらゐになるのだらうといふ試算されているわけですから、やはりこの加工原料乳の限度数量二百万トンですね、これをやっぱり引き上げるといふ対策を講じないと、北海道において水田の飼成がえ、またそれを受ける酪農の人たちの非常に問題点になると思ふんですが、この点、大臣どうですか。

○政府委員(杉山克己君) 最近、牛乳の、特に飲用乳の需要というのはかなり大幅に伸びてまいっております。率にして、五十二年の四月から十二月までで六・一％。この点、はなはだ有望といひますか、期待が持てるのでございますが、生産の方はそれを上回る伸びを示しております。率にして、同じ期間九・一％でございます。前年が七％台でございますから、ここ二年続けて生産は思ひもかけなかったような大幅な伸びを見せたという実績になっております。その結果、加工原料乳に回る分が非常にふえまして、十二月までの数量で大体一六％ぐらゐの予定を上回っております。この結果、現在の限度量を上回る相当量の生乳が出てくるのではないかと、いふうに見られるわけでございます。その結果が現在までも酪農製品、特に脱脂粉乳のメーカーにおける在庫の増加という形であらわれております。そこで、脱脂粉乳等の価格が大幅に低落するおそれがあるということで、今般、脱脂粉乳一万四千トンについて畜産振興事業団が買入れを行うこととしたわけでございます。

そういうような一連の事情を通じて、今後、特に五十三、五十四、ここ数年の生乳の生産が一体どうなるであらうかというのを慎重に見定める必要があると考へております。それらの需給の見通しとの関連のもとに本年度の限度超過量についても、それから五十三年度の限度量の設定についても、さらに今後の第三次臨近のテンポを上回るような生産の増加の伸びについて、長期的にはよ

ろしいのでございましょうが、当面、水田転換との関連でどのように調整を図っていくかというのを、慎重に検討していかなければならぬといふ考へております。現在の段階で限度数量をどう決めるかというようなことは、なお十分材料も出そろつておりませんので、十分材料をそろえた上で検討してまいりたいと思つております。

○相沢武彦君 大臣、ここで農畜産物の輸入枠拡大の問題でお尋ねしておきたいと思ふんですが、昨年九月以来のいわゆる日米経済戦争とも言われた農産物の輸入問題ですが、日本側の大幅譲歩で一応の決着を見たという感じがどうも強い。特に牛肉についてはその感を感じないという関係者たちの強い不満というものがあつたわけですが、農林大臣は今回の日米交渉を終えた段階で、記者会見で、国内農業に支障はないと、そういうことを特に強調されておられるわけですが、現実には水田利用再編成の時期でもありますが、今回の日米交渉の結果、国内農業に与える心配というものは想像以上に高いものがあると思ふんです。そこで、中川農林大臣は、国内の農畜産物の立場に立つて行動してきたと主張されているんですが、昨年来のこの輸入枠拡大論議の中で政府内部に對して国内農業を守るためにどのように主張されてきたのか、今回交渉を終えて、ひとつ総評といひますか、感慨というのか、反省を含めて御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) 私が昨年十一月二十六日農林大臣に就任いたしました最初の宿題が、対米経済調整でございまして、農業にも非常に大きな宿題が来ておりました。この調整には非常に苦慮いたしたところでございます。

御指摘ありましたように、時あたかも水田利用再編対策遂行中でございます。すなわち、米をやめて農畜産物に変わるという時期に、外国からの輸入あるいは自由化等が来るならば、たちまち水をかけるということになって生産調整もできないという本當にきわどい折衝でございまして、私も

一番頭を痛めたところでございます。

そこで、肉の問題についてでございますが、肉は御承知のように、国内におきましては約三十万トン生産がされておる。約十萬トン程度のものをここ一、二年輸入いたしておるわけでございます。そうした国内産肉と輸入肉によつて、まあまあ消費と供給がバランスがとれておる。しかも、畜産物価格安定法によつて、数年前から牛肉については豚肉と同様に上限価格、下限価格、そしてまた基準価格というものを決めて価格が非常に安定してきておる。しかも、標準へそ価格を若干上回るといふ理想的な形態にありますので、そこへ外国からの、アメリカからの要請にこたえてもし価格が暴落するというようなことにはなりません。そこで、そういつたことのない調整がどこにあるのかと、實心をついたわけでございます。結果としては、ホテル枠千トンのものを三千トン、さらに一万トンを試みて、あればおこたえするというところで決着を見たわけでございます。

そこで、基本的にはどういふことになるかという、十萬トンの枠をさらに対米折衝のために三千トンないし一万トンふやすというのでなくして、御承知のようにアメリカとの調整は五十三年度以降でございますが、肉の事情がどうなつていくかという、五十二年度下期においては四萬トン予定いたしておりましたが、肉の方の消費が拡大されたというのか、現実に輸入しております在庫が底をついてきたというので、対米調整を行う前の五十二年度下期において五千トンをふやさないやならぬ。それから、五十三年度上期には三萬五千トンを予定しておりますが、今年下期の実績に絡んで五千トンふやして約四萬トンを輸入しなければならぬという事情にございまして、そのこととは豪州、ニュージーランドを含めて、対米折衝とも絡んでおりますが、全体的な問題として五十二年度下期、五十三年度上期をふやすという状況にあった。

そこで、五十三年度以降について、そういった国内の必要な肉の枠の中で対米関心の強いアメリカのホテル肉ないし高級牛肉について努力をしてみましよう、こういうことをやつたのであつて、アメリカから別枠で一万トンを入れてそうして国内生産を抑えるというふうな仕組みではなくして、必要な肉の中での肉について努力をしてみましよう。これも、アメリカから買入という約束はしておるわけではございませんで、アメリカが関心を持ち、アメリカが輸入しやすいものではありますけれども、これはグローバルでございますから、豪州もニュージーランドもこの枠の中に入り得る。そういう中で調整を図り、しかも、この輸入牛肉は畜産振興事業団が買入れまして、そして価格の動向に見合つた放出をする、売り払いをするという仕組みをつくっておりますので、枠についてもそれほど無理をしておらないばかりか、第二段目の備蓄としましては、畜産振興事業団の放出によつて価格に悪影響を与えないという仕組みを講ずるといふ二段構えで措置をいたしまして、国内畜産農家に影響を与えない。

現に、その後卸売価格も大きく変動いたしております。ただ、生産地において子牛等が値下がりをするという現実が九州方面ではある。これはどうも心理的に大変だ大変だといふことで、先々これはもう大変に肉が入ってくるのだから、売った方がいいぞというふうな声が流れたために、そういう傾向があることはまことに遺憾でございます。ですので、私はこの問題農畜団体にも、大変でないのに農畜団体が大変だ大変だといふことの方がむしろ農家に実質被害を与えるのではないかと、もつと農畜団体の幹部の皆さんもこの輸入牛肉についての実態をよく勉強されて、そして農家に不安を与えないのだというのをよく理解してもらふようにすることの方が農家のためになり、それが農畜団体のやることではなからうかと、こういうふうな申し上げてきて、だんだんと落ちついてきたのではないかと。しかも、さらにその上に、生産農家のために必要なえさ代等についても、幸い円

高等で下がっており、昨年度も考慮して、昨年暮れ、またことしに入りまして、えき代の値下げ等、畜産農家の生産対策についてもきめ細かい配慮を行う。今後また、そういったことで不安の状況が出てくれば、まず国内畜産農家に不安を与えないように万全を尽くして現体制を守り抜いていきたい。こういう姿勢でやってまいりましたし、今後ともそういう姿勢で取り組んでいきたいというわけでございます。

○相沢武彦君 確かにいま大臣おっしゃったように、九州の方では和牛の子牛がもう三万円も値下がりして大変な状態なわけですね。大臣のおっしゃっているのは、そういう事態になってから、農業団体の方は大変だと言っていて、そうやって売りを急ぐからそういうふうな値段が下がるんだと、起きてしまつてからそういうことで農業団体の方に責任をかぶせるみたいなことじゃ困るんで、そういう事態にならないように、もう少し前もって農業団体との話し合いとか、政府との連携とか、そういうものをとるべきでなかったか。実際にもう起きてしまつたそういう緊急事態に対しての救済対策というのは、やはり改めてとるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川一郎君) 私どもも、責任を全部農業団体その他に押しつけようとは思っておりませんけれども、もつと農業団体とわれわれと話し合いの場をつくつてほしいと、話し合わずにただ大会を開いて大変だ大変だと近寄らずに騒ぐようなことじゃなくて、もつとやっぱり畜産団体、畜産農家のためにひきを交えて、実態はこうなんだ、そしてもし万が一こうなればこうするのだという、よく理解を合おうではないかということも話し合つていってほしいと、私自身としては、農家を守るといふ立場を貫いた対米折衝であり、今後ともそういう姿勢を守りたい。今回のことを契機に、末端において恩恵で下がることのないようなことを十分注意してまいりたい、こう思う次第でございます。

○相沢武彦君 あと水産関係の予算についてお尋ねしたかったのですが、時間が来ましたので、次回に譲りたいと思います。

○原田立君 農林大臣、先ほどもちよつと途中から聞いた話でありますけれども、全国の各自治体あるいは農業者の方たちは、政府の施策について十分な理解を得られたのではないかと、こういうふうなお話がありました。それは私もあつちこつちと自治体の農協の幹部の人あるいは実務耕作している人たちが、そういう人たちが話し合つてきました。だけれども、それらの人たちが言うのには、もう全く今回の水田利用再編成の問題については目先が真つ暗だ、本当に困つた、行く先々どういうふうにしたらいんだらうかという声を涙ながらに訴えておりました。また、地方自治体の幹部は、県の方から町まで、市までおきてきたけれども、さあ、さてこれを各個人個人に今度割り当てしようとするのについて、いまもう本当にほんとに困つておりました。それは大臣先ほど、もう十分理解を得られたんであるというようにおっしゃつておられたけれども、そういう認識はひとつお改め願ひたいとは思うんです。これはむしろそんなような、大臣のような高飛車な姿勢でなしに、もう少し姿勢を謙虚な立場にして、そして各種団体、農家の方々に本当に頼むなら頼むという真剣なそういう姿勢がなければならぬ、こうは思うんですが、どうですか。

○国務大臣(中川一郎君) まさにそのとおりでございます。謙虚にお願いしているつもりではございますが、先ほど得られたというふうにお受け取りになつたとしたら、これはちよつと私の言い過ぎかもしれません。私が申し上げた意味は、県段階、町村段階までは大体おろしていただいた、だんだんと得られつつあるのではないかと、御協力をいただいております。政府といたしまして、このように無理な——特に日本では米というものが一番つくりやすい。そして生産性も上がる。そ

れから栽培技術ももう熟練工である。その人がそれ以外の、技術も、あるいは生産性も非常に問題のあるそのほかのものををつくることについては大変だなあという気持ちには、もう十分知つておるつもりでございます。それでもなおかつ生産調整をしていただかなければ、過剰米ができたときには一体どうなるのかというのを考えると、どんなことがあつてもひとつ御協力をいただきたい、こういう神に祈るつもりで謙虚にお願いしているつもりでございますが、今後とも御趣旨のとおりお願いいたしますという姿勢で臨みたいと存じます。

○原田立君 わが党の竹入委員長が衆議院の本会議場で、この減反問題については非常に重要な問題であるから、生産者、学者、消費者等々も含めて、そしてもう一遍検討して、もう一年間延長してやたらばどうかと、こういうことを提案したわけでありまして、そのときは総理大臣は非常にそつけない返事しか、たしか中川農林大臣もそつけない返事じゃなかったかと思つておりました。けれども、その点についての御検討をいまこ

○国務大臣(中川一郎君) この点も各方面から、一年という人もあれば三年ほどという方もございます。じっくり検討して、先々の見通しを立ててお願いをしらうかと。これも傾聴に値する御意見ではございますけれども、御承知のように、これを一年待ち二年待つておつたのではもう本当に異常な事態になつてしまつたということ、そういうことに着目いたしまして、昨年から、早くから農業団体あるいは知事さん等、関係機関には十分御説明申し上げ、また協議もし御意見も承りながら、最終案ではございますけれども、お示しを申し上げて御協力をいただいている最中でございまして、どうか一年待てあるいは三年待てというのではなくして、もし待てるものなら待ちたいし、生産調整、社会党から御提案あつたように、消費拡大でこれが解決できるものならばまさにそのとおりでございますが、どう見ても

いまの段階で、消費拡大だけでこの問題が解決できる見通しにはない。もちろん、消費拡大についても最善の努力はいたしますが、緊急もう大変な事態になつておりますので、どうかひとつ当委員会におきまして御意見を承り、何とか異常な事態が起きないように理解と協力によってこのむずかしい仕事をやらしていただきたい、こう思う次第でございます。

〔理事青井政美君退席、委員長着席〕
○原田立君 政府の言うていふことをそのまま実行すると後でばーんとう足を払われる、こういうふうにおもうということを農家の人たちは口々に言つておりました。そういうような不信感が持たれるようなことでは、何にもならないと思うので、先ほど指摘がありましたけれども、いずれにしても昭和四十四年の稲作振換対策あるいは四十五年の米の生産調整対策、四十六年からあるいは今回の、こうずっと米減らし対策を進めてきていふわけでありまして、結局政府の言うことを聞いてきたらば、農民は自分自身にいわせが来て本当に困つていふ、もう泣くに泣けない気持ちだ、こういうことを言つておりました。これはやっぱり農業に携わる農家の人たちを、安心して生産に従事させるようにするのが農林省の役目だと思つて、そういう面から言つて、いま申し上げたような多くの農民の声、これらをもつと十分に受けとめて、そして政府の施策の手ぬるさ等もあつたことも十分反省して今後進めてもらいたい。私はここで強い言葉で言へば、政府も責任を感じなければいけない、こうも言いたいところなんです。だけれども、さつきから何度もそういう責任の問題は言うていますから、これはあえて言いません。謙虚に反省して、もつと農民が安心して農業に従事できるようにすべきである、こう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中川一郎君) 農政に携わりました、非常にむずかしい、厳しいということを認識すると同時に、過去においてああもすればよかったなあ、あのときこうもすればよかったなあ、そういう

二九

うことに知恵の至らなかつたことについては反省もし、責任も感じておるところでございます。

ただ、言いわけになります、四十五、六年ごろから過剰米というだれも想像しなかつた事態ができて、緊急避難で逃げようかと思つたのでございすが、さらに生産は意欲的に伸びてくる。

昭和四十八、九年ごろでございましたか、ようやく第一期の生産調整が終わつたかと思つたころには、また米価が三〇数%も上がる。逐年の後もまたかなり米価は上昇する。これはまた農家からの強い要請もあり、価格的にも思はれた作物となり、また消費は逆に国民生活の向上というようなところから、消費の形態も変わつてくるという二重、ダブルのことが重なつて、政府が、まあこの程度ならいけるかなと、第一期の昭和四十五、六年ごろの生産調整でいけるかなと思つておつたのが、予想に反してそういう事がさらにやつてきたということでございます。今後私も心配いたしておりますのは、百七十万トン程度の生産調整で終わるのかなと、もつと国民の皆さんの御協力がなければまだまだ余つてくるのではないかなというところで、私も真剣に消費の拡大ということで、この異常な過剰米がでないことについて国民的な運動として、これぐらいに取り組んでいただけないものか、この点についても並行的に万全を尽くしてまいりたいと思つてやっております。今日の事態を迎えましたことについては率直に反省し、謙虚に臨んでいきたい、こう思うわけでございます。

○原田立君 具体的問題として、転作面積の具体的目標は、各市町村から現在生産農家においている段階となっておりますが、この転作目標面積の設定は一体どういう内容でお決めになつたんですか。

○政府委員(野崎博之君) 先ほど来、私もだれかの御質問に対して申し上げましたが、一つは、七つの要素を勘案して各都道府県に配分をいたしたわけでございます。

その際、大臣もよくおっしゃつておられるように、自治体あるいは都道府県なり農業者団体の意見も十分聞いておるわけでございますが、具体的に申し上げますと、地域指標をもとにして求めた昭和六十一年の要転作面積の要素が百分の三十、それから自主流通米の比率の要素が百分の二十、特定作物の特化度の要素が百分の十五、排水条件の要素百分の十、水稲被害率の要素百分の十、市街化区域等面積の要素百分の十、圃場整備状況の要素百分の五……(聞こえないから、もうちょっと大きい声で)と呼ぶ者あり。

それじゃ、もう一遍初めから申し上げますか……。

○原田立君 まあいいですよ。

○政府委員(野崎博之君) そういうようなことで、七つの要素で決めておるわけでございます。○原田立君 当然、転作が可能で地域とそうでないところとの差はかなり大きいと思うんでありますが、特に湿地帯の地域では転作しにくともすぐには協力できない、このような場合も出てくると思うんでありますけれども、その場合はどう対処なさるのか。

○政府委員(野崎博之君) 今回の目標配分に当たりまして、先ほど申し上げましたように排水率、湿地率といふ要素を乾田率といふ要素と、それに百分の十の要素を認めておりました。湿地帯に對してはなるべく少なくなるように配慮をいたしておるところでございます。県内での配分につきましても、都道府県あるいは市町村も、そういうような点に配慮して配分を行つておると思うわけでございます。末端でそういう湿地等に対する御協力も願ひなきやいかぬ場合もあると思ひますが、これについてはいろいろ排水改良事業、公共事業もございまして、それから本年新たに百二十億の転換対策の特別対策事業と、そういう事業を設けまして、比較的小規模な排水事業も簡単に取り扱える、また都道府県知事の意向が十分くみ入れられる、余り固から細かいことをやかく言わない、そういうような事業も組んでおりますし、また栽培技術、作物の選定等につきましては改良

普及員、あるいは農協の指導員等を通じてよく指導を行うようにということで、その点の面にも配慮をいたしておるところでございます。

○原田立君 まあ話によれば、転作不可能なところは高畝栽培なり、あるいは転作促進対策特別事業でやればよいとか、あるいはそれもだめならば農協に管理転作をさせるなどというように聞こえておるわけでありまして、これでは全く採算を度外視した無理な強要というものではございませんか、いかがですか。

○政府委員(野崎博之君) 奨励金の水準につきましては、特に収益の低いと言われております麦だとか大豆、それから飼料作物、それは稲作との均衡を十分考慮をして、まあ最近の平均を見ますと約七万円程度の格差があるわけでございますが、そういうものにつきましては、従来の四万円から五・五万円、あるいは計画転作でさらに一万五千円を追加するということなことで、七万円ないし七万五千円になるように奨励金の水準等も十分考慮いたしておるところでございます。その他いろいろな助成事業等を含めまして、相当転作関係には金をつぎ込んでこれを助成してまいりたいというふうな考えでおります。

○原田立君 角度を変えてお伺いしますが、国が行いまは補助している土地改良長期計画の実績は、現在どのぐらいになっておりますか。

○政府委員(大場敏彦君) 現在、長期計画は四十八年から五十七年度にかけて設定しておりますが、その総額は十二兆であります。それに対して四十八年から五十三年度、これはまあいま御審議をお願いしております予算も含めまして、これが五兆五千九百八十億ということになっておりまして、進捗率は十二兆に対して四六・七%、こういう状況でございます。

○原田立君 事業費ベースと事業量ベースからの実績はどうですか。

○政府委員(大場敏彦君) 失礼いたしました。事業量で申し上げますと、土地改良計画は必ずしもすべての事業につきまして事業量というものを

を明示して計画をつくつておるわけではございません。主なものにつきましては例示的につくつておるという点がありますので、その点はまあ御了解願ひたいと思つております。そういう意味で申し上げますと、圃場整備事業、これが四十八年から五十七年度にかけまして約百二十万ヘクタールに對しまして、四十八年から五十三年度が三十五万三千ヘクタールでありますから二九%弱。それから農用地造成事業は、長期計画では七十万ヘクタールであります。それが對しまして十七万九千ヘクタールまでが現在の実績でありますから約二五%強と、こういう状況であります。

これはまあかなり金目と面積という点ではずれがございまして、これは、一つは、計画設定当時比へまして物価増高に伴ひまして事業費が増高してゐるということと、それから進捗が必ずしも思ひしくないという点では、やはり基本的には、そういう物価増高の問題と並んで、四十九、五十といういわゆる総需要抑制というものが非常に手痛く響いてゐるということで、残念ながらいま御説明したような実績にとどまつてゐる、こういう状況であるわけでございます。

○原田立君 事業費ベースは。

○政府委員(大場敏彦君) 事業費ベースが先ほどお答えいたしました、十二兆という長期計画に對しまして四十八年―五十三年度で五兆五千九百八十億、進捗率は四六・七%、こういったこととあります。

○原田立君 私がたくさんの方からもらった資料によると、事業費ベースでは、国が行いまは補助する事業費では五十二年度末で三三・三%、それから事業量ベースからいくと、まあ概算ではあるけれども――これは五十一年度までですね、そこまでは圃場整備が一六・七%。それで、農用地開発については一五・四%。先ほど局長が言つた数とは大分幅があるんですけどね、これは五十二年度が入つていないからという意味ですか、どうなんですか。

○政府委員(大場敏彦君) 数字はもうちょっと時

いうのがミカン、八女とか星野というところはお茶というように、各市町村にそれぞれ代表的生産作物があるわけでありまして。転作するときに、さあ転作しました、いままでもちゃんとつくっています、また倍以上つくりますと、こうなったら価格の暴落するのはわかり切っているのです。豊作貧乏というやつです。豊作貧乏にさせちゃならないと思うのですけれども、大臣、その点農民を要するならば、豊作貧乏にさせないようにきちんと手を打つべきだと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(中川一郎君) その辺が一番むずかしいところでございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、幾らつくっていただいても、近隣の既存の転作物をつくっておいりました農家に影響のないものはほとんどつくってくださいという仕組みにしてございますし、ミカンのように過剰傾向にあると、そこへまたミカンをつくられると、これはもう既存のミカン農家がまいてしましますから、これは転作物の対象にはしないという規制をひとつ加え、また規制は加えませんが、消費等を見ながら価格暴落が起らないような程度で協議をしながらつくっていくというような作物もございいます。

いま福岡県での作物がどの品目になるか、技術的なことでございますから担当局長から答弁させていただきますが、そういう非常に豊作貧乏というか、転作貧乏にならないように、転作したことによって周りが貧乏する、本人も貧乏するが周りにまで迷惑をかけるということのないように十分配慮し指導してまいりたいし、また、その点については町村それぞれ事情もございいますので、団体、普及員、自治体等と協議しながら慎重に御決定を願いたいというふうにしておるわけでありまして。

○原田立君 もう一問で終わりますが、瀬高町で陳情を受けてきたんでありますけれども、その中に、転作に伴う必要な低利資金の円滑な流通を図るとともに、重点的転作物目については課税の優遇措置を講じてもらいたい、こういう要請が来て

いるんです。その点についていかがですか。

○政府委員(野崎博之君) いまおっしゃいました公庫融資、近代化資金等について、転作物に限って特別に優遇をするという制度はいまのところは別に考えておりませんが、まあ奨励金等も大幅にアップしたこともございまして、その他の助成策を通じてひとついろいろまた考えていきたいというふうにして考えております。

○原田立君 融資のことを言っているんじゃないんです。課税の優遇措置、たとえば、何か五十万円ぐらいまでは免税点で無税だそうなんです。五十万以上過ぎると課税されると。それじゃ困るという、そういう意見だったんです。だから、そういう面で課税の優遇措置は講じられないかと、それで免税点をもっと引き上げられないかと、そういうことを聞いています。

○国務大臣(中川一郎君) その点が、生産奨励金がかかり行きますから、この分については議員立法で一時所得という制度でもって減税措置を講じて対処しておる。これは国の政策に御協力をお願いしたい。ちやうど土地収用法で自分の意思とは違つて土地が取られたと同じような扱いでもって処置をしておりますが、転作物によつて生産された所得について減税するかどうかについては、これはもう少し検討させていただきたいと思つてございいます。

○下田京子君 大臣の所信表明に対して、基本的な面と、それから具体的な点と両面からお尋ねしたいわけなんですけれども、まず第一に、現在の農業事情ということ、情勢につきまして、大臣は、一つに農林水産物の貿易問題があるし、あるいは労働力や土地が流出してきていると、そしてその体質は非常に脆弱化している。また一方では、米が非常に過剰になつていて、そして同時に飼料作物、麦、大豆等の生産が伸び悩む、このように言われているわけですね。このことにつきましては私も異論があるわけでない、現実ですか、だれもこのことについては事実でありますから、事実をゆがめてどうこう言うことはできな

いわけなんです。

問題は、こうした事実がどうして生まれてきたのか。いろいろな言われていると思うんですけれども、ずうっとさかのぼりまして現在に至るまでのことも含めまして、客観的事実から見まして一体何が原因でこのように米が過剰になつてきたのか、その根本原因について、まず大臣の考えを聞きたいと思つています。

○国務大臣(中川一郎君) いま農業を取り巻く状況として、御指摘のようにまず外圧の問題が一つあると。これは日本だけがあるのじゃなくて、世界じゅうがそういう傾向にございまして。その一環として日本にも厳しく来ていると。これに対処する方法はまた別として、認識でございしますから。その次に、土地、労働力が流出をしたと。それはどういう理由かと言へば、これはやはり日本の高度経済成長というものが非常に他の産業が伸びた。世界に冠する、二位、三位と言われるぐらい伸びたのですから、他産業に働く人が非常に合理化が進んでよくなつた。したがつて、そつちの方へ努力なりの土地なりが流出をするということになつたのだらうと。

それから、米が余るということも三番目の大きな農政を取り巻く大課題でございまして、これはどうして余つたかと言われれば、戦後食糧のない時代に、何としてでも米だけはこのことで非常な増産を行ったことも事実でございまして。その後生産を抑制しつつなお余ると。その理由は何かと云へば、やっぱり相対価格が米が一番有利的であると、他の農作物よりは米が一番いいということもあつたでありまして、米が非常に省力化された。ほかの作物もかなり省力はされておりますが、米が一番。米という字は八十八と書いて一番手のかかるものであると子供のときに教わつておりましたが、いまや八十八ではなくして、トラクター・油イコール米というぐらい、すべてトラクターでできるぐらい省力をされて生産性が伸びたということもあると存じます。そのほか、日本には一番適した作物である、試験研究が進ん

だというような幾つかがあつて生産性が伸びてきたと。

一方、消費の方は、わが国の経済が非常に発展をして一人一人が高度の食料をとるようになって、むしろ米が副食料というふうな傾向にさへあるぐらい主食からだんだん主食らしくないぐらい消費が減退をしたと、こういうことが基本的に重なつて米の過剰の問題もできた、こう見ておるわけでございます。

○下田京子君 大臣いろいろ述べられました、その中で一つ教訓的な点と思つたのは、お米がこんなに余つたということの中で価格の問題があるが、価格をよく保障したということと、それからいろんな試験研究もやつてきたと。そうしますと、逆に言えば、その他のものもそういう形で手厚くやつていたらもっと伸びるんじゃないかというのを、教訓として教えているのじゃないかというふうに私は思つておる。大臣もそうお考えじゃないかと思つておる。この論議はちよつとおきまして、大きくやっぱり考えますと、いまいろいろ挙げられた中に、根本的には国のいわゆる政策としての政府の取り組み姿勢、こういうことが大きくかわつておるんじゃないかということ、大臣自身もおっしゃつておるのじゃないかと思つておる。

そこで、その政府の姿勢の中で一体何が問題はあったか、根本原因だったかということ、事実に基づいて御一緒に考えてみたいと思つておる。その点でお尋ねしたいんですが、昭和二十七年、二十八年にかけて、あの戦後の非常に食糧難というふうな中で、食糧増産ムードが非常に強かつたと思つておる。そして、食糧増産五カ年計画というものが打ち出されたと思つています。その食糧増産計画が打ち出されたときのこれまた予算というものが、全体の国家予算の中の農林予算の占める割合というのは大変多かったと思つておる。その辺の数字をひとつ事務レベルでも結構ですから、二十六、二十七、二十八、二十九、そし

て三十年まで、国家予算の中で占める農林予算の率、パーセンテージですね、どのくらいなのか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(松本作衡君) 國家予算全体の中に占める農林関係予算の比率でございますが、二十五年には一三・四％、それから二十六年には一二・一％、二十七年には一三・一％、二十八年には一四・九％、二十九年には一二・一％ということになっております。

○下田京子君　ただいまの数字ですけれども、それは予算の最終決定額、いわゆる最終補正額ですね、それでしうか、当初でしうか。私が農林省からいただいている資料と、「農林行政史」という農林省の第九巻の資料によりますと、そういう数字じゃないですよ。

○政府委員（松本作衛君） 予算につきましては補正がございまずものですから、当初予算につきましてはいま申し上げたわけでございます。補正を入れたものについて申し上げますと、二十四年度で一四・六％、二十五年度では一二・一％、二十六年度では一三・七％、二十七年では一六・七％、二十八年では一六・六％、二十九年では一六・二％ということになっております。

○下田京子君 そのようです。ただ一点、二十七年のは計算違いで、私もこの数字合っていないのでやってみましたらば、これは間違いですね。一五・五％。

まあそういうわけで、御存じのように、二十七八年が非常に農林予算が多かつたわけですね。ところが、二十九年、三十年とだんだん落ち込んでおります。私がこれをなぜ聞いたかといひますと、特に二十八年です。二十八年のときに、二十九年度の農林予算の概算要求ですと、これは米麦を含めまして三千万石の増産目標を入れた予算を組んでゐたわけです。ところが、当初の概算額が三千百三十九億というやうな数字が、つたわけですけれども、決定額においては千二百億に減り、また最終補正額では一千百十億といふ形でさらに減るというやうな推移があるわけなん

です。どうしてこんなふうになったのかしらと私、不思議に思つたんです、大臣。

その経緯なんてすげえとも、其のこの過程で御存じのように二十九年三月に、いわゆる小麦安定と呼ばれるM S A協定が入っているんですね。M S A協定が入って、そして食糧増産五カ年計画というものがたつた二カ年間なのにはバアになっちゃったんです。しかも、その年の九月に学校食法が制定されました。並びに同施行規則が制定されて、五十一年の二月まで、この学校給食規則の一部改正がなされるまで、この学校給食というのが、御存じのように「給食内容がパン（これに準ずる小麦粉食品等を含む）、ミルク」云々というような形になっているわけです。これはう事実でございますから、こういう事実をどううふうに見るかということなんです。

私は、この事實は、當時やっぱり粉食奨励、ン食普及、そして食生活大改善という、そういうキャンペーンのもとに、本當に日本人の食生活もう政策的に変えられていったんじゃないか。このことを裏づけるようにアメリカの經濟學者がこのことを言つて、本當に食糧政策というのは國をどういうふうに動かすか重要だ。その國食生活、嗜好傾向を変えていくということになれば、変えられた時点では長期にわたつて大事な場になるというふうにまで言われてゐるわけだね。だから、このことについて大臣がどういう

うに學びてゐた。いねの米は本邦に自給する
高めていくという方向を選ぶのか、それとも外
に屈したのかという点で、私は、この歴史的事
から見て、外庄に屈してきたんじゃないかと思
わけなんです。この教訓をしっかり踏まえませ
と、どんなに謙虚に反省をなさなくても、私は、
しい政策に向かつての教訓が導き出せないのじ
ないかと、こう思うわけなんです、いかがで
ようか。

○国務大臣(中川一郎君) 私 の 過 去 の ず っ と 記
では、昭和四十四、五年まではやはり食糧は増
すべきものだということで、特に米については

どもの北海道などでも一回も休むことなく増産増産で来た、こう思っております。その間アメリカの余剰農産物と言つた農産物が入ってくる、そして

てまた、日本人もそのころは非常に感謝をした
り、あるいはまた家畜のえさに与えるものをよこ
したという反米感情が起きてみたり、いろいろな
ことがありましたが、やはり米だけでは足りない
のでアメリカの麦を中心としたものを学校給食に
使うとかということで、満たされなかった国民の
食糧について麦あるいはパン等のいわゆる粉食と
いうものがかなり重要なウエートを占めていた、
そのことがいまもまた続いておつて、学校給食に
かなり残つたり、あるいは消費も相当伸びておる
という事実はあろうかと思いますが、御指摘のよ
うに、国内の食糧の増産はやめてパンの方に重点
的に移行というような積極的なことがあつたかな

あと、その点はいま私まだよく勉強してみないとわかりませんが、私の認識ではそういう極端なこととはなかったのではないか、こう思う次第でございます。

○下田京子君 あったかなあ、なかったかなあという論議ではなくて、事実、概算要求の時点でそういう食糧増産の計画があったにもかかわらず二年度で打ち切られたということの経過はあるわけでございまして、そして私はその過程で、ここで大臣には、アメリカ依存の食糧政策を打ち切りたいという点で国内の自給率を本当に高めていくと

いうならば、何よりも、協調と理解ということをお話しになっておりますが、農家の皆さんの営農意欲ということが基本になるのではないかと想うわけなんです。この営農意欲と、それから政府と農家と国民全体の相互信頼がなければ——これ政府でもいつも言われていることです。私どももそうだと思ふんです、言葉の上では。問題は言葉ではなくて、具体的な政策の上でもってそういうふうな本当にいまの政府がやられていることに信頼できるという、ついていけるという、そういう農家の営農意欲というものがなければできないの

そこで伺いたいのは、いま農家の人たちがその

よるな營農意欲を持ちながら今度の水田利用再編計画なるもの、これを受けとめているかどうか。計画なるこの政策に対して、農家の皆さん、各都道府県、そして末端地方自治体も含めた行政機関もこれらのことについてどう受けとめられているのか。個々の話はいままで幾度か各委員の答弁にあったと思うんですが、ここでひとつまとめて、この實體を末端でどう受けとめているか、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川一朗君) 米を中心にしたお諮り
 と思いますが、米については先ほど申し上げたように、戦後昭和四十五年ごろまでは増産一路に邁進をしてきた。ところが、四十五年ごろから非常な過剰傾向となつて生産抑制、こういうことでずっと今日までやつてまいりました。ところが、生産意欲の方は米については非常に強かった。これは自力開田という実態を見ましても、國が助成をしなくてもみずからトラクター業者に頼んで水田が次々できていくという実態を見ても、いかに米についての営農意欲が強かったかと、こういうこととだつたらうと思うのです。しかし、消費の方が伸びないという実態と重なりましてまた五百萬トンからの生産調整、まあ過剰米を持つ、そして百七十萬トンを生産調整をしていかなければいけないというのが現状だらうと思うのです。

そこで農家は、さて米が一番安心してつくられて、そして収益性もあって、先ほど言った労働生産性といえますか、労力も非常に省力化されてきた。これをやめて一体ほかに何をつくるのだからかなという気持ちが非常に強いということは確かに現実の問題であらう、こう思います。しかし、営農意欲の強い米をこのままつくっていただきたいのではなく、過剰米という問題を通じて大変なことになる。食糧の堅持すら大変になるので、大変ですがそれぞれ地域に応じて生産調整を分担していただいて、そして過剰米という問題を

避けて国民に必要な米だけは供給していく、こういうふうな転換をしてもならなければならぬ。それでいまその理解ができるかできないか、非常に悩んでおるといのが現状ではないかと、こう思います。

○下田京子君 農家の人が何をつくったらいんだらうかと困っているという御認識を、大臣はお待ちだということですね。そういう中에서도、先ほど末端町では配分等はもう済んだんじゃないかというふうに受けておられるような向きの御発言がありましたけれども、実際問題として各県や何かはこれでもう仕方ない、やろうかというふうに踏み切っているんじゃないか。

○政府委員(野崎博之君) 各都道府県、市町村それからいま先ほど大臣からお話ししましたように、いま末端に対していろいろ割り当て等が行っておりますが、末端では相当去年よりふえておりますし、非常に厳しいと受けておられる方も、やはりいまのような米の需給事情では食糧制度その他いろいろ考えますと、こういうこともやむを得ない、やはりそのためにいろいろな条件を整備されるのならばいまのような米の需給事情下ではやむを得ない、そういうふうな受けておられるというふうなわれわれは考えておるわけでございます。

○下田京子君 さらに具体的にお尋ねしたいのですけれども、そういうふうなやむを得ないと言いつても、でも全部受けられたいわけではないわけですね。御存じかと思えますけれども、福岡ですと、これは九十七市町村のうち十市町村しか配分が済んでいないという話も聞いておりますし、そういう中で二点ほどまとめてお尋ねしたいのですけれども、一つは、各地方自治体の議会の決議が大臣あてに意見書という形で、要望書という形で届いていると思うのですが、どのぐらい届いているか、ひとつここでお答えいただきたいというのが一点でございます。

それから、県の中でもこれは受けられないと当初言ってきたところがあるんじゃないかと思うの

ですが、この二つお聞きしたいと思えます。

○政府委員(野崎博之君) 市町村等からの意見書も届いてはおりますが、市町村議会からの意見書等は届いておられますが、はつきり何件あるか私もまだ承知いたしておりませんが、その中には、やはり転作をすることを前提としたしましてこういうことをやってもいい、そういう意見も大分多いわけでございます。

○下田京子君 意見書等について、届いているのはわかるけれどもどういう数字になっているかわからない。一面的な内容等では言われましたけれども、ここでやっぱ大事なことは、各地方議会が地方自治法の、御存じのように「九十九条の第二項の規定に」よって云々ということ、この中には政党内閣又は自民党から共産党、皆さん入っているわけですね。そして、みんなが全会一致で上げてきている意見書ですから、少なくともそれを幾つあるかということを見ることは必要でしょうし、それに対してきちんと答えていくということが私は重要でないかと思うんです。理解と協調ということが前提であるなら、なおさらのことだと思ふんです。その点で私も調べたところでは、これは十二月段階でございますけれども、二百八十九自治体でございます。しかも、その中では、積極的にやれというんじゃない、もう圧倒的、ほとんどどういふ状態で書いているかという、第一に「生産調整に關しては、強制的措置をとらない」とほしいということ。それからさらに、いろいろありますけれども、「外国農産物の野放図な輸入を抑え、自給を基本として、米以外の主な農産物に、さしあたり少なくとも米などの労働報酬を補償する価格政策を実現すること。」云々で、田畑転換を可能にする土地基盤整備の問題やら、あるいは消費拡大やいろいろと出ております。

いま私が持ってきたまいましたのは、これは私が住んでおります福島県の安達郡安達町議会の皆さんの意見書でございます。農林大臣あてになっているものを私のところにもあわせて来たので、

どうぞよろしくということなんです。それから、あと御存じだと思いますが、当初配分がされるときに福島県におきましては、知事さん初め皆さんこのペナルティーという制裁措置だけではなくてほしいと大臣じきじきお話しになっていると思ふんです。こういうことについて大臣はどのように受けとめて、どういうふうに対処しようとしていますでしょうか。

○国務大臣(中川一郎君) 各町村からそれぞれ意見もあり、福島県知事さんからも、ペナルティーと言われております言葉が合っているかどうかは別として、転換面積が消化されない場合の措置についての御意見もあつたことは事実でございますが、大方の意見はこれはやむを得ないかなということでございます。特殊な県や、あるいは特殊な町村の意向も十分配慮はいたさなければならぬんですが、先刻来議論いたしておりますように、その実効の上がらない部分を翌年実効を上げた方々に負担をさせるという仕組みではこれは生産調整が全きを期せぬということ、御意見としては承りますけれども、ぜひとも御協力を願いたい、こう申し上げておるところでございます。

○下田京子君 と言いますと、特殊な県だけ、特殊な自治体だけから出たんじゃない、最初の御認識として、これは本当にやむを得ないというふうな実態であるという御認識を大臣自身は持っているのだと思ふんです。これは大事だと思ふんです。

実は御存じかと思えますけれども、NHKの東北本部「米と東北」制作グループと、それから東北大学の農学部農業経営研究室が共同でもって、東北の幾つかの県と町村をあわせて意向調査をしました。その意向調査の結果を見ますと、「積極的に協力する」といったのはわずか七・六なんです。あとはすべて「やむを得ず」、「条件次第で」、「協力しない」というのは、その中で何と三四%もあるというのも事実です。それから、この米生産調整でもって営農に対する意欲を失う人はどうなるかといったら、営農意欲を失う人は多

くなると思うと答えた人が、何と六四・六%もおるんです。私はこれが大事だと思うんです。本當に納得いく協力和理解というのは、政府の施策をやるための協力和理解ではなくて、農家のいろいろな持っている、地方の持っている条件、土地、氣候、いままでの生産過程等々見て、それらを勘案した形で進められるのが真の理解と協力はなにかというふうに思うわけですね。

そうしますと、本當に大臣が言われておりますけれども、ペナルティーという、これはペナルティーじゃないという論議ですけれども、言葉じゃなくて、具体的に目標面積それから限度数量ではそれをどう加算させますよということになれば、経済的制裁措置という形で具体的にあらわれるわけですね。だから、言葉としてこれは罰則じゃないと言っても、事実やられることになると思ふんです。これは公平の確保を期すために最小限やむを得ない措置だと大臣言われております。何度か私もいろんな議事録でも見ておりますし、きょうも聞いております。問題は、そうなりますと、公平の確保を保証するということになれば、責任を持って目標そのものが公平にありたいという前提であるというふうな受けとめるように私は理解するわけなんです。その点、どうなんでしょうか。目標配分については七つの要素を取り、三倍で頭打ちをしてそしてやりましたから、この点においては公平を期す目標の配分でございますというふうな受けとめてよろしいんじゃないか。

○国務大臣(中川一郎君) まさしくこの生産調整を喜んでやるといふ人は少ないだろうと思ひます。農林省とても喜んでやっているとばかりで、やらざるを得ないから仕方ないなと、これほどの非難を受けながら農家の御反発やあるいは野党の皆さんの攻撃を受けながらも、やらなければならぬという国家的要請があるからやむを得ずこうして無理をしてやっておるわけでございます。その辺のところは、まさに農家の皆さんも御理解をいただかなければならぬ。

三
五

ばこをつくっている人たちは、あの四十五年のときの緊急避難だということにも、これはということとで営々努力をしていま定着してきた。でも今度は減反、生産はだめですよというふうになつてきた。コンニャクはどうでしょう。このコンニャクについても、平場は七割まで減産しないさい、対象にしませんよということと、また消費との関係で頭打ち。ホップはどうでしょう。契約との関係でこれまただめ。それから加工トマト、新聞等でも言われておりますけれども、輸入増とそして国内の契約の難航というふうな形で出されるという実態。果樹はどうか、輸入問題とも絡んでいる。精神的な問題だけじゃなくて、実際これから推移を見ないとわからないという不安がある。畜産についてもそう。

私は悪いのを拾い上げているのじゃないんです。農家の人たちがこういう中で一体何をつくつたらいいのですかと、こう言っているんです。大臣来て言ってみてくださいと、農林省の皆さん現地に来て何をつくつたらいいか指導してくださいというのが、市町村の担当者の皆さんの声でもあります、農家の皆さんの声でもあるんです。そのときに大臣、本当に理解と協力を得るためにこれをこういうふうにやりなさいと、今後具体的なそういう相談があったときに応じていただけますでしょうか。

○國務大臣 中川（一郎君） 下田委員のせつかくの御意見ではありますけれども、農林省が個々の農家一人一人について公平を期して、北海道の農家の中川さんと下田さんと比べて公平であるか、いや丸谷さんと比べてどうか、一人一人公平を期するように日本約一千万、まあ米作農家五百万ほどでございますか、それが全部公平だという物差しをつくれと言われても、これはできないことだと思ふのです。

そこで、県単位でまず公平な配分はどうなるであらうかと、こういうことで県間の調整をしたのが七つの項目でございまして。県におりてまいりますと、県の中で町村にはどういう配分が一番公

平かなあと、こういうことでやってもらって、まずまずこの県内の町村はバランスをとれたと、それをもさらに自主的にやっていただくと。今度は町村の中で、それじゃあの部落この部落、この中の農家と比べてまあまあ全体的にいいかなあとということとやっていかなければ、これは県の単位も町村の単位も自主性も外して、農林省に日本全国の農家を比べて個々の農家の生産調整について納得のいく尺度を持つていと言われても、これは実現できないことでございます。これはだれがやっても私はできないと思うのです。ですから、やり方としては、県、町村そして個々の農家と、こういう仕組みをとらざるを得ないことだと思ひます。

それからもう一つは、個々の作物について、それじゃこれやあれやれと言つても大変じゃございませんでしうか。まさにそのとおりだと思ふのです。しかし、考へていただきたいのは、過剰生産のときの農家というもの、あるいは中小企業もそうでございますが、あるいはいまの造船業界でもそうでございますが、過剰生産のときにはどんな苦しみを持つものかと。これはもう大変なことでございます。

でありますから、もし国が助成の措置を講じないで、米をもう自分の力だけでひとつこの対策をやりたいと言つたら恐らく大変なことだと思ふのです。そういうことにしちやいけないと思うので、過剰生産のときに國も反当たり四万から七万といふかなりの、しかも先ほどから御説明申し上げているように、ほかの作物をつくれと言つてもなかなかない事情だからこそ、國民の皆さんの税金にお願いをして、反当たり四万から七万という、如作農家やミカン農家から見れば何といううまい金が行っているのだらうと。私も如作地帯ですからですが、われわれミカン農家だって過剰生産で苦しんでいるのに、何で米作農家だけそんなにするのですかという御意見があるくらい、われわれとしては厳しい事情を認識しておりますから、そういった措置を講ずるのみならず、土地改

良とかあるいは品種改良とか普及員とか、総力を挙げてこのむずかしい、どうしてもやらなければならぬ至上命令と取り組んでいるのでございまして、個々の農家とのバランスとかあるいは個々の作物、いろいろ言えばございますけれども、総体的にはそういうことで取り組んで、そしてまさに理解と協力によってこのむずかしい仕事をみんなで努力しながら成功せしめたい、こうぜひともお願いしたい次第でございます。

○下田京子君 大臣のお話、これは一方でもっともなようなお話ですが、大臣はここでお話しすれ

ばいいんですが、問題は個々の農家に行きますと、実際に何をつくったらいいのかわからない技術指導のことから、土地条件のことから、価格のことから、心配があるわけですよね。そこで畑作地帯の声も代表して言われましたが、私、大臣、畑作地帯からお出になっているのだからよくおわかりだと思ふんですよ。とすれば、四万だとか七万だとかというこの奨励金、この奨励金が悪いというのじゃないんですよ。これだけの奨励金をやらなければならぬということとは、逆に言えば、それだけ畑作物についての価格保障がないということでしょう。そして、根本的にその保障をすべきではないですかというのが一点。

それから第二点目には、いま改良普及所の仕事だとか督農指導員のことが出ましたから言いますけれども、そしてそのための予算をもっと組み入れて、そして具体的なそういう仕事をもっともつとやれるようにしていくことが私は必要でないかと思うんですが、ところが私は、大臣はこの場だけで言っていればいいのではないかと思いたくなるのは、事実から見てそうなんですよ、残念ながら。と言うのは、改良普及所の体制問題一つとりまして、一体どういうふうな数字になっているかと言いますと、これは福島県だけの数字ですけれども、四十六年に比べまして改良普及所の専門の職員が当時三百十二人いましたが、五十一年度では百六十八人と減っています。そして今年度の予算の中で、農協の督農指導員のための再教

育研修費ということで確かに六百万の予算はつけましたけれども、これでは実際やれないというふうなのが実態でありますね。

ですから、このところには、大田そうおっしゃるなら改めて確認したいんですが、根本的な価格保障をしていただけるかどうか。第二番目に、この営業指導員のいろんな人員をふやすことも含めた助成をしていただけるかどうか。この技術指導ともやれる改良普及所の体制を充実できるかと。この点について、時間ございませんの簡単に、できるかできないか、お答えください。

○国務大臣(中川一郎君) 畑作物を水田でつくつたと同じような所得を得るようにならどうかと、こういう意見でございしますが、先ほど来申し上げたように、たとえば北海道の大豆が一俵一万五千円、一万四千六百円ですか、買う仕組みになっております。いま外国から買えば五千円で入る、一万円それでも畑作農家でも國からあるいは一般の消費者両方になりますけれども、負担をさせていただいているわけです。水田で大豆をつくれれば恐らく一俵三万円にもなるでございましょう。

○下田京子君 さつき聞きました。

○国務大臣(中川一郎君) その場合、畑作の大豆を全部二万五千円で購入となつたときに、消費者が一体了解してくれるかどうか、あるいはまた、それだけの財政が国家的にあるかどうかといふこと

とも御判断いただきたいわけでございます。

また、改良助長法については、私もこれからの農政をやっていく上においては大事だということで、たしか去年でございましたが、改良助長法を改正いたしましたして、国からの助成措置もはつきり講ずるし、身分もはつきりするし、また責任体制もとるということでも、もう最重点いままではないことをやってみりました。これからも予算その他を通じ、特に技術指導を通じて農村に対応できる改良員にならしめるということは責任を持ってやっつけていきたいと、こう思います。

○下田京子君　いろいろございますけれども、やっぱり農家の個々の声にこたえていただきたいと

というのが、私の最後の今回の生産調整についてのお願いです。そして、問題は、言葉でなくて実行を具体的にすること、これが大事だと思います。で、最後になりますけれども、日米通商交渉の際に取り交わされた問題の中で、高級牛肉については一九七八年度以降にホテル用及び一般用の中、グロブールベース二万トンの輸入増がなされるよう相互に需要開発の努力を払うという、このくだりに対しての日米間の見解の相違があるのではないかと。これは大臣がいかにないとおっしゃって、これは御存じだと思ふんですけれども、アメリカの上院財務委員会の中の国際貿易小委員会がストラス通商交渉特別代表が発言しているその発言の中身、外務省からいただいたこの資料ですけれども、この資料によりまして言われていること、この中で、私、英語余り得意じゃないですけども、問題の箇所は「THE JAPANESE GOVERNMENT HAS ANNOUNCED A 10-FOLD INCREASE IN HIGH QUALITY BEEF IMPORTS.」この部分なんです。要するにどういうふうになっているかといふと、ストラスさんは、これは高級牛肉の輸入を十倍に増加させることということで認識している。これはすつとありますけれども、ドルのいわゆる総額から言ったら劇的なものではないけれども、方向と哲学の変化がある、こういうふうになされているわけですね。この点で大臣いろいろこう御説明なさっているようにすけれども、ストラスさんはそういうふうな形で上院議会で発言しているわけですから、今後そのペースでもっていろいろと圧力が来ると思ふんです。

私はもう時間がないから、大臣にここで尋ねたいことは、こういう調子でもって外圧に絶対屈しないというのをこれで断言できますか。

○國務大臣(中川一郎君) ストラスさんと交渉して、そのお読み上げになった高級牛肉一万吨について需要の開発を努力するということは、私秘密でやったわけでもありませんし、政務次官もたくさん立ち会った前で堂々とやったのです。そのときにアメリカ側が言うように、千トンでは困る、三千トンの三倍の肉じゃとても困ると、一万吨にしてもらわなかったらとても困るとアメリカの農村を揺さぶることができないと強く要請がございました。これに対して私は、そう言われても消費のないうところに輸入はできないじゃございせんかと、そんなことを約束しても消費者がいないのにどうして買えますかと、私はうその言えない政治家ですから約束できないものはできませんと、これは強く反発をいたしました。

そうしたら、いや何とかしてくれと。何とかしてくれと言われても私はできません。何とかしたら、何とかする努力をひとつお互いして、やれるだけやってみると。それなら結構でございます。うと、われわれも豪州その他に比べて販売努力が足りなかった、ひとつ販売努力、いい肉がどの辺に需要があるかよく開発してわれわれも輸出努力をいたしますと、じゃ、私たちも、そういう方面についてはふなれのことでもございましょうから、販売努力には御協力して、一万吨になるあなたの方の御努力にお報いしましょうという約束で、それじゃその方法しかならないということ、一万トン輸入すると書けと言われたのを、みんなの前でそういうことに一字一句違わない、その裏も表もない交渉をしたのであって、約束したのだからおまえ買えというふうなことは断じてございせんし、そのときに約束しても私はうそのない男ですから、できないものはできないと断固として突っぱねた結果がそこになったのであって、裏も表もございせん。断じてそのようなことで責任を負わされてこちらが困るような約束はいたしておりませんことを、はっきり申し上げておきます。

○下田京子君 最後に、時間ですから。

大臣は、そういうふうにはっきり外圧には屈することがありませんというふうな意味の答弁をしていますがけれども、実際いままでも過去の経緯を見て、そういうふうな言っても後情勢の変化で云々という形で、結果としてはそれにこう従属的に言

い含められてきたというのが実態であると思うんです。私はこの点、本日に日本の農家の皆さんのみならず、本日に安全的に国の民主的な、自主的な経済の発展を願うという点から大きくこう奮闘いたしたいし、これは大臣が答えても今後の推移を見てみたいというふうに思います。

以上です。

○三治重信君 農林省、農林大臣の所信表明を拝聴いたしました。非常な重大な農業問題の担当者として、各方面にわたって均衡のとれた政策が述べられておられると思っております。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

全般にはとても御質問できませんので、特にこの転作問題と農地の問題について御質問をしたいと思います。

この百七十万トン、四十万ヘクタールですが、米の転作は今後十年間ということなんです。今度割り当ての分が、これが各県、市町村は、今後微調整はあるけれども、基本的にはこの各県に割り当てた調整数量というものは、減反数量というんですか、転作数量は変えないという方向で今後基本的な政策を進めていかれるわけですか。

○國務大臣(中川一郎君) 今度お示しました案は、まだ国会の予算が通っていない段階でございまして、あくまでも案でございまして。したがって、予算が通りました段階には本格的なお願いをすると、こういうことになります。しかし、今度の示してあります案を本格的にお願いたしたまう段階において、これを調整するということのような事は、ちよと考えられないのではないかと。いろいろ御意見はありますけれども、全体としてはまあバランスのとれたところではないかなあと、いまのところはこの案で実行がかなえるようにお願いしたいものだと思っております。

○三治重信君 そうすると、このことを毎年まあ大体のところを、これだけのいわゆる水田の転作費用をかける覚悟で毎年農家にそれだけの生産調整をやってもらおうと、まあこういう考えのようですが、そうしますと、それに対してこの転作をす

るのに意欲を、いわゆる水田をそれだけ十年間やって、もちろん水田の中のこととまた三年後とは違う水田が転作されるということになるかも知れませんが、転作する水田が転作地となるような場合に、転作する水田が転作地となるような、いわゆる農地、水田が必ずしも割り当ててきていると、絶対量としてはあっても、個々の農家については非常にそういう転作の適地というものは、転作可能地というものは必ずしもないというところになるだろうと思ふんですが、そういう水田を転作物に転換するための耕地整理というんですか、地盤、基盤整備の考え方はどういうふうになっておられるんですか。

○政府委員(大場敏彦君) 基盤整備事業につきましては、農林省予算の中でも特に重点的に予算を計上したわけであります。一般の公共事業が一三・六%に對しまして一四・〇%の伸び率を示したわけでありまして、その中でもちょうどいま先生が御指摘になりました、水田に転作物の作付が可能になるような形では、水田に転作物の作付が可能になるような形でいくと、そういう観点から直接に結ぶつく事業として、たとえば開墾整備事業、こういうものは対前年に比しまして一四・一%以上伸びておりますし、あるいは末端の排水事業、こういうもの、あるいは農道とか、そういうものもろもろの直接作付の転換に資するような事業に重点を置いて予算の計上をした。それから運用面、それから配分につきましては、稲作転換ということと連関、リンクさせながら運用をしていきたいと、かように思っております。

○三治重信君 私は、昨年初めて宮城や山形に委員会として現地のそういう耕地整理の事業を見てきたわけですが、やはり難談で聞いたときには、東北地方、ことに宮城県なんかでも水田の畑作への転用というのは、いまの農林省が計画しているこの圃場整備事業、耕地整理事業の計画では、とてもではないが畑作物のできるような排水関係やそれから規格になつてない。水田の生産力向上、いわゆる稲をたくさんとるために、または耕

作に便利するように圃場整備や耕地整理ができるような計画は生かして、その転換作などというのはいくつかあるかどうかという言ひなことも言われておったんですが、これはことに東北の方はそういう準湿田地帯や、あるいはこの転換に向かない農地が多いと思うんですけれども、しかし、これをやらぬと、まあ何といひますか、いわゆる水田が水田とだけしか利用できない、それを転換するものすのこ生産力が下がる、あるいはほかの一、二の特別な作物ではあるいはいけるかもしれない。しかし、これはやはり今後、農業基盤の整備がいわゆる水田を稲作以外にも常に転用できる、整備に金がかかってもやっていると、これを転換するものと、金ばかり毎年四万四千から七万四千出して、これはとても始まらぬ。その上、その圃場整備をやっているにも、結局この稲作の生産増強にだけ役立って転作には役立たぬと。この点は検討されていますか、どうですか。

○政府委員(大場敏彦) 今度転換してということになります事業が単なる作付転換、稲を休止するということだけではございせんので、水田という生産力の高い優良農用地を最大限に活用していくと。そのために、水稲だけではなくて、ほかの畑作物一般の作付が可能になるような形で圃場条件を整備していくことだろうと思うわけでありまして。いろいろ圃場条件の整備の基準につきまして考え方がありまして、水稲だけではなくて基本的な考え方としては、水稲だけではなくてほかの作物の作付可能になるような形で排水条件等も整備する、地下水の高さ等も制御すると、そういった形で基本的には対応をしていきたい。

ただ、具体的には、地元の御意向とか経済性の問題とかいろいろございまして、そういった諸要素も勘案して事業は具体的に実施しておりますけれども、基本的な姿勢としては、いま先生の御指摘になりましたような水稲だけの問題ではなくて、すべての作物というような観点で圃場整備事業というのは実施していくべきもの、そういう方針でおります。

○三治重信君 それから都市近郊の農地、ことにその中の水田なんですけれども、また最近いわゆる市街化区域への編入問題。名古屋の近郊においてもなかなか東海農政局がうんと言わぬと、こういうことで非常に話が進展しないような感じが、うううこのいわゆる市街化区域の編入問題、それから農地の転用問題でこの生産調整との関連で、また住宅政策との関連で特別に、よりか少し積極的に、都市近郊でこの市街化区域で、宅地に転用できる水田の適地については転換するとは考えないですか。

○政府委員(大場敏彦) 名古屋等の具体的な例につきましては、いま地元とよく打ち合わせて合理的な処理をいたしたいと思っております。

一般的に私どもの考えをいたしましては、結局農業と非農業の利用の接点ということになるわけでありまして、それをいかにして合理的に調整するかということになるわけでありまして、やはり都市サイドからすれば都市計画法という形でゾーニングがありまして、これは市街化区域と市街化調整区域と先生御存じのとおりあるわけでありまして、また農業上の立場からすれば、スプロール化を防止するという意味で農振法などに基づく農振地域の指定、こういったゾーニングという枠の中で土地利用区分というものを決めて、その枠の中で物事を処理していきたい、かように思っております。ですから、生産調整あるいは米の余ったというだけで、ゾーニングの枠組みを越えて物事を処理するのは、必ずしも当を得ていないというふうにも判断しております。ただ、私どもも、そういった農業上の利用区分、あるいは市街化区域あるいは調整区域、そういった上の線引きの問題につきましては、随時見直しをしていく必要があるという判断に立っております。これはケース・バイ・ケースで処理していきたいと思っております。

宅地の問題につきましては、先生御存じのとおり、市街化区域内にある農用地が現在二十三万ヘ

クタールぐらゐあるわけですね。だから、市街化調整区域がそのほかにまだありますけれども、私どもの立場からすればどうもそういった、これは転用は要らないわけですから、そういった転用が不要な、規制も要らないような農地が二十三万ないし二十四万ヘクタールぐらゐあるわけでありまして、そういったものを十分に活用していただきたい。二十三万といふと、大体住宅のいま五カ年計画を立てておられますが、その所要関連用地が六万六千ヘクタールでありますから、その三倍以上という膨大な農地が無許可の、まあ転用を必要としない農地がおりますので、それをまず使っていただきたいと思っております。

それから、調整区域を市街化区域に編入するという問題につきましては、これはケース・バイ・ケースで判断していきたい、かように思っております。

○三治重信君 そのケース・バイ・ケースというのでいいかわかりませんが、問題は、いま言われた二十三万ヘクタールあるこの市街化区域の中における農地の問題なんです、これはその二十三万ヘクタールのやつかは、いま言われたのは生産緑地法によるA地域、B地域のやつといひますか、農地として緑地を兼用して保存するという土地を除いた土地ですか、それは入っていないですか。

○政府委員(大場敏彦) 生産緑地法に基づいて宅地並み課税を外しているわけでありまして、これは面積が先生御存じのとおり少くとも少くともございまして。ただいま私が二十三万ヘクタールと申し上げましたのは、これはもうほとんど生産緑地というもののひつかかっている、いわゆる農地転用の許可を必要としない、また都市計画法上の開発許可もきわめて緩い、そういった農地が多量に存在していることを申し上げたわけでありまして。

○三治重信君 この中に、結局そうすると今度の調整区域の中で水田は、大体日本の耕地からいけば水田と畑地は半々ですね。そうすると、半分ぐ

らい水田があると見てもいいわけでしょう、半分ぐらゐ。そうすると、その半分のやつについては特別な何と申しますか、稲作から転用の方を少し圧力をかけてもらうと。水田をやっている農地として保存するというやつが転用の方に来たらうと思うのだが、その点は配慮しているんですか。

こういうものについてやはり農地として市街化区域の中へ、農林省としてはいつでもどうぞ宅地なり工業地にかえてくださいと言つて放したやつなんだから、おたくの方としては生産関係にはそうタッチはしないということかもしれせんけれども、やはりそういうふうになんかその農地の方の地主が農地として保有する意欲が強ければ強いほど、それは供給されない土地になつていくわけですね、宅地として。だからその回りの生産調整区域に、宅地化へ、外へ出ようとしていくと思つておられます。したがって、農林省の方もこの二十三万ヘクタールのいわゆる農業地域としては見放した農地をできるだけ宅地化することによって、その生産調整区域の農地の宅地化の圧力を緩和することができると、こう思つておられますが、そういう方針がとれるかどうか。どうですか。

○政府委員(大場敏彦) 市街化区域内の農用地を宅地化を促進する、これは先生御指摘のとおりで、私どももそのように考えております。そういう意味で、たびたび申し上げますが、転用許可というものも外して届け出だけでいいということにしておりますし、あるいはそのためのいろいろ税制上の問題、これは非常にむずかしい問題ありますけれども、市街化区域内の農用地をできるだけ早く宅地化に向けていくことにつきましては、これはやはり市街化区域内のものはできるだけ少なくとも十年以内に宅地の都市地域として持つていくと、そういう方向で線引きしてあるわけでありまして、それから、そういう方向に沿つて私どもも協力するのはやぶさかではありせん。決してそれを足を引っ張るような態度は毛頭とっていないつもりであります。

○三治重信君　まあそういうことをお聞きして、農林省としてそういう農業生産調整と市街化区域編入の問題とはあんまり関連さして考えない、こういうことのようにですが、しかし、これだけ生産調整が大問題になっているのを少しでも緩和するために、その調整区域を市街化区域へ入れる編入の問題でも申請があつても抑えていく。それがやはり何と申しますか、農用地として確保を必要とする、また農林省の方で農業基盤整備事業、土地改良事業で農業生産適地として国費なり県費を費やしたところなら、これは農民の愛心としてそれを抑えるのもいいんですが、未改良の農地が市街化調整区域に相当するようなんですが、そういうところも一律に抑えるというんだと、その農家も宅地として売ろう、そのためには市街化区域に編入されぬと調整区域では転用できぬ、片方水田を転作しろ、こう言うのは本当に農民として、何と申しますか、実際土地の利用について矛盾を感じる、こういう陳情を非常に受けるわけなんです。

その点、もう少しこれだけの水田の転用をやるならば、都市の発展地域における農地の転用で、これに水田についてはそういうことをやればそういう転作のために金も要らぬし、それから適当に逐次宅地の地価の非常な高騰を抑えることにもなるし、その点は、それはこれは別だということとでなくて、やはりもっと関連してその地域の説明もやり緩和していくと、私は総合的に生産転換が納得いくと思うんですが、そういうふうにもっと特にこの市街化区域、都市の関連におけるこの水田の転換、これは作物の転換じゃなくて、もう永久転換になるので補助金も要らぬようになるわけですし、もう少し積極的にやろうという計画をつくつてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(大場敏彦君)　市街化区域内の農地は、これはただいま御答弁申し上げましたように、積極的な宅地化の方向で御協力申し上げたいと思ひます。

ただ、いま御答弁申し上げましたように、かなりの農地が使われないうまま市街化区域内に残っている。その理由は、農林省あるいは農業サイドがしり込みをしているということでは必ずしもなくて、上下水道とかあるいはその他の生活環境施設、そういった都市施設の整備が十分なために、十分に活用され切つていないという点があるのじゃないかと思うわけでありませう。

それから市街化調整区域、これは先生御存じのとおり市街化を抑制すべき区域でありますから、そういう線引きをしていてそれ相応の保存をしていくわけでありませうけれども、これはやはり具体化地域に即してそういう市街化区域がもう飽和状態になっている、農用地も使い切つてしまつていくというふうなときでありまして、どうしてもやはり線引きを見直して拡大する必要がある、また市街化調整区域も、指定された当時からかなり客観状況が変わつてきているというふうなことがありませうれば、それは必要に応じて線引きの見直しをするという態度でいまいきたいと思つていくわけなんです。現実には逐次見直しの結果、変更というものはケース・バイ・ケースでありますけれども、行われているというふうには理解しております。

○三治重信君　その市街化区域の中の農地の転用について、ことに水田関係はひとつ――むしろ私きょう御質問する趣旨は、もうその段階になつてもなかなか転用ができぬというのは、買う方から見ると、幾ら金を出してもなかなか売つてくれぬ、またちよつとやそつとでは農民の方も土地を放したくない、自分の生業のこともあるんでしょうけれども、しかし、政府の全体の土地利用政策からいけば、その農地は農地に転換するものが土地の有効利用だと、こう判断してやつていくわけなんです。

そこで、この農地の水田の生産調整を強引にやろうとするならば、真つ先にこつちを推していく体制を、市街化区域の中における水田の削減対策を強力にやつていただければ、その中の農民の方も

やはりいろいろな事情はあろうけれども、いまだ然宅地化されるべき農地がとまつているのに、転作対策と関連していくと納得いく対策になるだろうと、こう思うわけなんです。生産緑地法をつくるときに、やはり一時的に農地の転用になつて高い税金を取られるのも大変だし、それからいわゆる市街化区域内にもみんな緑をなくするのにもかねし、農地で置いておけばある程度緑地にもなるから、そういう面においてもっと緩和策としてこれができるかと思うんですが、これをいま一度、生産緑地法ができたときには、農地の保存のための税金対策ともう一つは自然環境を保存するという名目であつたと思うのです。

この生産調整との関連からいくと、いまだこれについて新しく対策を、十年期間を決められたわけですから、十年の間にはもつと二十三万ヘクタールの中のを少くとも水田の部面についてはこのようにふにしようというふうなところ、これはどういふ対策をとっていくか、それが宅地への供給――宅地への供給といふのは、いまのいわゆる所有関係からいくと、これはただ単に土地の値段だけとか税金対策だけではやはりいかぬと思ふのですが、そういう農業政策の面からも、そういうことで地主に理解できるような土地を利用転換する対策を進めていただきたいと思ふんですが、それに対する大臣の御答弁をいただきたい。

○国務大臣(中川一朗君)　いまから数年前にいわゆる線引きといふのをやりまして、市街化として利用すべきところを調整区域あるいは農振法地域というように分けまして都市計画と農地利用の調整を図る、こういうことでやつてまいりました。特に市街化区域については農地転用の許可も要らないと、届け出さえすればいいと、しかも一方今度は追い出し税といふので宅地並み課税をかけた、そして宅地化し住宅政策にもこたえる、こういうことでやつてまいりましたわけでございます。ところが、御承知のように、いよいよ税を執行する段階になりますと、市街化区域の農村の方も、いや、私は農業をやつていきたいので、農業のよう

な生産性の低いところから税金を取るのはいびいじゃないかという強い要請があつてなかなか実施できない。それでも何とかしなさいかぬといふので、三大都市圏だけは少なくともA、B農地については宅地並み課税をかける。そこへ今度はまた生産緑地ですか、というふうなことでや特殊な地域というふうなことでまた穴もあいております。あいておりますが、三大都市の市あるいは市街化区域を一体どうするかというところは五十四年度から前向きでこれを処置すると、こういうことになっております。

一方、御承知のように、宅地の方の行政も今度の予算等でも宅地を供給しなさいかぬと、それには市街化区域に対してやっぱいいいよ思ひ切つた政策も講じなさいかぬ。一方、御指摘のように、水田調整をやるならば、三治委員御指摘のように、そういうところこそ徹底的にやつて、本物の農村地帯で生産調整をしないであらうと意図するようになりしむけたらどうかと、こういう意見がその上に農政上からも重なるというところでございまして、五十四年度からの実施に当たりましては、そういうことも十分配慮して、市街化区域が早く市街化されて住宅にもこたえるし作付転換についてもそういうところにウエイトがかかつて――ウエイトがかかるというか、転換されまますから生産調整の数量が少なくなつてくる。それで農振地域なりそういう本物の地帯が軽くなるように、こういう方向でやつてまいりたい。そこで、今回も作付転換の面積をお願いする配分の中に、市街化区域の多いところにはということ配分もよけいしてある、こういうことで二面からこの点は推進をしていきたい、こう思つております。

○喜屋武眞榮君　私は、けさ大臣の所信表明をお聞きしながらしみじみ思ひましたことは、あの所信表明のとおりにわが国の農林水産業に密着するならば、日本はすばらしいバラ色の実りを期待できるところであらう、こうも思つたわけですが、ところ

が日本の現実とどう結びつけてみた場合に、余りにも多くの矛盾といえますか、疑問を感じざるを得ませんでした。その疑問をきょうすべてただすわけにまいりませんので、その中で二、三ただしみたい、こう思うのであります。

まず第一に感じましたことは、大臣の日本の農林水産に対するところの心の姿勢と申しますか、ずばり申し上げますならば、外に目が向いて内が目が届かないのではないかと、こういうことが第一点。すなわち、日本農政の大きな転換は、国内自給を高めていくということが大きな基本の柱であるはずであります。なのに、大臣の目と心が内に向いていない。と申しますことは、申し上げるまでもなく、わが国は寒帯あり、温帯あり、亜熱帯ある。この国土に即したところの農業政策が具体的に密着しておらない、ここに大きな疑問の一つを持った。たとえば、大臣の答弁の中でこういうことがございます。日米通商協議の結果につきましても、国民に大きな不安と疑問を与えておるのは申し上げるまでもありません。その中のミカンの問題を一つ取り上げてみて、六月、七月、八月はミカンのない時期だからその時期にと、こうおっしゃっておった。ところが、亜熱帯であるわが沖繩県では本土のミカンの時期の前、すなわち八月九月に沖繩ではミカンがとれる。これを早切りミカンと言っております。そして温州ミカンの話もありましたが、今度は本土のミカンが切れるころ沖繩ではタンカンという、実にすばらしい味のあるタンカンができるわけなんです。ね。このことを私は強く申し上げたいわけでありま。これは一例でございますが、そういうことが本当に日本の地域に密着した、本当の農民に密着した、地域に密着した農業政策が打ち立てられておるかどうかが、このことが第一点。

次に、この予算をちょっと見ただけでも、確かに予算の額は前進であることは認めます。その中でも特に水田利用再編のための条件整備関連事業の項目を見ますと、前年度が、五十二年度が九百五十一億五千六百万、今年度は一千三百九

億四千万でありますね。こういうことになっておるわけでありまして、ところが生産調整のバランスがしますという、去年度が九千万トンに対して今年度は百七十万トン、こういうことになるようでありまして、ところがその調整からすると約二倍にもなっているのに、その額からすると約二倍に大した進歩はない。だから見かけは非常に大げさだけれども、静かに見詰めてみたら大したことはいないんじゃないかというのが私の結論であります。これが第二点。

次に、東京ラウンドの、あるいは日米交渉の中でも問題になっております高級牛肉のグロースの一万トンの問題の中で、その一万トンの中身です。一万トンの中身が一体どうなっているのか。情報によりまして、その一万トンの中にはホテルの三千トン、そしてその残り七千トンがどうなるのであるか。しかも、その一万トンの中にプラス三千トンになるのであるか、その辺が非常にあいまいに私は聞いておるのであります。次に、東京ラウンドの中でこのことが、非常に特に沖繩の立場から疑問にしておるのは、報道によると、関税の引き下げですね、関税の引き下げについては積極的に対応することとして、各国の要求品目数の三百五十品目の三分の一程度の百二十品目について引き下げることにしておると、こういう情報がある。その中にパイナップルが挙げられておると、こういうことなんです。これがもし事実であるとして、せっかく国内産業としての沖繩の基幹作物であるパイナップルに乗りつとあるところを、もしこれが事実であるとするならば、これはひどい目にまた打ちのめされてくる、こういうことになるのであります。まず以上のことについて大臣の答弁を求めたいと思いま

す。

でも、国内を中心にして外国を考えると。その中でミカンの例がございましたけれども、ミカンについて六、七、八の時期に確かに二万二千五百トンを輸入することにいたしました。私は外圧のこともありますけれども、国民、消費者の皆さんからも非常に要望が強い。三月、四月にはミカンがなくなってしまう。五月、六月にはタンカンがなくなるけれども六、七、八月は全く果樹がないじゃないですか、全くないとは言えませんが、けれども、端境期じゃないですか、そのときぐらいには安いオレンジぐらいは食わしてくれたいじゃないかというところが、一番私は、外圧よりもむしろ生産は消費に向かって、消費者にも考えなければいかぬというところから、農家には影響を与えない範囲内で調整をした。ところが御指摘が

ありまして、沖繩で八月、九月早切りミカンが出ると、そのほかにタンカンもあるということでございますが、実は沖繩については七千トン、従来から駐留軍等の関係もあり、ありました。沖繩の皆さんに影響を与えるようなことはまずまずないだろうと思っておりますので、どうかひとつその点は誤解のないようお願いしたいと思っております。

次は、水田利用再編について今年度は九百五十一億、来年は千三百九億と申されましたが、そうではなくて、二千四百億で、いまの千三百九億は恐らく増加した分をぐらんになったのではないかと、こう思います。したがって、九千万トンが百七十万トンになった分はしかと見てございまして、ごまかすようなことは一切いたしておりません。

それから、高級牛肉の内容についてわからぬ、確かにそうかと存じますが、先ほど下田委員がお説みになったように、ホテル用については三千トンとすると、そのほかに七千トンと、文書には書いてございせんが、それを含めまして、高級牛肉について一万トンになるように需要開発の努力を行うというのでございます。先ほども申し

上げたとおり、向こうからはホテルを含めて一万トン何とか買えないかと、そうでなければアメリカの農民も納得できないというストラスウスの非常に強い要請があったことは事実でございますが、国内に消費のないところへ買わなければならない、仮に約束しても実効が上からないではありせんかと、私はそうををつくのがいやでございますから、できないことはできないと、はっきり申し上げます。それに対して、それではひとつ努力をして、もしそういう消費があるならば、グロース——豪州、ニュージーランドとも平等であると同時に、外国牛肉の枠を崩さない範囲内で、その範囲内でそういう消費があるならば協力しよう、というところであります。決して一万トンのほかにまた三千トンというものではございません。三千トンははつきりしておりますが、それにプラスアルファで一万トンになるかならないかの向こうが努力をしてみ、またわが政府としてもそういう努力には協力しよう、しかし、あくまでも総枠をふやして国内産の牛肉について御迷惑をかける、こういう趣旨ではないというのでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから四番目に、東京ラウンドの話がありました。これはいまの数字は全体的なことであり、農産物についても基本的なことを崩さない範囲内の、農政に支障を与えたりしないということの協力はしますが、過酷なことをやろうとしておりませんので、内容については経済局長から答弁させます。

それから四番目に、東京ラウンドの話がありました。これはいまの数字は全体的なことであり、農産物についても基本的なことを崩さない範囲内の、農政に支障を与えたりしないということの協力はしますが、過酷なことをやろうとしておりませんので、内容については経済局長から答弁させます。

○政府委員 今村宣夫君 お話のように、東京ラウンドの関税引き下げで交渉対象品目といいますが、これはリクエストということ、それぞれが、農産物については三百五十品目でございます。工業製品については二千六百三十品目でございます。そこで、農産物の交渉は、工業製品と異なりまして一定のフォーミュラーでやるのでございまして、相

手が要請をし、こちらがこれについて回答をするということでございますが、個々の品目について交渉が行われる。しかも、各国についてそれぞれ交渉が行われるという形に相なっておりまして、第一回目のいたしますが、先般オファをいたしましたのが農産物で百九品目でございます。工業製品で二千三百品目オファをいたしておりますが、この百九品目の内容は、干しバナナでございます。また、たとえば干しブドウでございます。また、あるいは紅茶でありますとかというように、この百九品目の内容につきましては、大体そう大きな問題はございません。

私たちがしましては、このオファの基準をいたしまして、一つは輸入割当てを行って、品目、先ほどのパイナップルかん詰めもIQ品目でございまして、そういう品目、それから関税割当て制度を行って、品目、これは除外をする、それから構造不況業種の製品であるものは除外をする、それからその他農政上重要なものは除外をする、それからその他農政上重要なものは除外をしてオファをいたしております。ただ、いまから交渉が始まるわけでございまして、諸外国からはそういういろいろな品目につきましての関税引き下げの要請が出てくるものと思われまして、私たちがいたしましては、先ほど大臣が申し上げましたように、わが国の農政に悪影響を及ぼすことのないよう、十分配慮して対処してまいらる考でございます。

○喜屋武眞義君 さきのこの数字の問題であります、まあ一番画期的な項目が水田利用再編対策と、これが二五・一％ですね、これが最も割目を要するわけですが、ところがそういうすばらしい数字の中で生産調整も倍加しておるのに、それに対して、それに即応する推移が余りにも微々たるものじゃないか、沿わないんじゃないかと、こういうことを私は指摘したかったわけでありまして、それから、第二点のこのパイナップルの問題は慎重に検討するとおっしゃるが、これはぜひひと

つ沖縄の特産品としてのいままでのいきさつからしまして、これはぜひひとつ考慮してもらって不安のないようにしてもらわなければいけないと強く要望いたしておきます。

も困れば費用も困る。したがって、実情はどうしているかという、飛行機で空輸しておるのが実情であります。このことがまた、本土では喜ばれておる、味は喜ばれておるが、一面、値段の面からは高いわけでありまして、現地の農民としてはできるだけ安い新鮮な野菜を提供して喜んでいただきたい、こういうことであります。そこで政府として補助の必要が私は当然なされていい、こう思うんですが、このことはどうお考えでしようか。ぜひ補助を取りつけていただきたい。そうして安く市販ができますように、沖縄の現地の農民の声として、また、私の切実な要求として申し上げます。

次に、沖縄では最初に私が申し上げた、地域的な重熱帯と言いましたのはこのことであります。最近、冬場における本土向け野菜の出荷が非常に盛んでございまして、それが非常に順調にございまして、それが、農林省としましてはこの端境期における出荷の状況、この状況をどの程度その実態を把握していらっしゃるのか、サヤインゲン、カボチャ、ニンジン、ピーマン、いろいろございまして、端境期における沖縄産のこの野菜についてどのように把握していらっしゃるか、これが第二点。

第四点が、沖縄は重熱帯の立場から、特に端境期を中心として本土のないうきに幾らでもつくって差し上げたいという、こういう立場をとっておるわけなんです。ところが、輸送費のことをさす申し上げましたが、根本的には病害虫の駆除、たとえば、ウリミバエの問題があるために輸出が思うようにならない。それからさつきタンカの味の話をしましたが、実は、観光客が沖縄現地でタンカンを食べた、こんなすばらしいミカンは本土にはない、ぜひおみやげに買って帰りたいと言った、あちこちで強い要望があるようでありまして、いや沖縄現地では自由に召し上がってくださ、ところがこれを本土に持ち出すことはできません。結局ミカンミバエ、これの問題ですね。こういう病害虫を根本的に徹底的に駆除してもらえない限り、本土とのつながりができない、移出ができない。こういうところに根本的な問題があるわけなんです。そこで、この病害虫の徹底的駆除に対して取り組んでもらいたい、農林省としまして、その撲滅の計画と、そしてその実績が――今日まで久米島を中心にして取り組んでおられるわけでありまして、その計画と実績がひとつどうなっているのか。

それから第三点は、沖縄現地地元の経済連では、今後の出荷目標を計画しまして五カ年計画で六十億を達成するんだ、六十億まで五カ年計画で持っていくんだ、そして、しかも端境期の支えでありますから、できるだけ安く、そしておいしく喜んでもらえる野菜をどしどし提供して喜んでもらいたい、こういう気持ちでいま張り切っておるわけなんです。ところが、問題は次であります。国鉄線の恩恵もない沖縄、しかも遠隔の地の沖縄、しかも蔬菜は新鮮であるということがその生命でありまして、その遠隔であるゆえに計画達成には輸送料について非常に困るわけなんです。時間が

う、原産がブラジル産であります、これが食糧としてのイモもそうなんです、イモと言えは沖縄、沖縄と言えはイモ、これは歴史的にはそうでありまして、そのシロイモが薬用イモとして、薬のイモとして、たとえばこれを食べる、あるいはジュースにして飲むことによって白血病に非常に効果的である。糖尿病に、神経痛に、こういうすばらしいシロイモがいま広がっております。いまこれは沖縄の産業革命にまでと、実はこういうことでございます。

今後ともそのような考え方では振興を図ってまいらる考でございますが、具体的に、従来から集約的な野菜産地を育成するために、育苗施設でありますとか、集出荷施設、あるいは生産管理機械等の整備を行うために、野菜生産団地育成事業でありますとか、端境期の対策として野菜高騰時対策の特別事業、さらには基本的には沖縄の農業の構造改善ということを考えた沖縄農林漁業構造改善緊急対策事業等を実施してまいっております。五十三年度におきましては、これらの生産団地育

いま一括して五カ年計画いたしました、時間が参りましたのでお答えを求めて、私の質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(大伏孝治君) お尋ねの五カ年のうち前三点、野菜に関する御質問についてお答え申し上げます。

まず、最初の沖縄の野菜生産の位置づけと申しますか、どのように考えておるか、さらに具体的な振興対策としてどのように考えておるかという点でございますが、沖縄は、申すまでもなく重熱帯地域に属してございまして、温暖な気候に恵まれております。このため、野菜の生育に非常にいい条件でございます。特に、冬の時期におきましては、路地あるいは簡易なハウス栽培でキャベツ、ニンジン、カボチャ、サヤインゲン、スイカ等が生産されております。したがって、この沖縄の地域を本土の端境期におきます野菜の供給基地としてその生産の振興を図ってまいっております。

成事業あるいは高騰時の対策事業、それから構造改善の関係につきまして、総額約二十数億の予算の計上をいたしております。

それから第二点の沖縄野菜の本土への出荷状況でございますが、ただいま申し上げましたように、端境期におきます本土への出荷につきましては、昭和五十二年では約一千トンでございましたが、昭和五十三年は約四千トンで、四倍にふえてきております。五十二年の主な野菜の種類は、キャベツが千二百トン、サヤインゲンが八百二十トン、カボチャが七百五十トンというような数量になっておりますが、内地の市場におきます割合の高いのはサヤインゲン、これがかなりのウエイトを占めておるといふことでございます。

それから、第三点の輸送の問題でございますが、先生のおっしゃるような、やはり輸送費が高いといふことは確かに御指摘のとおりでございます。これにつきましては、従来から、先ほど申し上げましたような沖縄の野菜の供給上の位置づけといふことを考えまして、輸送をできるだけ合理化していくという考え方に立ちまして、昭和四十九年から冷蔵庫でありますとか、あるいは冷蔵コンテナについて助成をし、さらに先ほど申し上げました団地育成事業におきましても流通施設の整備に努めてまいっております。ただ、御質問にございました輸送費が割り高であるという点は理解できるのでございますけれども、沖縄からの出荷の時期が、先ほど申し上げましたように本土におきます端境期に当たりますので、これらの野菜が比較的有利に販売できるという事情のほかに、やはり輸送費の補助を行うということになりますと、他の遠隔産地との競合の関連等もございまして、特別の地域だけ考えたいということについてはなかなか慎重な検討が必要ではないかと考えております。ただ、先ほど申し上げましたような各種の事業のほかに、野菜の輸送経費をできるだけ節減するための別の事業がございまして、野菜の輸送合理化推進事業と申しまして、大型コンテナあるいは保冷施設等の導入を助成する事業であり

ますとか、広域にわたる産地に集出荷のキーステーションとなる施設を導入する事業でありますとか、これらはまだ沖縄において実施をされておられません。沖縄県におきましても、産地からの御要望がございまして、現地の実情に即してその活用を推進してまいりたい、そのように考えております。

○政府委員(野崎博之君) 沖縄の病害虫の問題でございますが、先生よく御承知のとおりでございます。昭和四十七年から例のウリミバエ、それからミカンコミバエの防除を実施いたしておるわけでございまして、予算的に見ますと五十年から相当ふえておまして、昨年は二億七千万、今回要求しておりますのが三億八千万と約一億ぐらいふえた予算で要求をいたしております。それでウリミバエにつきましては、これも先生よく御承知だと思ひますが、例の久米島で不妊虫——コバルト照射をかけた虫を放しまして、そこで少なくとも久米島においてはもう大体実験は成功いたしておりまして、引き続き慶良間諸島を対象にいまやっておりますわけでございまして、そういうわけで、久米島についてはもう煮詰めしで出荷をできるという状態になっておるわけでございまして、ミカンコミバエにつきましては、これはやはり四十七年から例の誘殺ひも、誘引剤を殺虫剤とまぜてひもにしひも込ませてそれをヘリコプターからまく、そういう方法で沖縄本島とその周辺の島でいまやっておりますわけでございまして、先ほどいろいろお話もございましたが、やはりいまのところは煮詰めによる移動が認められておるものは十一種類あるわけでございますが、久米島ではいま申し上げましたように、もうそれは成功いたしておるわけでございますけれども、これを沖縄本島全体に広げて、そこらのものも全部煮詰めしで出荷できるというようになるためには、これはまあ非常に面積も広いわけでございます。久米島の約二十何倍も沖縄本島があるわけでございますから、したがってウリミバエですか、ああいう防除方法をやりまして、非常に広範囲で多くの虫を放つと

いうことになりまして、虫自体の性能にも非常に問題が出てくるようでございまして、技術的にはなかなか困難なような状態でございますので、二、三年ですぐどうなるかと言われますと、ちょっとすぐというわけにはなかなかまいらぬわけでございまして、引き続きわれわれとしましてこの防除費用を増大するというを通じまして、ひとつまたその防除に熱心に取り組んでいきたいと思っております。

それからシロイモの件ですが、これは私も初めて聞いたわけでございまして、どうも県からもまだそういうお話がないようでございまして、ひとつ県にも聞き合わせ、調査研究をさせていただきますと思ひます。

○喜屋武眞榮君 時間ですので、もとお尋ねしたいことがありますが、また次回に譲ります。

○理事(山内一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会をいたします。

午後六時十七分散会

一月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農畜産物の輸入抑制等に関する請願(第四七号)

一、水田利用再編対策に関する請願(第一〇五号)

一、米の生産調整に関する請願(第二八号)

一、農畜産物の貿易自由化阻止等に関する請願(第二五七号)

一、米田材等外材の適正輸入に関する請願(第二五八号)

一、米の需給均衡化対策に関する請願(第三六六号)

一、農林年金制度に必要な国庫補助予算の確保に関する請願(第三九七号)

第四七号 昭和五十二年十二月二十日受理
農畜産物の輸入抑制等に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 赤松泰

紹介議員 松垣徳太郎君

わが国に対する貿易不均衡の是正を求める諸外国の意向を反映して、農畜産物の輸入の自由化とわく拡大を図ろうとする動きが具体化しつつあるが、オレンジ、果汁、牛肉等の自由化並びに輸入わくの拡大は、いづれもわが国農業に重大な影響を与えることは必至である。特に本県果樹畜産農家に与える影響が大きく、深刻な事態を招くことは疑う余地のないところである。よって政府においては、農畜産物の輸入の自由化、わく拡大を抑制するとともに、関係農業諸施策の一層の強化を図りたい。

第一〇五号 昭和五十二年十二月二十一日受理

水田利用再編対策に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八茨城県議会議長 田口正巳

紹介議員 郡 祐一君

水田利用再編対策の実施に当たっては、長期的展望に立つた食糧政策を確立するとともに、農業の発展に支障を来すことのないよう、特に次の事項について特段の措置を強く要望する。

一、食糧管理制度を堅持するとともに、今後の農業発展に支障を及ぼす輸入自由化はこれを行わないこと。

二、転作物物に関する価格対策と農業災害補償制度の抜本的な拡充強化を図ること等により、米に見合う所得の確保が可能となるよう配慮すること。

三、特定作物の拡大等、地域の実態に即した転作物の実施が可能となるよう、必要な措置を講ずること。

四、転作物を可能とする水田の整備を図るため、土地改良事業等を大幅に拡充し早急に行うこと。

理由 国は、米の過剰傾向に対処し、米年度を初年度とする水田利用再編対策を進めることとし、十一月

十九日、五十三年度の県別転作等目標面積及び事前売渡申込限度数量を内示したが、その内容は、主要な米作県である本県にとつて極めて厳しいものであり、県政をめぐる最重要問題の一つとなつてゐる。

第二一八号 昭和五十二年十二月二十六日受理
米の生産調整に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新編
県議会議員 川室道隆

紹介議員 長谷川 信君
米の生産調整に關し、次の事項について実現を図らねばならぬ。

- 一、転作奨励金を大幅に引き上げるとともに、米と転作物との相対価格関係の是正を行うこと。
- 二、良質米奨励金を増額すること。
- 三、田畑輪換を可能にするため土地基盤の整備を推進すること。
- 四、転作に關連する生産設備、流通機構の充実整備について措置すること。
- 五、農民の理解と協力を得るため、転作推進の体制づくり及び転作指導の費用について増額助成をすること。

理由

最近の米をめぐる厳しい情勢にかんがみ、国民生活の基本的物資である食糧の国内自給力を高め、その安定的供給を図ることは極めて重要なことであるが、本県は我が国における食糧供給基地として永年にわたつて農業基盤の整備を図り、良質米の生産に努めてきた。昭和五十三年から、米の需給均衡を図るため、水田利用再編対策が実施されようとしており、米が過剰である現状から、やむを得ない政策と考えられるが、豪雪、たん水地帯の多い本県においては、農民の間に一部強い反対もあり、苦しい心情は十分に理解できるところである。しかしながら、食糧制度を守り、国民の総合食糧の自給力を高め、国民に食糧の安定供給を図ることは、現在の急務であり、ひいては農

民の生活安定、向上にもつながるものである。

第二五七号 昭和五十三年一月九日受理
農畜産物の貿易自由化阻止等に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
議会議員 増田英夫

紹介議員 三善 信二君

牛肉、オレンジ果汁、乳製品など農畜産物の輸入の自由化、輸入わくの拡大、関税率の引き下げについては、外圧に屈することなく今後とも強力に阻止するとの基本方針を堅持するとともに、これら農畜産物の経営安定を図るために必要な施策を強化されたい。

理由

政府は、日米間の貿易不均衡是正、いわゆるドル減らし対策の一環として、アメリカの関心の強い牛肉、オレンジ、果汁、乳製品など、農畜産物の輸入の自由化をはじめ、輸入わくの拡大、関税率の引下げ等を検討しているが、これらの作目は、本県農業の経営基盤をなす重要な作目であることから、このような動きは関係農家に大きな不安と動揺を与えている。本県は、わが国の食糧供給基地として、農業基本法に示された方向に沿つて、その立地条件を生かし、果樹、畜産などの選択的拡大を図つてきたところであるが、温州ミカン、甘夏ミカン等については、新興産地が多く、ようやく経営が安定しようとした時点で、全国的な過剰生産に遭遇し、農家は、いまその成行きに大きな不安を抱えている。また、畜産は本県農業粗生産額の二十五パーセント以上を占める基本作目であるが、最近における畜産物に対する需要の伸び悩み、価格の低迷、飼料費の増大等から、その経営は不安定な状況にある。

第二五八号 昭和五十三年一月九日受理
米国材等外材の適正輸入に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
議会議員 増田英夫

紹介議員 三善 信二君

政府は、外材の適正輸入につき全国的規模による施策の展開を図られたい。

理由

本県は、戦後拡大造林を推進し、人工林率はおよそ六割に達しており、全国屈指の木材生産県として、県産製材品の約半数を、北九州、関東関西の消費地に供給する等、林業及び木材業は地域発展の重要な柱となつてゐる。しかるに、近年における外材の過剰供給は、木材需要の低迷下において、林業経営意欲の喪失を招来するとともに、国内製材品と競合する加工された製品の輸入は、外材製材工場のみならず、国産材製材工場の存立をも危うくしており、県経済上ゆゆしい問題となつてゐる。

第三六六号 昭和五十三年一月十七日受理
米の需給均衡化対策に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議
会議員 中嶋弘

紹介議員 加藤 武徳君

水田利用再編対策の実施に当たつては、次の事項について特段の措置を講ぜられたい。
一、転作物目標面積の配分について
今回提示された昭和五十三年度転作物目標面積は、地域的条件、管農実態及び転作物の流通事情等からみて極めて厳しいものであるので、これを三年間で段階的に実施する等激変緩和の措置について再考すること。

二、転作物の整備について

転作物の耕作条件を整備し、排水対策、圃場整備事業等の土地基盤整備事業を積極的、かつ、早急に推進するため予算措置の大幅な拡大を図ること。

三、米食の再評価と米の消費拡大について

米飯給食の拡充、清酒へのアルコール添加の抑制、米の新規用途の開発、良質米の普及奨励等実効性のある対策を早急に樹立し、今後の米の生産調整数量については最小限にとどめること。

理由

来年度から実施が予定されている水田利用再編対策は、わが国農政上極めて重要な問題であるばかりでなく、本県農業にとつても重大、かつ、厳しい問題である。よつて、国におかれては将来にわたる農業経営の発展と国民食糧の総合的安全確保を図るという見地から、長期的展望に立つて総合的な対策を推進すべきである。

第三九七号 昭和五十三年一月十九日受理
農林年金制度に必要な国庫補助予算の確保に関する請願(二通)

請願者 佐賀市神野町一本松三〇ノ一佐賀県農業協同組合中央会会長 楠
勇外三百十八名

紹介議員 鍋島 直昭君

農林年金制度の健全な発展を図るとともに、老後の生活基盤である年金の実質価値を維持し、安心して老後の生活保障を得られるよう昭和五十三年度予算で次の事項の実現を図られたい。
一、給付に要する費用の補助率を厚生年金並みに引き上げること。

二、既裁定年金について、公務員給与の上昇率に合わせて引き上げること。

三、既裁定年金、新規裁定年金とも定額部分を物価の上昇率に合わせて引き上げること。

四、旧法年金の最低保障額を法本則の最低保障額に改めること。

五、その他共済制度共通の給付改善措置を講ずるとともに所要の整備を図ること。

二月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民のための国有林経営に関する請願(第一五八号)

第五一八号 昭和五十三年一月二十三日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 静岡県磐田郡水窪町奥領家三、六
五八ノ一四 小林高江外百七十九

萩原喜久雄外百六十九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一三二五号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道標津郡中標津町西六条南四

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一三二六号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道苫小牧市糸井三〇三ノ一七

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一三二七号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科浜一、

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一三六三号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道苫小牧市若草町四ノ八ノ五

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一三六四号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山形県西置賜郡小国町伊佐領四九

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一三六五号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町四区 会田

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一四一九号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町八区 片山

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一四二〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町止別一 久

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一四二二号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町四区 矢野

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一四二二二号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道苫小牧市末広町二丁目 管

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一四六六号 昭和五十三年一月三十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道標津郡中標津町西五南一

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一四七六号 昭和五十三年二月一日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道網走市北十二条東一丁目

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一五九七号 昭和五十三年二月二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山形県西置賜郡小国町増岡九一九

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一六一六号 昭和五十三年二月二日受理
国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道標津郡中標津町西八条南三

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

二月十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置
置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措
置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置
置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措
置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置
置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措
置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置
置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措
置法の一部を改正する法律案

措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を
次のように改正する。
第三条中「行なう」を「行う」に、「又は乳牛若
しくは肉用牛」を、「果樹の植栽若しくは育成に
必要なもの又は乳牛、肉用牛若しくは種豚」に
改める。

第六条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」
を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の
一部改正)

第二条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法
(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第三条中「行なう」を「行う」に、「若しくは肉
用牛」を、「肉用牛若しくは種豚」に改める。
第六条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」
を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、国民のための国有林経営に関する請願(第
一六五五号)(第一六九一号)(第一七〇九号)
(第一七一〇号)(第一七四二号)(第一七四四
号)(第一七八九号)
一、米の第二次生産調整反対等に関する請願
(第一七九一号)
一、米の生産調整改善等に関する請願(第一七
九二号)
一、国有林労働者の身分安定に関する請願(第
一八〇二号)
一、国有林労働者の退職特別給の制度化に関す
る請願(第一八〇三号)
一、不良造林地の改善に関する請願(第一八〇
五号)
一、国有林労働者の振動病予防に関する請願
(第一八〇六号)
一、営林署の担当区・事業所の統廃合に関する

請願(第一八〇七号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第一八二三号)(第一八三二号)(第一八四〇号)(第一八六二号)(第一八八一号)(第一八八六号)

一、米の生産調整反対・抜本的農業政策の確立に関する請願(第一九〇五号)

一、小麦粉に米粉混入反対に関する請願(第一九二〇号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第一九四一号)(第一九四二号)

第一六五五号 昭和五十三年二月三日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道足寄郡陸別町新町 柏木紀孝外百四十名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一六九一号 昭和五十三年二月三日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 静岡県下田市立野五九一〇 齊藤実外二百三十九名

紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一七〇九号 昭和五十三年二月四日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡桂村阿波山二五六 大和田久男外二百十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一七二〇号 昭和五十三年二月四日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 静岡県賀茂郡西伊豆町大沢里一五四 後藤明外三百九名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一七四二号 昭和五十三年二月六日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道標津郡中標津町西六地西小田原孝司外百六十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一七四四号 昭和五十三年二月六日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 茨城県久慈郡金砂郷村久米一、八〇三ノ一 石井力雄外六百四十七名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一七八九号 昭和五十三年二月七日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 山形県寒河江市中央一ノ一二ノ一 八 大場八千代外二百十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一七九一号 昭和五十三年二月七日受理

米の第二次生産調整反対等に関する請願
請願者 山形県鶴岡市下川竜花崎三六ノ三 九四 佐藤泰央外千二百九十一名

紹介議員 下田 京子君
一、政府が五十三年度から進めようとしている米の第二次生産調整の押し付けに反対であるから、政府が関係団体と協力して再検討すること。

二、地域農業の振興と農家経営を守るため、政府が関係団体と協力して次の事項の実現を図ること。

1. 米の全量買上げを行い、食糧制度の一層の改善をしないこと。

2 外国農産物の野放図な輸入を抑え、自給を基本として、米以外の主な農産物に差し当た

り少なくとも米並みの労働報酬を保障する価格政策を実現すること。

3 田畑転換を可能にする土地基盤整備を進め、麦や飼料作物などの増産を可能にする品種や栽培技術の改良に力を注ぎ、農民が適地適産で自主的に選択した作物が十分引き合うような諸条件を整えること。

4 米の消費拡大を図ること。

5 主な農産物のうち米だけしか自給できないゆがんだ今日の農業構造を変え、農業を多面的に発展させるために、農協の指導体制の充実や農業改良普及活動の強化を図り、農協・自治体と協力して農家への技術的援助を強めること。

6 農家が農業経営に必要な農業資材を安く、安定的に確保できるよう努力すること。

7 農業振興のための各種制度資金の充実、改善を図ること。

三、米の「過剰」問題の解決と地域農業の自主的発展の条件を拡大する諸施策について政府が関係団体と協力して、実現を図ること。

理由
政府は五十三年度からの米の生産調整目標をこれまでの約二倍に拡大しようとしているが、これは、日本農業全体の将来にかかわる問題であると同時に、食糧供給基地を目指す山形県においては、地域農業、農家にとって重大な問題である。今日の米の「過剰」問題を解決し、日本農業の釣り合いのとれた多面的発展を図るためには、農業を国の基幹産業として位置づけ、基礎的な国民食糧の自給を基本とする国の農政の転換すなわち農業の再建を図る運動を起こすとともに、地域農業の振興と農家経営を守るという観点から、兼業農家を含む農民的立場に立つた地域農政の展開が重要である。

第一七九二号 昭和五十三年二月七日受理

米の生産調整改善等に関する請願
請願者 山形県東田川郡楯引町上山添字神

明前一二〇 芳賀俊之外五百十一名

紹介議員 下田 京子君
政府が、五十三年度から実施しようとしている米の生産調整のような、日本農業と農家経営を根底から破壊する農政を根本から改めるとともに、当面次の事項に関し善処されたい。

一、転作物目標の未達成があつた場合はそれを次年度に加算し、限度数量を減らすなど強制的なやり方は撤回すること。

二、転作物には米並みの所得を保障するため、奨励金の増額、麦・大豆など政府買入れ生産者価格の引上げを行い、その他の農産物についても価格安定制度を抜本的に改善すること。

三、田畑転換を可能にする土地基盤整備、特に排水路の設置、暗渠などに特別の補助と低利資金の融資制度をつくり、個人で行う場合も適用すること。

四、転作物の栽培指導は責任をもつて行い、また災害補償を行うこと。

五、生産調整を行つてもなおかつ余剰米が出た場合は、生産された米は全量買上げること。

六、転作を不可能にする外国農産物の輸入の拡大・自由化・関税引下げは行わないこと。

七、外麦の輸入を抑え、米の消費拡大を図ること。

理由
政府は五十三年度から百七十万トンにのぼる大幅な米の生産調整を実施し、農民がもし目標を十分達成しない場合は、次年度にその分を上乗せし、限度数量も減らすなど極めて厳しい強制的な内容を伴っている。しかし、転作物に対する価格保障制度や立地条件が十分整備されていないのみならず、牛肉・オレンジなど果樹や畜産をもろに直撃する輸入の一層の拡大・自由化・関税引下げなど政府自らが転作物の道を阻んでいる現状では、わたしたち農民は、政府の方針をこのまま受け入れるわけにいかない。

第一八〇二号 昭和五十三年二月七日受理

国有林労働者の身分安定に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川町寺沢 二田

千代治外十三名

紹介議員 下田 京子君

国有林労働者の身分安定を図るため、全作業員を常勤職員とされたい。

理由

国有林労働者は、農山村の過疎化と相まって新規雇用もいまま高齢化(平均年齢四十五歳)が進んでいる。しかも国有林は民有林と比較して荒れている。そのため、もつと十分な資金と人手をかけて立派な森林づくりを行って国民生活に寄与する必要がある。

第一八〇三号 昭和五十三年二月七日受理

国有林労働者の退職特別給の制度化に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川町大台 二田

宅治郎外十三名

紹介議員 下田 京子君

国有林労働者で、何十年も反復雇用されている者(定期作業員八箇月雇用)が、最終的に国有林から離れるときの退職特別給を制度化されたい。

理由

国有林労働者は、農山村の過疎化と相まって新規雇用もいまま高齢化(平均年齢四十五歳)が進んでいる。しかも国有林は民有林と比較して荒れている。そのため、もつと十分な資金と人手をかけて立派な森林づくりを行って国民生活に寄与する必要がある。

第一八〇五号 昭和五十三年二月七日受理

不良造林地の改善に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町富津内脇

村 伊藤助左エ門外二十五名

紹介議員 下田 京子君

国有林の造林地を見直し、下刈り・枝打ち・つる切り・間伐などの手入れを十分にを行い、補植をして不良造林地の解消に務められたい。

理由

国有林労働者は、農山村の過疎化と相まって新規雇用もいまま高齢化(平均年齢四十五歳)が進んでいる。しかも国有林は民有林と比較して荒れている。そのため、もつと十分な資金と人手をかけて立派な森林づくりを行って国民生活に寄与する必要がある。

第一八〇六号 昭和五十三年二月七日受理

国有林労働者の振動病予防に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町寺庭 小

玉時也外十八名

紹介議員 下田 京子君

国有林労働者の振動病予防のため、当初のようにチェンソー(自動のこぎり)の二人制を採用されたい。

理由

国有林労働者は、農山村の過疎化と相まって新規雇用もいまま高齢化(平均年齢四十五歳)が進んでいる。しかも国有林は民有林と比較して荒れている。そのため、もつと十分な資金と人手をかけて立派な森林づくりを行って国民生活に寄与する必要がある。

第一八〇七号 昭和五十三年二月七日受理

管林署の担当区・事業所の統廃合に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川町大台 菅生

留治外十三名

紹介議員 下田 京子君

管林署の担当区・事業所の統廃合と人べらしをやめ、もつと「人手と金」をかけて森林を充実させ、山村で暮らしが成り立つようになされたい。

理由

国有林労働者は、農山村の過疎化と相まって新規雇用もいまま高齢化(平均年齢四十五歳)が進んでいる。しかも国有林は民有林と比較して荒れている。そのため、もつと十分な資金と人手をかけて立派な森林づくりを行って国民生活に寄与する必要がある。

第一八二三号 昭和五十三年二月七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道足寄郡陸別町新町 小田順

之外五十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一八三二号 昭和五十三年二月七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道苫小牧市高丘五五ノ一九

皆川守一外百五十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一八四〇号 昭和五十三年二月七日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山形県西置賜郡小国町小国五〇二

澤出三郎外百七十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一八六二号 昭和五十三年二月八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町浜小清水

齊藤正一外百十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一八八一号 昭和五十三年二月八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道夕張市末広二ノ四四区アバ

ト内 坂井辰雄外百九十一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一八八六号 昭和五十三年二月八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道足寄郡陸別町新町 高木光

良外八十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一九〇五号 昭和五十三年二月九日受理

米の生産調整反対・抜本的農業政策の確立に関する請願

請願者 熊本県荒尾市宮内出目荒尾市議会

議長 福田寛夫

紹介議員 阿具根 登君

米の生産調整をやめ、自給を達成した生産力の水準を多面的な農業生産に生かし、日本農業を再建する方向で解決するため、次の事項について実現を図られたい。

一、生産調整の強制をやめ、都道府県への一方的な目標配分は行わないこと。

二、米以外の農産物に自主的に転換できるようにその条件整備を優先課題として抜本的、集中的に進めること。

(一) 主な農産物に少くとも米並みの労働報酬の保障を実現すること。

(二) 田・畑転換を可能にするため土地基盤整備を積極的に行うこと。

(三) 麦・大豆・飼料作物など省力多収獲を可能にする品種の栽培技術の開発に強力な措置を講ずること。

(四) 転作に必要な資金、農業機械の共同購入など十分な援助を行うこと。

三、消費者米価の引上げを抑え、米食など日本の風土にあつた食生活の習慣を広め、特に学校給食への米飯導入の拡大、米の新規用途の開発など、政府の財政負担によつて、積極的な需要拡大を図ること。

四、農作物の輸入拡大をやめ、農業を国の基幹産業として位置づけ、自給を基本としてつりあいのとれた日本農業の発展を図るため強力な保護政策を講ずること。

理由

米の生産調整について政府の方針は、生産調整目

標數量を三年間固定し、未達成分は翌年に上乗せして、予約限度數量をその分減らすという極めて不合理なものである。こうした生産調整が今後十年間にわたり続けられるなら穀物の自給率四十パーセントそこそこという危機的な食糧事情のもとで、米だけがようやく百パーセント自給している日本農業に壊滅的な打撃を与え深刻な事態を生み出すことは明らかであり、特にカドミ汚染米に悩む荒尾市の地域農業は更に深刻なものがある。

第一九二〇号 昭和五十三年二月九日受理

小麦粉に米粉源混入反対に関する請願

請願者 兵庫県川西市南花屋敷三ノ一三ノ

一九 山中純枝外六名

紹介議員 中西 一郎君

一、小麦粉に米粉の源混入する案を撤回すること。

二、米粉そのものの本来の味、品質を生かす製品の開発を考へること。

理由

日ごろ私たちが食糧としているものの大部分は外国産のものとされている。その中で日本人が古来から主食として愛用してきた米だけが百パーセントの自給率を誇っている。その米が昭和五十二年末で四百万トンの過剰米を抱え込むことになり、政府はこの処置に苦慮していると言われている。政府は取りあえず二千億円を投じて米減らしを図り、その一環として食糧庁は小麦業界へ十万吨の米を粉砕して米粉とし、小麦粉に混入することを申し入れ、それに(一)米粒のまま売つてはいけない、(二)従来の米業界を圧迫するような販売方法はいけない、(三)加工費は小麦業界の負担とするという条件をつけたと聞いている。また消費者の意向を聞くと言面ではうたっているものの、小麦粉の原料となる原麦輸入の権限等は政府、食糧庁が握っているため、業界では正面から反対できない現状にある。更に品質や安全性の面から考えても小麦粉と米粉は異質なものであり、味、品質、価格の面においても問題があり、四百

万吨の米の消費のために消費者の権利が損なわれることは重大である。(資料添付)

第一九四一号 昭和五十三年二月九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町十一区 今

村九二三百十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第一九四二号 昭和五十三年二月九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭三区 名

苗元一外八十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、おつとせい群の海上猟獲に関する請願(第一二〇〇号)

一、国有林労働者の身分安定に関する請願(第一二〇三〇号)

一、不良造林地の改善に関する請願(第一二〇三

一、国有林労働者の振動病予防に関する請願(第一二〇三二号)

一、営林署の担当区・事業所の統廃合に関する請願(第一二〇三三三号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第一二〇三四号)

一、国有林労働者の退職特別給の制度化に関する請願(第一二〇四四号)

一、国有林労働者の身分安定に関する請願(第一二〇六六号)

一、国有林労働者の退職特別給の制度化に関する請願(第一二〇六七号)

一、不良造林地の改善に関する請願(第一二〇六八号)

一、国有林労働者の振動病予防に関する請願(第一二〇六九号)

一、営林署の担当区・事業所の統廃合に関する請願(第一二〇七〇号)

一、米の生産調整に関する請願(第一二二八号)

第二〇〇〇号 昭和五十三年二月十日受理

おつとせい群の海上猟獲に関する請願

請願者 岩手県上閉伊郡大槌町赤浜一ノ三

ノ一〇 川口鶴松外九名

紹介議員 増田 盛君

北太平洋おつとせい群の暫定条約によつて、おつとせいの海上猟獲は禁止されているが、北海道沖合から千葉県海域まで回遊するおつとせい群は、沿岸漁業に大きな被害を与えているので、同海域内の海上猟獲の一部解除または調査船による猟獲を増やすようにされた。

理由

おつとせい群は、繁殖地である北方領域のプリビロフ・コマンダー及びロベン島から寒流のつて二百海里内の北海道沿岸に接近し、その先端は千葉県銚子沖合の暖流境から反転し、北上を続ける習性をもっており、その数はおよそ五十万頭ともいわれている。しかもその期間は十二月初旬から

翌年五月下旬までの長期間魚群を追つて回遊し、その間スルメイカ・マイワシ・ハダカイワシ・タラ・マス類等を雑食し、最近ではマグロ・延縄操業中各所のえさ料にかみつくなど不正常的な状態となり、その他いかり操業中にも各所に出没するのでいかに群が散在するなど漁獲に大きな支障を来す外定置網内外にまで出沒し、撃退に手を焼くまでに至っている。このようにおつとせい群は、沿岸漁業に大きな被害を与えており、しかも五十頭から百頭内外の群をなして活動し「海のギャング」と言われ、関係漁業者を困らせている。これがため同一関係海域内を操業する漁民におつとせいを計画的に海上猟獲させ、沿岸漁民の不漁対策と食害防止に役立たせたいのである。(資料添付)

第二〇三〇号 昭和五十三年二月十三日受理

国有林労働者の身分安定に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目

村 佐藤現外十五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二〇三一号 昭和五十三年二月十三日受理

不良造林地の改善に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目

村 児玉健外十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第二〇三二号 昭和五十三年二月十三日受理

国有林労働者の振動病予防に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目

村 石川利男外十八名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第二〇三三三号 昭和五十三年二月十三日受理

営林署の担当区・事業所の統廃合に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目

村 寺

庭 石井耕二外十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇七号と同じである。

第二〇三四号 昭和五十三年二月十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町水上三三三

山本俊男外百九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二〇四五号 昭和五十三年二月十三日受理

国有林労働者の退職特別給の制度化に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目寺

庭 石井鉆之助外十六名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二〇六六号 昭和五十三年二月十四日受理

国有林労働者の身分安定に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目杉

沢 石川勝太郎外二十六名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二〇六七号 昭和五十三年二月十四日受理

国有林労働者の退職特別給の制度化に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目杉

沢 石川皓造外二十五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二〇六八号 昭和五十三年二月十四日受理

不良造林地の改善に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川町仲台 草暗

清蔵外十三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第二〇六九号 昭和五十三年二月十四日受理

国有林労働者の振動病予防に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川町寺沢綱木沢

三浦集名男外十三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第二〇七〇号 昭和五十三年二月十四日受理

営林署の担当区・事業所の統廃合に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町馬場目杉

沢 石川英雄外十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八〇七号と同じである。

第二一二八号 昭和五十三年二月十六日受理

米の生産調整に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

議長 岡田与一

紹介議員 鈴木 正一君

一、米の生産調整面積と買入れ限度数量の割当配分に当たっては、過去の実績と永年転作の状況等を十分考慮すること。

二、奨励補助金の交付に当たっては、転作のすべてに對し交付対象とするよう改めること。

三、転作物は、米作に見合う所得が得られるよう措置を講ずるとともに、流通価格補償制度を拡充整備すること。

四、特に国内自給度の低い戦略作物の転作については、優遇措置を講ずること。

五、土地改良通年施工に対する特別加算制度を全国的に適用するとともに、土地改良事業費の積極的な増額を図り、施工期間の短縮を行うこと。

六、農業団体の転作推進協力体制の調整と助成措置を図ること。

七、推進事務費補助の増額と事務簡素化を図ること。

八、新米の早期供給と米飯学校給食の完全実施などによる米の消費拡大を図ること。

理由

昭和四十五年度から始められてきた米の生産調整は、昭和五十三年度から更に大幅調整が打ち出され、生産農家に与える影響は極めて大きいものがある。第二次生産調整の実施に当たっては、生産農家に対し一方的な犠牲を強いることなく、農業によつて自立できる基本農政を確立すべきである。

昭和五十三年三月十一日印刷

昭和五十三年三月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局